

等の處分を朝廷に要求致しましたが、其中には又藤原氏の攝政の更迭をも要求致しました。朝廷では何分にも兵力がなかつたから據るなく其請ふが儘になされる。すると、頼朝は意中の人物から議奏公卿十人を選んで朝議に容喙させました。

然るに後鳥羽天皇が頼朝の監視のうるさ、に讓位の御内沙汰のありました時、頼朝は最初に不同意を稱へましたけれども、後には心ならずも、御同意申上げました。其内に頼朝の推薦した關白藤原兼實一門は其政敵土御門通親に謀られて朝廷から一掃されて了つて、頼朝の面目は丸潰れとなつて了ひました。斯る際にも頼朝は皇室に對しても、又貴族に對しても、餘り極端な處置に出でなかつたが、それは彼れの擧兵の旗幟が平氏や義仲の、院政に對して迫害を加へた反動として、それらの者共を討伐して、院政の回復を圖るといふにあつたからであります。而かも彼れの本意は後白河法皇の院政は、御一代に止めて、飽迄も後鳥羽天皇の御世と致し、意中の人物を攝政や議奏に推して自身の政策を行ひたかつたのでありましたが、そこは京都と鎌倉とが遠く離れて居りました爲めに、宮廷の陰謀で意外な結果になりました。これを遺憾とした頼朝は、上京の上で其始末をつけんと思へて居る中に、落馬が死期を早めました。(第八)頼朝は幕府を創立するについて自身の部下が朝廷に接近することを好みません。さればといつて朝廷の官職位階は國民の光榮とし、名譽として最も熱望したところでありましたから、これを抑へ切ることは到底出来かねる。頼朝は夙に此點に着目致しまして、御家人の官職位階の申請には必ず其推薦を要する事に定める等種々の制限を加へました。頼朝自身も内々みづから望んだ征夷大將軍以外は、一切辭退して其模範を示して居ります。

これを要するに、鎌倉幕府は朝廷の外國模倣の制度が餘りに社會の實狀に遠ざかつて來たのにも拘らず適當の處置を講ずる事もせず、其内に兵力を失つて、中央も地方も、動もすれば無警察の狀態に陥る事となつたところへ、頼朝が地方の堅實なる中産階級を踏臺として恩義に依る主従關係を基調とした武家政府を創立し、其敵手を征服して獨自の見地から時代に適應した諸般の施設を行つたから、こゝに鎌倉幕府の抜くべからざる基礎を築き上げたばかりでなく、七百年ばかりも續いた封建制度の儀表となつたのであります。

歴史上文明の過程に於て、一度も封建制度の行はれた事のない國は何處かに缺陷があるといはれて居ります。近い所では朝鮮の如きも、開國以來我國に譲らぬ長い歴史を有つて居りますが、一度も封建制度が行はれて居らぬのは、即ち其一例として見る事が出来るのであります。此點から考へますと、頼朝自身は其私行上多少の非難は免れませんが、當時の戰亂を止めて國民を無警察の狀態から救ひ、生命財産の安全を圖つたばかりでなく、政治上の實權が武家といふ新勢力に移る際にも、累を皇室に及ぼす事がなく、名分上朝廷の優越なる地位を其儘尊重して、我國に特殊な封建制度を建設した事は一大偉勳と申すべきであつて、其一般文明に寄與したところも決して少くないのであります。

朝廷の外に幕府が出来て、朝廷が政治上の實權を失はれたといふ事は一大改革ではありますが、それらの間に流るゝ恩義の觀念が危険性のある一切の思想感情をおし流して、落着くところに落着かせました上、將來に於ける國運の發展を助けたところの一大動力ともなりましたのは、やがて我國體の精華といへるでありませう。若しも此恩義の觀念が無かつたならば、人間は理性の赴くところに任せて如何なる突飛な事も斷行



が出来ませう。我國近來の政治上社會上の運動が、兎角に恩義を無視して理性や慾情に墮するの傾向があるのは、これを過去の歴史に徴し、又國家の將來に考へて、國民の大いに警戒を要すべき點であらうと思はれます。

鎌倉幕府の創立者たる頼朝の死は、彼れが專制的將軍であつた丈に、其内外に及ぼした影響が可なり深刻でありまして、御家人の結束も幾分弛んで参りましたのは、彼等が間もなく、梶原景時の同盟排斥を頼家將軍に要求して其目的を達した一事でも判ります上に、將軍に反くものさへ出で、参りました。別して頼朝の存生中は至極おとなしくして居たところの彼れの夫人政子の父北條時政が、頼家の年の若いのに乗じてそろそろ其野心を現はして参りましたのは目立つた事でありまして、端なくも頼家の外戚比企能員との暗闘が演ぜられました。やがて將軍の廢立が行はれました。當時頼家は未だ生存して居りましたのに、幕府では頼家が死に、頼家の子一幡も能員も時政に殺されたといつて頼家の弟實朝を將軍にされたいと虚偽の奏聞を致しました。もとより電信、電話、ラヂオ杯の未だなかつた世の中で、東國の事情を皆目知られなかつた京都の朝廷では奏請のまゝに、實朝を將軍になされました。するとやがて一幡も能員も殺され頼家も暗殺されて了ひましたが、これは何れも時政の悪辣な手段であつて、豫定の「プログラム」を其通りに實行致した丈の事でありませう。彼れは其妻牧の方の女婿平賀朝雅を愛して、實朝に迄も其毒手を加へようと致しましたが、此方は政子に看破されて其目的を達しませず、時政は此事から忽ち失脚して了ひました。

實朝は頼家と違つて相當見識もありましたが、生來天才肌で武家に似合はず文藝の趣味が裕でありました

から、母の政子や、北條義時、大江廣元等の元老とそりが合ひ兼ね、何かに附けて彼等の掣肘や、乃至保守的な御家人の反對やらに氣を腐らした氣味もあつて、果ては突飛な渡宋計畫を立て、見たり、無暗と官職の躍進を望みまして、一層右大將家（頼朝）崇拜の昔堅氣な御家人共の反感を買ひました。

此間に畠山重忠や和田義盛の如き北條氏に忌まれた宿將は、漸次北條氏の爲めに刈り盡くされて、侍所別當も、政所別當も、皆北條氏に歸しましたから、北條氏は政子の庇護の下に、抜くことの出来ぬ一大勢力となりました。

一方後鳥羽上皇には、頼朝の死後幕府には内訌が屢起つたのを御家人間の團結に罅隙が入つたやうに思召されて、益々院政を更張遊ばされました。當時上皇の御乳母でありました藤原兼子―卿二位といはれた女性―がひどく上皇の御氣に入りて院中の羽振りがよく、頗る政事に容喙致したと傳へられて居ります。偶然にも時を同じうして、東には二位尼政子、西には卿二位兼子といふ二大女流政治家が出現したのでありますが、政子は熊野參詣の途すがら上京しました際、此兼子と打解けて種々物語り致しました中に、政子から、若し將軍實朝に子のなかつた場合には、後鳥羽上皇の皇子を御迎申上げたいと談じ込み、兼子はこれに對して、頼仁親王をとの下心があつたやうに傳へられて居ります。

やがて數奇の運命に捉へられた將軍實朝は鶴岡八幡宮で、彼れが右大臣になつた爲め拜賀の晴れの儀式を濟して歸らうとすると、物蔭から現れ出でた前將軍頼家の子の公曉の爲めに親の仇討の意味で暗殺されて了ひました。場所は正しい記録に社前の石橋を下りたところとなつて居りますから、今の大銀杏のあるところで



はありません。何様將軍の暗殺と申す事は未曾有の珍事であつて、殊に實朝には其後を相續すべき子もなく、政子の心配が杞憂でなくなつたのでありますから、これには道の鎌倉武士も度膽を抜かれたばかりでなく、京都に於ても大に驚かれて、今にも天下が大に亂れるであらうと思はれ、其内には源氏の人で將軍の後釜を覘ふところの自薦候補も現れましたけれども、もとより物にならう筈はありません。それといふのは幕府で實権のあつた政子の心中既に皇族の御東下を奏請する腹を決めて居たからであります。

果して此不幸のあつた翌月、政子は後鳥羽上皇の皇子御二方の中、御一方を御迎申上げたいと奏請し、主なる御家人一同も亦連署で其奏請に及びました。而かも斯る非常の事變に際しまして、彼等が一絲亂れず協同の態度を取ることの出来ましたのは、驚くべき事ではありますが、それが是迄三代恩顧の源氏の將軍と、縁もゆかりもない宮様を戴く事に一致したのであるから、更に驚くべき事でもあります。京都側では其邊の機微についての諒解がなかつたものと見えまして、幕府の主従一致の奏請を受附けられ乍ら、何等の御沙汰もなく空しく遅延致されて居りました。是時上皇には、皇族の將軍は、將來全國を二分するの恐れがあると思召して御許がなかつたのであると傳へられて居ますが、私は寧ろ其首領を失つた幕府の自然瓦解を御望みになつて居つたのではあるまいかと存じます。其内に上皇からは、幕府の熱心な奏請に對しては許すとも許さぬとも仰出されないうで、攝津國の長江莊と倉橋莊とに幕府から置いてゐる地頭を罷めてほしいとの方角違の御沙汰がありました。此二つの莊園は、前身は白拍子の龜菊で其頃は宮仕して上皇の御寵愛を一身に集めて居ました伊賀局の所領でありましたから、そこに置かれた地頭を罷めて其收益を増してやらうとの上皇の難有

御思召に出でた事でありませう。幕府では必死に宮様の御東下を望んで居た折柄でありますから、大事の前の小事で、御意に従つた方が得策であつたらうと思はれませうけれども、實はこれは幕府に取りまして、決して小事ではなかつたのであります。と申すのは頼朝の時に、勳功の賞として給つた地頭職は大罪を犯した場合の外罷めないといふことが、ちやんと幕府の法律に規定されて居りましたから、此場合、若し相當の理由がなくて此二つの莊園の地頭職を取上げましたならば、幕府自身、御家人の財産保障を破り、御家人全體に不安を與へ不平を抱かせて、延いては幕府の基礎に動搖を來たす結果となるは見え透いて居ります。これ實に由々しき重大問題でありますから、幕府の當局は熟考の上できつぱりと御斷り申上げて了ひました。それがやがて、上皇の逆鱗に觸れまして討幕の御計畫の動機になつたといはれて居る位であります。もとよりそればかりとは思はれませんが、これも確かに其一つには數へられるでありませう。

斯様な思ひがけない行懸りから宮様の御東下は望みがないと諦めました幕府は、今度は手を替へて攝政家の公達たる藤原道家の子頼經を迎へる事に、改めて奏請致しますと、それならば、よからうと御裁下を得ました。此人は頼朝の妹の孫の子で、遠い縁續きの人ではありますけれども、今更其血縁の有無問題でなかつたのは、幕府が第一に皇族を奏請したのでも知れませう。源氏か三代で盡きた後は頼經、頼嗣の後に宗尊親王を御迎へ致しましたけれども、將軍は宮様であらうか公達であらうか、何れも名義上のものに過ぎなかつたのであります。頼朝は死にましても、右大將家とか右幕下とかいはれて御家人の胸の中に尚ほ生きて居たのでありますから、政子や義時が牛耳を取つて結束を固めて居ましたならば、彼等の集團は未だく微動



だもする氣遣ひがなかつたのであります。

然るに京都では、今にも幕府が瓦解すると思はれて、様々の御念の入つた調伏の御祈禱や、御修法やらが行はれて、血を流さないで其目的を達せられんとされたかに窺はれますが、頓と其利目がなかつたので、承久三年の御討幕となりました。其時の宣旨には、義時が幼將軍を擁して權を擅にするから朝敵であるところあります。併し時機が未だ到らなかつたのか、此軍は悉く官軍の失敗に歸して、三上皇の御播遷、公卿の處刑等、歴史上に一大汚點を印して居る事は今更申す迄ありませんが、幕府としては、其死活問題の瀬戸際迄おし詰められた丈に、極度に興奮して、將來斯る恐れを再びせざるやうにと、どし／＼思切つた積極的態度に出でたのであります。其結果、頼朝の時には其擧兵の初の旗幟に累されて、思ひ切つた事も出来かねた爲めに不徹底な態度を取り來つた朝幕間の問題が、端なくも此戦役に依つて悉く幕府の爲め有利に解決致されまして、皇位の繼承、立太子を始め攝關の更迭等皆何れも幕府の推薦に依らなければならぬ事となり、幕府は愈朝廷の政治上に優越の地位を確保することが出來たのは是非なき次第であります。

## 中期

以上を以て鎌倉時代の前期即ち幕府の創立以來四十年餘りの説明を終へましたから、これより中期に移ります。中期は即ち承久の戦後、文永の初頃迄約四十年餘りの歴史であります。

承久の戦役から三年の後に當面の責任者として大の悪まれたもの、義時が死にました。これは部下に殺されたのであるといはれますが實は病死であります。古來悪まれたものには、よくさうした傳説が附物です。其翌年には又幕府の第一の元老であり活字引であつたところの大江廣元と、事實上の將軍でありました政子とが相次いで世を去りました。廣元の如きは一生の中に涙を流した事がないといふ程、理性的人物でありました丈に、其頭腦が明晰で、よく事物の判断を誤らず、頼朝や政子を助けて幕府を建設支持した大功臣でありました。政子も涙の乏しい點では略廣元と似たものと思はれますが、源氏の跡の絶えた後も、尙ほ有りし昔の如く御家人尊敬の的となつて居たのであります。斯様に主なる人々が凋落して見ると、御家人の集團を統率して行く北條執權の責任が非常に重くなつて來たと同時に、そこに恐るべき危機が胎まれた。と申すのは將軍は京都から來た公達でありまして、御家人に取つては何も譜代の恩顧がある譯でもない。執權の北條氏とても、將軍の前には他の御家人と同僚の間柄でありましたから、今一つ押しが利きませぬ。何かにつけて其庇護の立場にあつた政子の死後は猶更さうでありましたらう。賢明の聞えの高かつた北條泰時は、此難局を如何に善處したのでありませうか。

第一彼れは御家人を召集致しまして、自後は各自の賢愚に依つて自身が賞罰を行ひ任免をするときつぱり申渡しました。丁度徳川氏の三代將軍家、家光の時に諸大名に宣言致しましたやうに、それからといふものは、執權は御家人の水準以上にあるのでありまして、最早同僚關係でなくなつたのであります。

次に第二泰時は幕府に評定衆と申す最高顧問を新設致しまして、武士や文官出身のものから、幕府の元老宿將を網羅し、行政、司法、立法に互つて、此會議機關を経たものを以て最後の決定とすることに致しました。これは將軍はもとより執權の専制を防ぐ事になるのでありまして、此時代としては餘程進んだ考へであ



るといへませう。

次が第三法律の制定であります。幕府は創立以内未だ一つも纏つた法律を作つて居りません。然るに承久の戦役に幕府が勝ちましてから、例に依つて官軍方を致しました公卿や武士共の所領を没收して幕府に勤功のあつた將士等に與へたのでありますが、當時土地の所有權は極めて複雑でありまして、其一部分丈しか有たぬものと全部の領主との見境が容易に附きかねたのでありますから、戦役のどさくさまぎれに、よくも吟味をせないで急いで論功行賞を行つた曉、それらの不當處分の更正を求める訴訟が續出したのも當然であります。加之戦捷の餘威に誇る武士の様々の不法行爲についても、救済を求める訴があとからあとからと起された。併し幕府には一定の法律がなかつたから、裁判官は兎角強いものにまかれろで權力のあるものを勝たせようとするから、同一の事件であっても、人に従つて輕重を異にする事が出来勝ちでありました。朝廷には立派な法律がありましたけれども、それは支那法系のものであつて、時代に適應せない上に、又文章も一般に難解でありましたから、泰時は貞永元年に教養の低い一般人にも解り易い文章で道德主義に基き、最も適切な規定を有する法律を編纂致しました。これが正しくは御成敗式目と申すべきを、普通出来た時の年號を取つて貞永式目といはれて居るものであります。既に政治上、公家側から獨立した幕府は、更にこれに依つて法律上にも、公家側から獨立したのであります。此式目はすべて五十一箇條から出来て居りまして、其後も幕府は、時々これに修正を加へました。それを式目追加といつて居ります。足利幕府の時代にも此式目及び追加は矢張り現行法として行はれて居りましたし、戦國時代の諸國の大名の國法もこれを以て母法と致して

居りましたし、徳川幕府さへ其法律を制定するに當つて此式目を參考とした位であります。芭蕉翁が「名月の出づるや、五十一箇條」と詠じたのは名吟と思はれます。

扱此法律は制定の目的が目的であつた丈に、訴訟法に關する事を始めとして、武士の所領の事、相続の事、一般の刑法杯が細かに規定されて居りますが、其内容を一々説明する時間を有ちませぬからこれを略します。只公家側の法律や其解釋には據らないで、武家独自の見地から制定されたところに特色があるといふ事丈を注意して置きたいと思ひます。一例と致しまして、親が一旦女子に讓與した財産は取戻すことが出来ぬとは、公家側の法律家の解釋でありましたが、それを此式目は、道德主義に依りまして、女子をして親の財産の分配を受けた後迄も孝養を盡くさせる爲めに、親が任意に取戻すことを得ることに定め、又女子は養子を許さずといふことが同じく公家側の法律家の解釋でありましたのを、此式目に女子の特有財産を認めましたから、これを相續させる爲めに養子を許すが至當でもあり、且つ右大將の御時以來の先例もあることだからといつてこれを許して居るが如きものがあります。

其他にも此式目には女子の利益を保護した規定がある。例へば夫は妻を離婚する場合に、其妻が夫に對して功あるも過失がないのを、夫の離婚の動機が只新しきを賞して舊きを棄てるといふ今ならば貞操蹂躪の訴でも起されさうな場合であつたならば、是迄妻が夫から讓り受けて居た財産は夫に還すに及ばぬといふが如き條文がそれです。故穗積博士は式目に是等の條文があるのは一代の女傑政子の力であつたやうに申されて居ますが、此式目は政子の死後七年も經つてから出来たものでありますから、さうはいはれますまい。



一體此時代では政子ばかりか、巴、板額杯、軍にも携はつた程のえらい女性も出で、居りまして、性の差別は餘りやかましくいはれて居りません。女子たりとも武士の家に生るれば、所領を分けて貰ふことは、男子と同様でありまして、所領があれば當然兵役其他の義務が附きます。現に肥前の國の女の地頭で自身京都の大番役といふ兵役に服したのもあります。尤もこれは、老人も小兒も同様であります。若し自身が兵役に堪へない場合は代人を出しても苦しいのであります。此時代には武家ばかりでなく、公家側にも教養のある多くの女性を輩出して居りまして、公卿達が宮中に出仕すると、いきなり宮女から時鳥や聞かれ候杯と奇問を出されて其答辯振りについての「メンタル・テスト」が行はれたので、道の公卿衆も赤面をした話がある。それと申すも、學問教養ばかりでなく、男子に劣らぬ體力があり又財産があつたからでありまして、所謂モダン、ガールの如く、お化粧や、口先ばかりでは、決して男から尊敬を拂はれることは望まれるものでありません。

斯くて源氏の將軍時代の様な恩義に依る集團の力が時代の變革につれて弛みを生じて來た時、恩情主義に代ふるに、法治主義を以てしまして、御家人が其權利の保護を得、又若し他から損害を受けた場合には救済を求める爲めに、幕府に滿腔の信頼を置かせることにして、兩者の間に離るべからざる密接なる關係を繋いで行つたことは、亦賢明なる政策たることを失はなかつたのであります。實に幕府の訴訟手續、殊に所領の爭等民事に關したものを見ますと、慎重を極めたものであります。先づ原告被告の間に三問三答と申しまして、三回書面を辯論を關はせ、裁判所は各三回の書面審理を遂げた上で、更に對決といつて口頭辯論を行

ひ、判決を下したのであります。原告被告の何れかそれに不服の場合は、更に覆審上告の途も開かれて居たのであります。只そこには恩情主義の如き温味に缺けたところのあるは免れません。此時代には御家人の間に主として所領に關する訴訟が著しく續出致しました。其原因は、もとより單純でなかつたのであります。一つは幕府が種々の機關を設けて彼等の權利を伸張し、若しくは其侵害を蒙つた場合に救済を求め易きやうにしたのが自然と健訟の風を助長した氣味もありましたらうし、一つは此時代に漸く御家人が物質的に窮乏を加へて來て、延いては精神的にも安定を失つたことにも依つたらうと思はれるのであります。

將軍直轄の武士たる御家人の貧困についても、其原因は種々ありましたが、(第一)は生活の向上でありませう。殊に京都から貴族や皇族を將軍に迎へる事になりましたから、それに隨從する男女も少からず鎌倉に參つたのであります。奢侈の風がそれと共に入つて來ました。泰時の時にも、京都から來て幕府に仕へるものに奢侈を禁じたのはこれを立證して居ます。従つて此方面からして鎌倉武士が段々垢抜けがして來て、幕府で催される和歌會で歌の文句に首をひねる武士も多くなつて行く内に、いつしか京都式に感染して奢侈にも耽るやうになりました。正元二年のありもの盡しに「武家過差アリ」との一句がそれを證據立て、居ます。過差とは奢侈の事でありまして。其結果、是迄の收入では生計が困難になりまして、悪い事とは知り乍ら、所領を抵當に入れて金を借りたり、賣つて人手に渡すものも出來て來ました。それが若し御家人の手に渡れば、結果から見てそれ程の影響がなかつたのであります。御家人でないところの他の侍即ち非御家人の手に渡つたり、又は商人百姓等の、當時凡下といつて居つたもの、所有に歸しますれば、幕府の管轄外の人であり



ます丈に、幕府としては御家人扱を停止せなければならぬから、それ丈幕府の財源を失ふことゝなるのであります。それ故貞永式目にも、御家人が將軍から恩賞として給つた恩地は絶対に賣買を禁じまして、若しこれを違犯したものがあつたならば、賣人も買人も共に處分することに定めました。式目の上では、それを除いた他の私領は賣買しても宜しい事になつて居たのでありますが、其私領も八年程後になると、凡下はもとより、非御家人に賣ることを禁ぜられまして、若し違犯したものは、これを沒收することゝ改まりました。それでは御家人の私領で賣買の出来るのは、只御家人と御家人との間丈であります。併し御家人同志は何れも劣らぬ貧乏揃で融通の附きかねたところから、矢張困れば非御家人や凡下の手に移さるゝ場合が多かつたやうであります。次には(第二)御家人は何れも地主の事でありまして、不作が一番利いたのであります。時々此凶年が参ります。中にも此時代で全國的凶作の爲めに大飢饉の慘狀を呈しましたのは寛喜度、正嘉度杯の飢饉の時でありました。それらも御家人を貧困に陥れた主なる一つの原因となつて居りませう。「貧すれば鈍する」で、自然不正の手段で他人のものをせしめやうとするが如きさもしい心を起して、無効な文書杯を楯に取り、矢鱈に訴訟を起したがるのが此時代の弊風でありました。

## 後 期

これで一と通り中期の説明を終へましたから、これから、最後の後期に移りませう。後期は凡そ文永の初頃から元弘三年鎌倉幕府の顛覆迄約七十年ばかりの間であります。

何故に文永の初頃を以て一期を劃するかと申しますと、此頃から致しまして、御家人の所領の抵當流れや

賣渡に關する幕府の禁令が著しく目立つて參るのが、取りも直さず御家人の窮乏の深刻になつて來たことを物語るからであります。そこへ持つて來て、我國では蒙古襲來といはるゝ歴史上未だ曾てなかつたところの一大國難が突發致しまして、國防上の重大責任がこゝに端なくも此御家人なる武士の双肩にふりかゝつて參つたのであります。これ眞に瘦馬に重荷ではありますまいか、泣面に蜂ではありますまいか。

年若き執權北條時宗を首腦とした幕府は斷乎として元の要求を斥けて、これと戦ふの方針を定めましたものゝ、寧ろ國內問題として、當時は御家人が互に各自の利害關係から、訴訟に没頭して不和を生じつゝ、あつたから、此一大國難の前に彼等の結束が保てるであらうかと非常に憂慮した様子でありました。當時幕府の出した命令の中にも、自身の宿意を挟さんで天下の大難を顧みないのは甚だ不忠であるから、御家人以下の軍兵等は、守護の命に従つて防戦の忠を致すやうにと嚴戒してゐるのが見えます。

當時の侵入軍は元と高麗との聯合軍でありました。就中元は先に歐羅巴へ迄も遠征して猛威を揮つた餘勢で以て、一氣に我國を打潰さうと大軍を向けたのでありますから、一時は壹岐、對島はもとよりの事、北九州は其馬蹄に蹂躪されたのであります。實に或意味に於て日清日露の戦役以上の一大國難であつたと謂はなければなりません。幕府はもとより將軍直轄の武士たる御家人丈では此大敵に當るに足らぬと思ひましたから、前にも述べた如く、將軍の管轄外にあつたところの非御家人迄も特に勅裁を仰いで、臨時將軍の指揮下に移しまして、兵力の不足を補ひました。ところが如何でありませう、平素餘り仲のよくなかつた彼等は均しく將軍の麾下に屬して協同一致して國難に殉ずる覺悟を定め、多大の犠牲を拂ひ乍らもよく幕府の命令に



服従して戦鬪に従事し、文永の第一戦に、幼稚な戦術から頗る苦い経験を嘗めたにも拘らず、幕府が異國征伐を宣して外征の計畫を立てるが早いか、我れも〜と競つて出征を申出でました。中には自身は八十五歳で歩行が困難であるから嫡子、子息、親類のものを従軍させたいと届出でた御家人がおりますが、其嫡子といふのが既に六十五歳の老兵であります。又後家尼某といふ女性も其力とする子息を夜を日に繼いで差出すと届出で、居るものがある。これを以て當時士氣の如何に旺盛であつたか窺はれませう。幕府は此第一回の経験から、北九州一帯に石築地と申しまして、土堤共二間許も切石を積重ねた防禦陣地を築き上げることにして、これを其所在地の御家人に賦課致しました。尤も外征に従軍するもの、爲めには特にこれを免除することゝしたのであります。此石壘は弘安四年の第二回戦に非常に役立つたのでありまして、道の敵も是時上陸の望みを絶つたのは、これがあつた爲めといはれて居り、今尚ほ北九州の沿岸に其遺蹟を留めて居るものがそれでありませう。これを見た丈でも、當年の我國防軍の苦心の如何ばかりであつたかを思つて、そゞろに涙ぐましい感激に打たれると共に、我軍の勝利は決して伊勢の神風の力ばかりでなかつた事が、力強く印象されませう。

だが一方斯様な懸命の努力に對して何が酬いられたかと考へると、此戦争では敵を撃退こそしたれ、少しも其領土を奪ひ取つた譯ではないから、我戦士に與へる土地は何處にも得られませぬ。承久の戦後でさへ論功行賞は頗る困難であつたが、今度はそれどころではありません。肥後の御家人竹崎季長の如きは、もどかしがら、自身鎌倉へ出向きまして居催促をして居ります。金鵝勳章年金の増額運動と略同一の運動である。

今は御物になつて居るところの竹崎季長繪卷は、彼れが自身の勳功を描かせて説明を附したもので、此戦役のよい史料となつて居ります。幕府もこれにはほと〜困じ果てました。それに今度は御家人ばかりでなく、非御家人の勳功のあつたものも御家人同様恩賞を與へるといふ事を最初に約束して居りますから、猶更始末がわるかつたのであります。困つた揚句に、さういふ運動の爲めに鎌倉へ參る事は罷成らぬとのひどい命令を出しましたが、根本の救済にはなか〜手が着けられませんでした。

それに此戦役はいつ止んだといふ事はなく、何時敵が又再舉を企て、捲土重來致すかも測り難かつたから、我れとしては不斷の防備を続けなければなりません。彼石築地の如きも、破損をすれば修築を致しました事が、南北朝時代迄も續いて居ります。それ丈御家人は永く奔命に疲れて負擔は重なる一方であるが、何等の新しい収入もこれに伴ひませんから、御家人の資格を失ふものが段々と多くなつて來る。文永の初めから幕府は御家人の所領が抵當流れになつたり、又は賣渡されて、他の御家人の手に歸した場合は、利子を拂はずとも元金丈で取戻すことが出來るといつたやうな救済方法を講じたものゝ、最早さういふ手緩い事は間尺に合はぬやうになつて來たから、永仁元年には祖父母の時に御家人になつたものは、子孫の代に所領に離れても、特に御家人の待遇を失はないとの法律を出しました。所領がなくては、如何にして御家人の義務が果されませう。これは幕府の御家人制度の根本的破壊でなくて何んでありませう。

斯く迄血迷つた幕府の當局は、やがて永仁五年になつて疾風迅雷的に、御家人所領の抵當流れになつたり、賣渡されたりしたものは無償で舊の所有者に取戻すべしといふ亂暴極まる法律を實施したのであります。こ



れが有名な徳政であります。成程貧窮な御家人はこれに依つて一時は濡手に粟の歡喜に浸ることが出来たのでありませうが、それは只ほんの一時の糠喜びで、それがなくなつた暁には、誰も恐がつて彼等に融通を附けて呉れるものはありません。故に僅々一年で幕府は此法律を撤廢致しました。けれども、其經濟界に與へた一大恐慌は幕府に對する不信用となつて永く後世に迄禍根を残して居ります。

更に政界を見ますと、後嵯峨天皇の崩御後に於て起つたところの後深草上皇の院政とすべきか將た龜山天皇の親政とすべきかの御争から、延いて大覺寺、持明院兩皇統の御争となりましたが、幕府のこれに對する處置は往々不徹底でありました。例へば兩皇統の御方々が更るべく皇位に御即きなる様に取計つたかと思つと、今度は又片々の皇統の御方丈で以て御二代も打續いて皇位に御即きになるやうに取計つて、自家撞着の事を平氣でやつた事柄もありますから、兩皇統の何れも御満足には相成らなかつた。これが又政治上に幕府の不信用を暴露するの結果をもたらすことになつたのであります。此時代の末期に御出ましになつたのが、天皇親政の回復に最も御熱心であらせられた後醍醐天皇にましくた。天皇は英邁の御方でありましたが、幕府の毎度の干渉で皇位の繼承等悉く思召の如くならぬところから、愈幕府討滅の御計畫を御立てになつて、御腹心の公卿の外に、在野の勤王の武士も多少謀議に参加致しました。尤もそれは餘り有力なるものとは申されませんが、こゝに當時一般國民の腦裡を支配して居つた源平が代るべく天下を取るといふ一種の宿命觀がありました。事實に於ても源氏の亡びました後に平氏の北條氏がこれに代つて居りますが、北條氏が斯様な落ち目になつて來た日には自然これに代るべき源氏が起つと思はれたので、北條氏に取つては甚だ厄介で

あります。當時生残つた源氏の一族中で棟梁の地位にあつて北條執權家とも婚姻を結び、隱然武士の間に重きをなしてゐましたところの足利尊氏は、北條の平氏に代つて天下を取るものは必ず我家でなければならぬと、父祖以來密に肝膽を碎いて只管其時機を覘つて居ました。それが一朝、後醍醐天皇の此御計畫に馳せ參ずることになりましたからは、幕府の運命が決せられたのも同然であります。さてこそ建武中興はありましたが、僅々三年足らずに覆つて足利氏の天下となりました。

### 時代の文化

これで一通り後期の説明を終へましたから、これより残つた時間を利用致しまして、工藝、美術、文學、經學、宗教等の文化的な方面についてもあらまし説明をして此講義を終らうと思ひます。

此時代の建築や彫刻繪畫の手法を以て、其前代の平安朝更に細かくいへば院政時代のそれに對照して見ますと、何人もそこに争へない變化のあることが見出されませう。即ち前時代の纖巧優美な特徴は、此時代に入つて氣魄に充ちた豪壯雄大な特徴となり、前時代の理想的、夢幻的な特徴は、又此時代に入つて寫生的現實的な特徴となつて居ります。それは此時代の彫刻に運慶、湛慶、快慶、定慶等のすぐれた大佛師小佛師が輩出し、人物畫に隆信、信實、佛畫に勝賀等の名手が出でた爲めでもありましたらうが、又確に時代人の好みの變化にも依つたらうと思はれるのであります。併し私は其他に今一つ此時代の初頭に現はれた社寺の復舊工事、換言すれば古社寺保存の事業から、直接それに當つて古美術に接觸した當時の美術工藝家の受けたところの感化影響が頗る大なるものであつた事を閑却してはならぬと考へるのである。それは主として頼朝



が其政策上、社寺の復興に重きを置いて、有名な俊乗坊重源や文覺上人の如き所謂大勸進上人を助け、部下の御家人等にも勧めて、此工事を完成させたからの事で、彼れの文化的事業の一つでありました。殊に奈良あたりの修繕期の廻つて來た天平時代の古美術の感化が、當時に及ぼしたものの、非常に多かつたことは否定が出来ますまい。當代の藝術が、平安朝よりも寧ろ天平時代に多くの類似點を有つて居るのは此爲めでありませう。更に今一つは支那の宋朝藝術の影響であります。此時代の初頭を飾つて居りますところの奈良の東大寺の工事について見ても、其技師長ともいふべき人は宋人陳和卿であります。彼れの外にも一二の藝術家が參つて居たやうであり、今も残つて居る國寶石造の獅子は宋人で日本名の六郎等四人の手に成つたものといはれ、當時適當な石材が日本になかつた爲めに、態々宋から取寄せたが、其運搬料丈でも、三千石餘を要したとの事が記録に見えて居ります。彩色に使つた朱の如きも、日本にはなくて、支那から取寄せました。又住宅、建築等に玄關をしつらう事となつたのは、宋の禪宗の寺院建築を眞似たものといはれて居りますけれども、實は宋代の立派な住宅建築には、皆それがあつたやうであります。

宗教についても、鎌倉時代は新佛敎の勃興した時代として知られて居ります。平安朝時代の佛敎の舊宗派、別けても、天台、眞言の宮廷佛敎、貴族佛敎は政治と共に形式的となつて、最早一般民衆の精神上の糧となるべき力を失つて居りました。此缺陷を充たさんとして起つたものが、淨土信仰であります。是より以前から佛敎では釋迦の滅後正法五百年、像法千年、末法一萬年にして、正法が廢して戒學が地を拂ひ、人心が凶惡となつて、惡事の盛んに行はるゝ末法澆季の世になるといふ一種の豫言的悲觀的信仰が一般に人心を支配

して居りました。それが丁度平安朝の中頃に相當するところから、固くそれを信じて居た國民は、精神上おのづから自暴自棄に陥り勝ちであつた。ところへ院政時代になつてからは、やんごとなき御方も戰敗れて地方に流され給うたり、嘗ては大臣として時めいた身の、果敢なくも戰場の塵と消へ失せられたり、奢る平氏も久しからず、盛者必衰、有爲轉變の流轉の様を見せつけられたのでありますから、一層現世を悲觀し來世を欣求するところの淨土信仰が勢力を得て參りました。此信仰に據りますと、何等の功德を修せずとも、否、十惡五逆を犯した程の極重惡人であつても、只念佛の易行に依つて、來世には極樂に迎へられるといふのでありますから、一般民衆に取つては、寔に誂へ向きの安價な慰安法で、それが一世の人心を風靡したのも尤の次第でありませう。法然上人は前代からの諸大徳の蒔いた種子を承けて其教理を大成し、更に貴族の間にもこれを植附けましたが、其門弟等の間には盛んに他宗を誹謗するは勿論、我固有の神詣でも、雜行だとかけなし、出離の邪魔になるといつたものですから、山門の怒に觸れて上人は流され、死後其墓を發かるゝに至りました。併し宗教といふものは、妙なもので、他の迫害が加はれば加はる程信仰の熱度が加はつて參るから、或意味に於て、迫害は寧ろ歓迎すべきであるかも知れません。淨土宗も亦斯る壓迫にめげず益々隆盛を來たしました。

それから禪宗であります。これも此時代の初めに榮西能忍が聲を大にして提唱致しまして、宋の禪風の異體の風をして變つた儀式をしたから、一般に注目を惹きまして、榮西の如きは亦山門の猛烈な反對を受けましたが、元來禪は傳敎大師の時に既に日本に傳來したものでありますので、榮西はなか／＼負けて居ぬ。



「禪宗若し非なれば、傳教亦非なり」といつて盛んに反對しました。けれども朝廷では山門の訴に餘儀なくされて、達磨宗即ち禪宗停止の宣旨が出ました。そこで榮西は據なく京都を去つて鎌倉に赴き、將軍頼家、政子の歸依に依つて壽福寺の開山となり、其内に又其外護の下に京都に於ても建仁寺を建立致しましたが、それは山門の諒解を得まして、其末寺として天台、眞言及び禪即ち圓密禪の道場としたのであります。其他彼れは時機が未だ到來せぬと觀じて、只管支那風を眞似ることも思止つたやうであつた。其邊は追は心機一轉の本家本元丈の事はあります。

禪宗も末法思想の影響を受けた事は同じでありましたが、是心是佛と申して、各人が自己の精神内に實在の根本を掴むことを教へ、直指人心、見性成佛といつて、端的に成佛の道を説いて居ります點が、單純な思想の持主であつて、且つ文字に暗かつたところの鎌倉武士の心を捉へ得たのであります。其内に道隆や祖元、兀庵等の宋の禪師も参りまして、鎌倉に建長、圓覺等の臨濟禪の五山が出来、執權以下の歸依が頗る盛んでありましたから、鎌倉は禪宗の淵藪となりました。禪宗も淨土宗も同じく本來個人的の宗教でありまして、國家的ではありませんから、禪宗に對する山門の非難はそれが亡國の信仰であるといふ事でありました。然るに日本へ参りますと、矢張國家的の宗教として、天皇の御萬歳を祈るものとなり、時宗の國難に當つて恐れなかつたのも、彼れが道隆や祖元に參じて大いに發明するところがあつたからだと思はれて居ります。

それに對して日蓮は頗る愛國的でありまして、みづから元寇の豫言が當つたといひ、盛んに宣傳に力めたのであります。併し鎌倉時代には、未だ教界の勢力となる迄には至らなかつた。此點に於ては、親鸞の淨土

眞宗も亦同様であります。

學問について此時代の武士は一般に教養の程度が低かつたのではあります、それでも、將軍や執權其他主なるものは、相當教育を受けて居り、北條氏の一族金澤氏の如きは多くの經書、佛書を集めて京都から明經の儒者を鎌倉に招聘してこれを講じさせました。此時代の初めには京都の明經家といはれた經學者も、漢唐の舊説を承繼いだに過ぎなかつたのであります、彼大覺寺、持明院兩皇統の御爭から、圖らずも兩統に屬する君臣間に、學問上にも競争を生じて互に切磋琢磨されました。總じて持明院統側が漢唐の舊説に據られたのに對して、大覺寺統の後醍醐天皇は玄慧に就いて朱子の新註を用ゐられ、書風に於ても、持明院統側は優美な上代様を學ばれたのに對して、大覺寺側では、豐潤な宋風を學ばれた。これが爲めに兩者の繪旨、院宣を一見すれば、直に其何れの皇統に屬するかを見別けることが出来る程であります。只和歌に於て、持明院統が却て新派の京極爲兼の歌風を好まれました、大覺寺統が二條爲世の舊派を御用ゐになりましたのは格別であります、これは寧ろ兩人の個人的關係に依つたのでありまして、極めて皮肉な一例外と見るべきでありませう。(大正一五、一一)

### 第三 鎌倉より室町へ

日本の中世史を政治的に見るならば、政權が朝廷から離れて武家の手に歸した時代であるといふことに於



て一致する。併し日本の國體に於ては、到底朝廷即ち公家といふものを閑却することを許さぬ。政權が武家に歸したからといつて、皇室を始め其官制も依然として儼存して居り、武家は其官制中の征夷大將軍其他の官職に任ぜられて居るのであるが、是等の官職には、官制上もとより政權の委任のあるべき筈がない。然るに事實上皇位の繼承を始めとして天皇の大權に迄も干渉して居たのは、抑如何なる權能に依つたものであらう。今日ならば法律を以て其職權が定つて居るべき筈であるが、昔はさういふものはなく、何事も只先例に依つて行はれた丈である。實際當時の政治も社會も此先例に依つて支配されることが多かつた。それでは其間何等の新味もなく、因循停滞の外なかつたらうと思はるゝけれども、先例にも種々あつて、周圍の事情の變つた後世に採用すれば非常な改革となることがある。且つや後醍醐天皇の「朕の新儀は未來の先例なるべし」と仰せられた通り、一度實現すれば、それが後の先例となるのである。公家と武家との關係も亦同様であつて、鎌倉幕府の創立者たる頼朝の時から歴代後繼者の間に行はれ來つた先例が不文律となつて、時勢の進轉と共に其儘繼承され、若しくは多少變色されて推移し來つたものである。

併しそれが成文律でない丈に頗る曖昧なものであつたから、其間罅隙を生じ勝であつた。殊に武家側には皇室が時勢の不利な爲め一時屈從されては居たものゝ、大權はもとより公家にあるべき筈で、武家の執權は一時權宜の所置に過ぎなかつたから、何時かは回復さるべきものであるとの見解が常に其官僚（或は主上も）の頭を支配して居り、少しく氣概のあるものには、武家が僭越にも力を以て奪つたものであるから、當方も力を以て取返さうとの試みも出來た譯で、それが前には承久に、後には正中、元弘に、討幕の計畫となつて

現はれ、遂に南北朝の分立となつた。南北朝といふも、實は公家、武家の政治上の見解を異にして争つたに過ぎぬ。即ち公家は飽迄も大義名分に依つて、皇統の正統たる後醍醐天皇御一流の親政を實現されて、武家に對しては大政を返上させ、只官制の命ずる職權の行使のみを許さうと主張されたに對して、武家は頼朝以來の先例と建武新政の失敗とに鑑みられて、大政を武家に委任され、皇位の安泰を圖らるべきであると主張したものである。即ち議論の根據を同一の先例に置き乍ら、一つは神代の昔からの先例に則つて居り、一つは建久右幕下即ち頼朝以來の先例に則つて居るのである。此公家武家の衝突は五十有七年の争亂の後に、南北朝の合一に於て、武家が南朝の後龜山天皇から北朝の後小松天皇に對せられて讓位の儀式に依つて神器を授與さるゝことに御同意申上げた事、最近に近衛家の文庫より發見された足利義滿の講和の仲介者たる南朝の阿野實爲に贈つた書狀に「三種神器可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>歸座<sub>一</sub>之上者、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>御讓國之儀式<sub>一</sub>之旨得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>候」とあるに依つて知られ、縱ひ一時にもせよ、武家が南朝の正統たることを認めたことが明瞭になつた。併し議論には勝つた公家側も、其後の結果について見れば、比較的有利であつた兩統迭立以下の諸條件が、すべて武家の爲めに蹂躪されて仕舞つたから實行に敗れたものといひ得る。

同じ武家であつても、鎌倉幕府と室町幕府とでは對公家の關係に非常の相違があつた。前者は政治上の實權は把握しつゝも、公家の存在を認めつゝあつたが、これに反して、後者は殆どこれを認めない。前者にあつては、公武間の大衝突が前後數回繰返されたのは即ち兩者の對立を物語る何よりの確證であるけれども、後者になると、何一つ衝突らしい衝突なるものを見出ださぬのである。前者にあつては、頼朝が二回、頼經



が一回上洛した丈で、他の歴代の將軍は一度も上洛せず、若しすれば、京都に追ひ返される時であつたが、後者にあつては、創立者たる尊氏は鎌倉に幕府を置かんとし、其諮問に對する報告が、建武式目の前文となつて居る程であるが、事情の許さぬ爲めに決行し得なかつた。けれども、尊氏、義詮迄は鎌倉大納言杯の名の上に憧憬を寄せて居たが、義滿からは鎌倉に興味を有たぬ上に、公家側との交通も頻繁であつて、天晴京都將軍となり濟ましたばかりか、遂には外出の儀を上皇の御幸に擬するに至り、死後朝廷から太上天皇の尊號を贈られんとしたことさへある。これもとより極端の例であるが、公家間の關係が前後に依つて大に異なるものゝあつたことは、略推測されようと思ふ。

それについては或は室町時代の公家の無力即ち皇室の式微を指摘するものもあらう。もとより事實に相違ないけれども、同時に武家も亦無力であつた。此時代の天皇の御染筆下賜は御手許の收入不足を補ひ給ふ術となつたといはるゝが、同時に東山時代の將軍として華奢風流を極めた印象を残して居る義政の如きも、其所持の甲冑を質に入れて何程かの小遣錢に有附いた程の手許不如意であつたことを忘れてはならぬ。斯様に公家を邪魔にもせず問題にもせなかつた幕府も、應仁、文明の戦亂には、東軍が時の主上（後土御門天皇）上皇（後花園天皇）を其陣中に奉ずれば、西軍は南朝系の宮様とかいふ小倉宮を大和から其營中に迎へ奉つたところに、皇室に對する彼等の潜在意識を認めねばならぬ。

鎌倉時代には頼朝が武家の政治を始むるについて、飽迄も在來の公家とは變つた行方を取らうとしたもので、右大將となつた時の拜賀の儀式杯は、もとより先例のやかましい朝廷格式のに依るべきであつたけれども、それには武家の新意を加へて多少の變つたものとした。それらが後の公家故實に對する武家故實の發生の權輿と申してよからう。然るに義滿はこれに反して二條良基を師として朝儀を學び、大納言に任ぜられてから後は、専ら攝家の儀を模し、公卿邊から其進退の度に合ふことを賞讃されて居た。即ち鎌倉幕府は主義として公家側の模倣をせずに、武家獨特のものを建設せんとしたもので、これを徹底させる爲めには、公家との接近をも避けんとするに至つた。鎌倉將軍中、比較的公家に同情があり、又自身も公家の文化に憧憬しつゝあつた實朝でさへ、公家に反抗して武家の立場を支持するに熱心であつたが、室町幕府ではもとより左様な張りもなく、且つ餘りに公家と接近し過ぎて居たのである。これは兩者の政治、法律、財政、軍事等を始め、すべての世相の上にも異なつた色彩を帯びる素因ともなつて居るが、鎌倉時代には此色彩の頗る鮮明であつたものが、室町時代に至ると、段々と褪せて來たのは理の當然と謂はなければならぬ。

今政治上からいふと、鎌倉幕府は皇位の繼承に干渉したけれども、御領の讓與には容喙して居らぬ。此時代に於ける大覺寺、持明院兩皇統の争に、長講堂領其他の御領の問題が伏在して居た様に説かれて居たけれども、それは事實を誤つたものであつて、是等の御領については、朝廷の御諮詢もなければ、幕府より意見を述べたこともないと見るのが事實である。鎌倉幕府は官職位階の授受を全く朝廷の特權と認めて、攝關其他の問題となつたものについてはもとより干渉もしたが、大體は不干渉の態度を取つて居た。只將軍直轄の武士たる御家人の任官叙位は、將軍の部下に對する威信や、部下の間の秩序維持、武家の特色支持等の爲めに、必ず將軍の推擧を要することに定められて居た。頼朝、義經兄弟の争が、兄の同意をも待たないで任官



した事を以て其一理由として居つた實例を見ても、如何に重きを此點に置かれて居たかを知るべきであらう。法律上でも頼朝の時から朝廷の記録所の再興を促して、公家の土地に關する訴訟はすべてそこにて審理され、武家の法廷にかけぬこととし、貞永式目の制定に際しても、武家の勢力圏内に限つて實施すべきものであつて、公家のそれに及ぼさぬ事を宣言して居る。經濟上には頼朝が諸國、莊園に、守護、地頭を置いて、朝廷の地方官たる國司や、莊園の本所、領家等は依然として舊の如く存置したから、自然全國の土地は國司の管轄に屬する公領、本所の莊園、幕府の武家領との三つに分れて、それ〴〵行政、司法の管轄を異にして居た。外交上については、鎌倉時代では唯元の通交を要求して來た事實がある丈であるが、是時幕府が元の國書を朝廷に執奏して勅裁を仰いで居るところを見ると、縦ひ前後二回共朝議は回答を與ふるに決して、其旨を幕府に諭されたにも拘らず、幕府が不回答の主張を譲らなかつたといへ、國際間和戰の問題は勅裁を仰ぐべきもので、將軍の專決すべきでないといふ主義は不文律として幕府の遵守しつゝあつた事を認めざるを得ないのである。江戸時代に於て、幕末外國との間に通商條約締結の事から、幕府が勅裁を仰ぐに至つたのは、必ずしも此先例に依つたものではないにしても、以て武家の外交上の立場を窺ふべき一つの資料となすに足りるであらう。

然るに室町幕府となると、是等の區別が事實の上に働いて居らぬ。例へば是迄將軍は皇位の繼承に干渉したことが絶えてなかつたではないが、それは只特殊の場合に限つた事であつて、一般の場合ではなかつた。此時代には守護の權力が著しく増大した爲めに、次第に國司や本所を壓倒して、其管轄して居た土地をも保

管するか押領するかして次第に無力のものとしたから、前代に對立の状態であつたものが、今は併合となつた。外交はどうかといへば、此時代には明との交通が頻繁であつたが、それは應永八年に義滿が明帝に上つて通好の回復を請うた事に始るのである。此第一回の外交文書は、朝臣中の文學の東坊城秀長が文案起草し同じく入木道の世尊寺行俊が執筆したのであるが、もとより勅裁を経た譯でもなく、只義滿の個人の思附で始めたことであり、其後の外交文書は義滿の意を承けた五山の僧侶が起草したものであるから、一層朝廷と沒交渉のものであつた。故に當時の識者周鳳瑞溪の善隣國寶記にも、足利將軍の外交を評して「爲利國故、竊通書信」といつて居る。成程朝廷を主として見たならば、縦ひ自他共に日本國王と稱して居たからといつて、其外交は一種の私外交たるを免れぬものであるから、竊に書信を通ずといふことの當つて居ることと言ふ迄もない。況んや國際間和戰の大事に當つては勅裁を仰ぐべしといふことが、既に鎌倉時代の一先例となつて居たのを無視して居るに於てをや。

さり乍ら室町幕府は鎌倉幕府の如く皇室と國民との間、少くとも御家人との間に一大障壁を築いてこれを阻隔するが如き事を敢てせなかつた。殊に此時代の一時期を劃する應仁、文明の戰亂以後は、將軍の無能力の暴露から部下の守護大名の信賴を失つて、彼等の地方割據の風を助長し、激烈なる競争場裡に立つて財政上の自給自足の目的を貫徹する爲めには、分國內の他管轄地の併合が一層露骨となり、又此政策の成功に依つて豪強となつたものも少くなかつた。朝廷に於ても、從來のやうに、幕府を経由することなく、直接に彼等に向つて皇室御領等の返還や其租税の上納其他獻金等を促さるゝ公卿を態發遣され、諸國巡覽の連歌師、



俳諧師、僧侶、商人等に託せらるゝことのため、此方面より國民の皇室に對する潜在意識の擡頭を惹起し、地方人士の尊皇心を少らず刺激したのである。此時代に地方の守護大名の中央に野心を有つたものは、一人として或意味の勤王家でなかつたものはなく、其成功者たる信長、秀吉、家康、皆さうであつた。就中信長の如きは父信秀以來の親譲りの勤王家であつて、彼れが將軍義昭を奉じて上洛した後は、直に頽破しつゝあつた内裏の建築に着手し、義昭が尊皇の誠意を缺いで、參内を怠ることを咎め立して居たが、間もなく義昭を逐つて自身に取つて代つたのである。皇室との接近は獨り大名級のものばかりではなかつた。此頃は士民の貸借を破棄する爲めの徳政一揆なるものが屢蜂起して暴力に訴へたもので、其都度幕府は守護大名の軍隊を以て鎮壓させんとしたが、天文十五年のその如きは、内裏に直訴せんとするに至り「土一揆禁中え參殿訴訟、先代未聞珍事有之」(嚴助往年記)との記録を残して居る。即ち彼等は幕府に訴ふるも顧みられないから、内裏に詣りて直奏しやうと決心したもので、縦ひ幕府以上の無力な朝廷では奈何ともせられ難い事情にあつたとはいへ、士民等迄が最後の手段として皇室に注意を向くるに至つたのは、確に一大變兆と謂はなければならぬ。信長以下の人士は全く此微妙なる人心の動きを察して、よくこれに順應しこれを利用したものである。

翻つて武家其者の立場について觀察すると、武家の特色は其力にある、武力にある。其武力はもと朝廷にあつたものであるが、公家の政治が形式的となり、其趣味が文藝に傾いて來ると共に、征伐追捕といふが如き武張つた事を好まなばかりか、寧ろこれを卑しむるやうになつて來た。とはいへ政治上、皇位や攝關の

爭奪が屢繰返され、社會上貧富の懸隔、警察の無能から往々群盜や山賊海賊の跋扈を來たして、武力の必要は切實に感ぜられたのである。加ふるに地方の地主中、其多數が中産階級に屬するものは、地方に於ける是等の無警察の状態や國司の横暴なる苛政に對して、主として自衛上より、みづから兵仗を帶し武を練り來つた爲め、一と廉の兵力となり、國司に對抗する爲めには、中央の權門勢家と結託して其家人となり、表面自己の所領を寄附したりして、所謂本所の勢力を増大させたものである。然るに源氏平氏の人達が國司となつたり、將軍となつて、屢地方に赴任し、是等の地主との間に接觸の機會が多くなると共に、そこに主従の關係が結ばれ、屢死生を共にし、又これと婚姻を通ずるものも出來た。中央に居つた地方の事情に暗い權門勢家とは違つて、源氏平氏の人と彼等地主との間には打解けた諒解も温い同情もあつたから、長い間には離るべからざる關係が結ばれ、中には其所領を寄附するものも多く、二氏は權門勢家以上の信賴を彼等の間に博した。彼等の恐るべき實力を認め朝廷では、態、諸國の人民が源義家に田畠の公驗を寄附することを禁じたり、義家の立てた莊園を廢されたりしたものゝ、これ取りも直さず、地方人士の間に、義家の勢力の抜くべからざるものゝあつた實證である。それ故朝廷に於ても、攝關其他の貴族に於ても、乃至社寺等に於ても、護衛として武士を使用したのであるが、彼等は政治上缺くべからざる威力であると自覺すると共に、いつ迄も隸屬的地位に甘んぜられなくなつた。平清盛に至つて、遂に攝關を排してみづから其地位を占め、頼朝の武家政治の先容をなしたのである。併し平氏は武裝した藤原氏であつたが、平氏や義仲に反對して起つた丈に頼朝は反動的政策を取り、其政敵が後白河法皇を幽閉し奉つたのに對して、彼れも院政を快らさず思つて大



天狗と諷刺し乍ら、表面尊皇恭順の態度を持して、平氏が神宮領を調査没收し、東大寺を焼いたに對して、神宮を崇敬し、東大寺の再建を助成して、只管人氣取りに浮身を窶しつゝも、自家創立の幕府については、独自の見地に立つて、着々種々の施設に精進したのである。

鎌倉幕府の政策として第一に重きを置いたのは主従關係であつた。將軍は其直接監督の下にある武士の御家人を以て、其最も重要な任務であつた治安警察の維持實行の機關としたものであるが、彼等は源氏の祖先時代から主従關係の續いた所謂累代の御家人であつても、將又一代の御家人であつても、生れながらにして、大小の差こそあれ、何れも地主であり、所領の持主でないものはなかつたといつてよい。故に彼等の將軍に對する義務の隨一とした京都大番の兵役を始めとして、各種の義務は一つとして其所領高から割出されぬものはなく、御家人として其生命財産の安全を保障され、幕府の官職に任命され、又朝廷の官位に對して將軍の推薦に預り得るのは皆此義務を負ふものゝ特典であつた。彼等にして若し或る事情の下に、其所領を失つたならば、同時に御家人たる待遇を失ふことになつたのである。されば彼等自身としても、極力これを維持せんと務めたのであるが、幕府としても、彼等の所領を失ふ影響は、其特別任務や、財政計畫の遂行上極めて重大なる關係があつたから、これが保護と干渉とに歴代全力を盡くして來た。それには彼等に向つて、經濟上、彼等の消極的消費即ち極度の節約を勧め、技術上では武術の練習を勵まし、精神上では廉恥を重んじ節義を貴べたのである。斯る教養ある實踐者こそは鎌倉武士の典型として、後世の武家に迄も讚美されて居る。

幕府の斯様な政策の下に、一層所領萬能の思想を激成した結果は、自然所領に關する争をも助長させた。

當時の相續法では財産は一般に分割制を取つて居つて、家督相續人の外にも諸子に分配したのであるが、其分配は被相續人の自由意志に任されたものゝ、中には諸子の中に不平を抱くものがあつて、法律では禁ぜられて居た子が親を、弟が兄を、郎従が主人を訴へるやうな場合も絶対に發生せぬではなかつた。斯様に各人に財産を有たせる制度や、又個人救済を主とする易行な浄土信仰の力で、彼等の間には個人主義や權利思想が割合に發達して居つて、一つの權利を長い年月をかけて執拗に争ふことも多く、中には一旦敗訴になつたものでも、其提出した證文が偽物との鑑定を下され乍ら、尙ほ大切に保存して他日の機會を待つといふ風があつた。それが是等の文書の、後世に多く傳へられて史的研究所の材料となつて居る一つの原因でもある。

此時代の法律として知られた貞永式目編纂の一つの動機は、實に此種の訴訟を取扱ふについて、奉行たる裁判官の參考とするにあつた。斯様な個人の區々たる權利争に、部内の統一が疑はれた折も折、元の來寇といふ開國以來の一大國難が突發したのである、時の幕府當局が極度の不安に陥つたのも無理はない。弘安三年御家人を戒めた執權時宗の奉書にも、士心の一致せないことを恐れて、

近年御家人或依<sub>レ</sub>所務之相論、或就<sub>レ</sub>檢斷之沙汰、多以不和之間、無<sub>レ</sub>同心儀<sub>二</sub>之由有<sub>レ</sub>其間、插<sub>レ</sub>自身之宿意、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>天下大難<sub>一</sub>之條甚不忠也、(大友文書)

云々といつて居る。事實は案じるより生むが易く、彼等は平素の宿怨や反感をも打忘れて、國難の前に見事に一致したばかりでなく、幕府が御家人のみでは、兵力が不足であると痛感して、朝廷に奏請し、特に勅許を仰いで、一時將軍の指揮下に移した御家人以外の武士の如きも、先きを競うて戰場に赴き、幕府が異國征



伐の令を發するや、彼等の中の婦女子でさへも出征の届出をして居るのである。言ふ迄もなくこれは婦女子自身でするのではなく、地主としての婦女子は代官即ち代人を以て己れに代らせるのであつた。

さり乍ら又幕府の政策上御家人の保護に傾いた當然の結果として、御家人以外のものを賤しめ、特に利害關係を異にしたものは、これを排斥し迫害するに努めた。同じ武士でも、幕府の管轄を受けないものは非御家人としてこれを其保護圏外に置き、武士以下の平民階級のものには凡下といひ、賤民は奴婢雜人といつて擯斥した。御家人は京都の風に染んだばかりでもなく、其他の種々の事情からも、年を追うて生活の向上を來たし、何時迄も所領を手放さぬ譯に行かなかつた。其結果御家人の所領が非御家人や凡下等の手に移るは幕府の由々しき大事とするところであつたから、百方これを防止したけれども、微温的制限では到底其目的を達し難いと見て取つて、遂に有名な徳政令の下に、其所有權の移つた年數の長短を問はず、すべて無償で、もとの所有者たる御家人の手に取戻し得ることゝしたるが如きは、極端の場合であるとはいへ、彼等に對する幕府の方針を窺ふに足りるのである。

それが室町時代に至ると、御家人中の大名たる守護に實勢力が移つて、將軍さへ其中の巨頭に左右さるゝ程であつたから、幕府としては、彼等に對して是迄のやうな保護も干渉も其必要がなくなつて仕舞つた。前代に比較して、著しく放任とも解放とも見えたのはこれが爲めである。而かも僭上の風は決して守護と將軍との間に存したばかりでなく、社會の隅々に迄瀾漫して居た。これが當時の人の口癖のやうに申して居たところの下剋上である。此詞はもとより古くから見えるのであるが、此時代の政界や社會の状態は實に露骨な

る下剋上の實演其者であつて、將軍は守護に、守護は其家臣なる内の者に、本寺は末寺に、各強要されて其實勢力や實權を收められた。應仁、文明の内亂も亂後諸大名の獨立割據の状態をなすに至つたのも、畢竟ずるに其實現に外ならぬのである。斯る現象は兎も角百五十年間の命脈を續けて、其間甚しき動搖のなかつた鎌倉幕府にあつては、夢想だもなし得ぬところであつて、確に室町時代の特徴の一つと謂はなければならぬ。

下剋上の風は社會上に於ては又前代の凡下に相當する士民の擡頭となつて現れた。此永年虐げられたる下層階級は強力なる政府の存在せざるを機として、社會上に漸次其地歩を占めて來る事となつたが、其中土倉、酒屋の如き時代の要求に伴ふ有利なる營業者は、幕府の保護と相俟つて暴富をなすに至つた。彼等の巨頭で大名と對等の交際をなすものも出來れば、商人の成功者を中心とした都市の殷賑、商工業の發達ともなり、堺や博多、長崎等の自由市場の賑ともなつた。又彼等の中の貧民は最初は債務帳消の爲め、後には生活難に對する常習犯となつて暴動を起し、甚だしきに至ると、公卿や武士の高等貧民に對して、同情的暴動を起すもあれば、又武士なる特權階級の國外放逐を目的とした暴動さへもあつた。それが土一揆、徳政一揆である。殊に注意すべきは、殆ど應仁文明亂の產物ともいはるゝ足輕なる士民兵の認めらるゝに至つたことであらう。これ畢竟正規兵たる武士が戰鬪の勞を彼等士民兵に譲つた爲めに外ならぬ。斯くて無警察であり勝な時代に於て、自己防衛の爲めに武器を取るに至つた點が中古の地主に似て居た、此時代の百姓町人等は、武士の無能からして、本物の武士に混ざるやうになつた。而かも彼等が遂に武士程の一勢力となるに至らなかつたのは、信長や秀吉の階級復舊方針に祟られたものではあるが、それでも彼等の社會からは多くの成功者を出だし



た。これを以て兵農の別がなくなつた此時代の二特色と看做す人もあるが、實は社會階級の崩壊から生じた一現象であつて、當時の記録例へば大乘院寺社雜事記に「近日は不見士民侍之階級之時節也」といつて居るが如く、兵農の外に兵商も兵僧も皆混同して別がない位であつた。僧侶や信徒で兵を取つて起つた一向一揆や日蓮一揆の存在も其一現象に外ならぬ。

斯ういふ時代に善處して行くには、一族なり一郷一國なりの團結を鞏固にして、激烈な環境の競争や侵害に備へるばかりか、機を見ては侵掠をも行つて領土の擴張を心懸くる積極的方針を取るのが戰國的の濃厚な色彩であらねばならぬ。其影響としては、前代の分割相續の風が新時代に入つて一子相續となり、財産の全部を家督に相續させて庶子等は協同一致してこれを守り立てさせらるゝことゝなつた。數家の近隣や一郷一在所間の組合團結が出来て、警察の補助機關となり、組合員の犯罪に對する聯帶責任を負はされた。又守護大名は各其領内に實施すべき法律即ち國法を有して、強力なる制裁の下に其人民の行爲を取締つた。此時代に最も盛んであつた佛教中の一向宗や日蓮宗は、前代の禪宗が武家宗教の色彩のあつたと同様に、平民宗教の色彩を有つて居たものである。けれども前者の單なる個人修養に重きを置いたのとは違つて、宗教一揆といひ、又宗論、法論といひ、頗る戰鬪的色彩に富んで居たのは時代の特色である。殊に「善人尙ホモ以テ往生ヲ遂グ、況ンヤ惡人ヲヤ」といへる法然の信仰を高調した一向宗が、惡人だらけの時代人心に投じたのは當然であらう。

斯る亂脈なる時代にありても、各人が其名字を尊重し名字を辱しむる行爲を憤むことが時代人の思想を支

配して、其行爲の常軌を逸するを防いだのである。更に氏族に關する思想が政治的に作用して、源平が迭に興る運命にあるとの思想は、此時代にも一般に勢力を得て士心を支配しつゝあつた。それは源氏が天下を取つた後には平氏がこれに代り、平氏の後には源氏が興るといふのであつて、歴史上の事實も略これを證據立てゝ居るのである。即ち平氏の後は源氏の世となり、源氏が三代にして亡んだ後は平氏の北條氏の世となり、北條氏の滅んだ後は源氏の足利氏の世となつたのであるから、これに取つて代るべきものは平氏であらねばならぬとの思想が戰國の武士の頭を支配した。信長が平氏といつたのはそれが爲め、秀吉が足利義昭の後を繼いで源氏とならうとしたのもこれが爲めに外ならぬ。初め藤原氏と稱して居た家康も、後には源氏となつた。其理由は別に説明する迄もなからう。これ我國にあつては政府の新興、顛覆を豫測する一種の宿命觀であり、又一種の革命説である。これあるが爲めに、足利尊氏をして父祖以來北條氏に對する陰謀を繼續させた。併しそれは源氏平氏の間柄に止つて毫もそれ以上に觸れて居らぬ。これが我國史上皇室の政争の上に超然として永く其御安泰を續けられた一つの安全瓣になつて居たと思ふのである。

更に文藝や娛樂の點から觀察すると、鎌倉時代には幕府の政策として消極的經濟や消極的道德の鼓吹されたと同時に、武技に關したものが獎勵された。小笠懸、犬追物、狩獵杯盛んに行はれて居る。とはいへ、武士なりとて風流心のない譯でもなかつた。殊に三代將軍實朝が、和歌、蹴鞠の如き公家趣味に耽溺してこれを部下の御家人にも獎勵した結果、是迄になく營中で和歌會が催されて、むくつけき武士の歌仙も輩出する代となつた。搗て、加へて、京都から迎へた御臺所や將軍と共に、斯る公家式の嗜好は益々東漸して一般に普



及して来たことが、御家人の結束を弛めた一因と見られぬでもない。併し武士の間には、寧ろ野鼻のある田樂が幕末より殊の外流行して、北條氏滅亡の一原因なるかの如くに言囃された。室町時代になると、猿樂がこれに代つて壓倒的な流行を來たし、是迄公卿側から乞食の所行として擯斥されつゝあつたものも、世阿彌の保護者であつた義滿に依つて、應永十五年後小松天皇の北山行幸に天覽に供さるゝに至つた。これより猿樂は武家最上の娛樂となつたのみならず、延いては公家の間にも愛好された。猿樂と共に武家の間に盛んに翫ばるゝやうになつたものに連歌がある。和歌が鎌倉時代に二條家の家學となり、種々の法式を設けて入り難きものにした爲めに衰微を來たしたところから、一般の趣味が此易行の詩體に移り行いた。殊に善阿や救濟が出でゝから、庶民文學としての連歌が盛んになり、二條良基に依つて公家とも結附けられたけれども、一般の武士や庶民の間に行はれた連歌は、實は斯様なものでなく、寧ろ正統派の歌人から見れば、えせ連歌に過ぎなかつた。彼等は物を賭けて勝負を争つた。建武三年の二條河原の落書に「點者にならぬ人ぞなき」とあるは、此勝負を決すべき點者となる人の多いことを示して居る。良基が美濃に居つた頃、地方人から連歌の點を頼まれて斷つたことを彼れの小島之壽佐美に書いて「田舎人は連歌杯いふことを好むものにて、點など方々より多く申侍しかと皆むづかしうて返しぬ」といつて居るのは、餘程の難物であつたと見える。而かも其良基の連歌集なる菟玖波集が破格にも勅撰に准ぜられたのは、當時の保守的な公家側からは批難を免れなかつたところで、尊氏の推薦のお蔭であつた。同書には尊氏以下武家の什も少からず其選に入つて居るのである。此連歌は又義滿に至つて、例の北野行幸に一日連歌會を催して居る程で、愈公式に認められた。

其後明應四年に全然和歌から獨立した連歌集の新撰菟玖波集が宗祇に依つて撰ばれて撰に准ぜられたものも、菟玖波集の先蹤に依つたのであつて、三條西實隆の斡旋に成つたが、もと大内政弘の勧めに依つたもので、主上の御製に次いで政弘の作が多く採録されて居る。

日本史上何れの世でも、外國文化の影響を蒙らぬ時代とはなかつた。鎌倉時代では宋元の文化について、室町時代に於ては明の文化について、室町の末期から織田豊臣時代には西班牙、葡萄牙の西歐文化について、何れも多少の刺激や感化を受けて居るのである。先づ鎌倉時代についていふと、此時代の初に榮西が入宋して禪宗を弘道してから、京都に於ては山門の壓迫の爲めに最初は失敗に歸したものの、其後榮西は鎌倉に行つて將軍の歸依に依り、武士の間に其信仰を博めたのと、又將軍の庇護の下に、山門と妥協を成立させて、京都に布教の素地を作つたのとで、次第に教團を擴張し、其徒の宋元に入るものや、又宋元の高僧の我れに投化するものが續出して、此方面から支那の文化の移入されたことが少くなかつた。先づ國民生活に最も關係の深いものからいへば、建築であらう。此時代の初期に、東大寺の大佛殿を始めとして多くの社寺の新造や修理が行はれたが、それには俊乗坊重源、文覺上人の如き熱心にして有力なる勸進上人が輩出した爲めと、頼朝の反動的政策に依る奨励とに依つて、戦後にしては異常の成績を挙げ、東大寺大佛殿の如きは、宋より陳和卿以下の技師を招聘し、使用の朱や石の如き材料迄も支那より輸入した程であつたから、建築はもとより、彫刻の如きも、其刺激を受けて發達を促したと言ふ迄もない。建築に所謂唐様や天竺様の加味さるゝことになつたのも、南宋建築の影響である。獨り寺院建築のみならず、住宅建築にも其影響を及ぼして玄關



の構造ともなつた。併しこれと同時に、奈良朝時代の古建築の修理から自然の感化を受けて、復古的な分子も多く建築や彫刻の上に現はれ出した。それ等の何れにも通じて、前代の織麗優美且つ理想的であつたのに反して、豪壯道健且つ寫生的になつたことは、一見して識別さるゝ顯著なる變化である。此特色は確に當代の武士の趣味に投合し若しくは投合せんとして作られたものである。

此時代の初期に技倆卓抜なる彫刻家の輩出した事は著しい事實であつた。彼等の妙手に依つて刀法のさえをあらはした木彫の寫生的彫刻は實に感歎に値ひする作品に富んで居る。寫生風は繪畫にも及んで、平治物語（慶忍）や春日權現靈驗記（隆兼）北野天神緣起（信實等）蒙古襲來繪卷（長隆）等の繪卷物を出だした。宋風の影響は又我書道にも及ぼして、上代様から出でた世尊寺の書風が一世を風靡したのに對して、一部の皇族、貴紳、僧俗の間に行はれた。而かも此時代に於ける皇統の分立より兩統に屬するものゝ間に其趣味を迥異にするに至らせた結果、此書風は持明院統と大覺寺統との間に其取捨を異にせられて、何事にも新例を好まるゝ大覺寺統の君臣の間に宋風が喜ばれた。

學問の傾向も亦同様であつて、此時代の末に朱子の新註を講ずることが行はれた。朱子學は宋に於ても佛說殊に禪味を加味されたものである丈に、我國でも僧侶がこれを好んだ。僧玄慧はこれを以て後醍醐天皇に進講するに至つたのである。然るに此場合にも、持明院統では舊套を墨守されて、明經の世儒から漢唐の古註を受けらるゝに過ぎなかつた。

室町時代に至ると、義滿以來明との交通が開かれたが、これは外交といふも、實は幕府の獨占的官營貿易

に過ぎなかつた。此時代は貴賤共に戰亂に馴れて、自暴自棄的な刹那の快樂に耽るの風となつた爲めに、趣味の如きも低級なものと墮して仕舞つたが、只こゝに將軍中一代の豪華を極めた義滿、義政、其他地方の豪族たる諸大名を中心として、沙漠のオアシスの如きものが、ところ／＼に見られぬでもなかつた。此時代の美術工藝は前代の如く、彫刻には外國の影響とも見るべきものはなかつたが、建築には義滿の北山の山莊や義政の東山の山莊の如き、彼等の信仰からの禪味に其持前の俗味を加味したものが出來、建築と園藝と調和を保つた點に於て、規模は狭いが獨創的な發達を見せて居る上に、茶道の新味迄が建築に加へられて、數寄屋の發達を見るのであつた。此時代の繪畫には周文や眞能、眞藝、眞相の三阿彌、雪舟等の名匠が續出して、宋、元、明の模倣の外、間々新意を出して大に觀るべきものを残したが、それも亦同一の時代の趣味から流れ出でたものである。其他同時に發達した工藝品の如きも亦皆殆ど其源泉を一にして居たものが多い。

此時代には社會階級の頹廢に伴ひ、趣味の上にも自然に階級的差別が撤廢されるやうになつて、此點からも上流の趣味が下流に行はれ、下流の趣味が上流を壓するに至つたのであるが、そこに誤解を避けたいのは、斯様に階級間の差別はならされても、そこに消え難い貧富の差といふものゝ残されて居た事である。是等の趣味は貧富の間或程度迄は一致を保たれたにしても、それ以上は貧民が取殘されて、富者のみの獨占となるは免れない事實であつた。彼秀吉が天正十五年北野森で公開した有名な大茶湯は、貴賤貧富を問はず、美麗を禁じ、儉約を好むとの觸れ出し丈でも、前代未聞の平民的な催しと見えた。其時の定の條文中に

一茶湯熱心之者は、若黨町人百姓己下によらず、釜壹つるべ壹つ、のみ物壹つ、茶はこがしにてもくる



しからず候、ひつさげ來り可然事

とある。此程度ならば貧富平等に享樂すべき筈であるが、他の條に「秀吉數十年求置し諸道具かざり立をくべきの條、望次第可<sub>レ</sub>見物<sub>レ</sub>者也」とある諸道具の如きは、一個數千金に値するものもあつて、町人にては堺邊の富豪共でなくては容易に手に入らず、命懸で戦功を奏した廉で、是迄ならば領地を望んだものが、此頃は茶椀一個を拜領して満足する迄に殊の外珍重さるゝ世の中となつた。而かも秀吉が此平民的な園遊會を催すに當つて、みづから此催が「佗者をば不慙と思召した」貧者に對する同情に出で、居るに拘らず、貧者の同好者中に、若し參會せぬものがあつたならば、向後は「こがし」をも立つることを許さず、不參會者の宅へ行くものも不屆者と看做すべしとの命令を出だして參會を強制して居るのは、彼れ自身の蒐集した道具自慢が本音かと思はれても致方なからう。

幕府は明や朝鮮との交通に、外交文書の起草者として、遣外使節として、又來朝使節の接待者として、五山其他の僧侶を採用したが、實際彼等は此時代の知識階級であつたから、其他學問文章から教育等の文化的施設中、彼等の關與せぬものとはない程であつた。早い話が此時代の書風は、彼等のその如く、一般に明風を帯びた瘦勁なものとなつて居る。そこにも彼等の感化の至大なることが反映する。彼等の學問の傾向は漢學と佛教とであつた。彼等は極端なる支那の崇拜者であつて、支那の事を大明とか中華とかいつてこれを崇めた。支那についての相當の知識はあつても、自國のそれは驚くばかり貧弱であつた。文章も一般に浮華に流れて中味は空疎のものが多し。一代の學僧でも、國史の知識は頗るあやしく、年代記に目を通して

居るものがあれば頂上であつた。

織田豊臣二氏の時代となると、統一の事業が進み、財政上の餘裕が出来ると共に、凡ての施設が大規模に行はれ、建築の如きも確に一異彩を放つた。信長の安土山城の如きは、玄輿の安土山城之記や、信長記、西教史杯を見ても、結構の宏壯は勿論、七重の天守や、内部の狩野永徳の繪、其他の裝飾等、取りつゝに豪華の面影が偲ばれるのであつて、東山時代杯の茶人の濫味や四疊半式の簡素な好みとは餘りに趣味のかけ離れたものであつた。其略圖は佛人 Charlevoix の *Histoire et description generale du Japon* の中にも見えるが、それに據ると、安土の町から山を登つた頂上に城郭があつて、そこに皇帝(信長)の宮殿があり、上手に高く聳えたシタデル(城砦)が天守らしく、其周圍や下方に大名等の邸宅がある。秀吉の聚樂や伏見城杯はこれに倣つた點が定めて多かつたらうと思はれる。此安土の築城は、我城郭史に一新紀元を開いたもので、瓦の如きは明人一觀に焼かせたといはれ、築城法も支那に學んだやうにいふけれども、建築全體は別に他に學んだ形跡はなく、信長の雄大な趣味を具體化したものと見るべきであらう。天守閣の起原についても、天守の名からして、或は耶蘇教へ持つて行かうとし、又は其形容からして佛教の須彌山へ持つて行かうとする説があるけれども、私は前代の初期にあらはれ出した物見井樓の發達したものと見たいのである。而して天守の名稱については鹽尻に「尾張<sup>名古</sup>慶長の大營、殿主土木の事始の日、地鎮あるべきかの由有司沙汰せられしに、神君曰、殿主こそ一城の鎮なれ、夫に何の祈禱をすべき、凡城は其有たる主、武備政道とによつて盛衰は有なれ、豈地祭を頼むべきやと仰ありし由、古き人言ひしと、そのかみ山内老人語られし、實に明君の



御心、其本を憤み思召て、禱祀の末を頼ませ給はざりしにこそ、末代迄の御いましめ也」とあるを参考すべきであらう。又寢殿造から發達した固有の書院造は此時代に城廓の中に取込まれて、住宅建築の進歩をも來した。建築には他の地方にも嚴島の大經堂即ち所謂千疊閣の如き大建築を生み出し、繪畫にも狩野永徳や山樂、海北友松の如き何れも大作を出したが、彫刻の如きも、此時代の特徵ともいふべき金屬の筋彫や、木の透彫杯を見れば、其手法の自由で豪放な中に言ひ知れぬ時代の雄大な氣象を浮ばせて居る。秀吉は朝鮮へ出兵するについで、九州の諸大名に命じて、名護屋に築城させたが、京都から一月かゝつて此偏僻な片田舎に來て見た秀吉や將卒は、壕の石垣が京都に優れて居るとか天守も聚樂に劣らぬといつて褒めちぎつて居る。即ち時代の氛圍氣が田舎の建築師や土木の技師に迄も雄大な氣分を體得させて、彼等をして遺憾なく表現させたものであらう。

此時代を中古の初即ち鎌倉時代の初期に比べると、新興の氣分に於ては共通點を見出だすのであるが、一はこれを支那の技術の模倣乃至古代技術（それも唐代の模倣ではあるが）の採用に依つて表現しようとしたのに對して、一は時代の氣分を獨自の見地に立つて有の儘に表現するに力めた點に於て異つて居るといへよう。（大正一二、九）

#### 第四 織田豊臣時代の文化

##### 時代の藝術

此春（昭和四年）の休業中、私は公務を帯びて東京に行つた序を以て、東京帝室博物館に開催中の桃山時代障屏畫展覽會と、美術館に展觀中の日本名寶展覽會を歴觀した。

桃山時代屏風といへば、豊太閤が一代の豪華風流を極めた醍醐の花見の時に立廻らしたそれを指していひならはしてゐるけれども、博物館展觀の屏風にはそれが一つもなく、織田豊臣時代の名匠狩野永徳、其正統を傳へた狩野山樂、永徳の女婿海北友松、狩野派とは別に曾我派を起した直庵、其他作者の名を缺くも、同時代の巨匠と覺しき人の筆に成つたものを集めたものである。而して十二點の内、現に東山御文庫に尙藏されてゐる傳永徳筆源氏繪屏風、同草花圖屏風、傳友松筆網干圖屏風、同松原圖屏風、及び、博物館所藏の傳永徳筆檜圖屏風、友松筆山水圖屏風、直庵筆花鳥圖屏風、日月圖屏風の八點迄が、桂宮の舊御由緒品であるのが注意される。桂宮とは正親町天皇の第一皇子陽光院の第六皇子智仁親王に始るのであるが、親王は秀吉が猶子に申請ひ、桂の里に其御別墅を築いたのが即ち今の桂離宮である。此一事を以て見ても、其由緒正しき逸品である事が知れよう。

名寶展覽會には、山樂筆の櫻と楓との屏風があり、永徳の子光信筆の薄に鶉の圖屏風、伊達政宗の題書あ



ある無名畫家の秋野遊鹿圖屏風等、何れも所謂桃山時代の氣韻の豊かな作品でないものはない。

是等の優秀な代表的作品を通して其畫風を観るならば、狩野派の手法に大和繪のそれを交へてゐるもあれば、又漢畫風を加味したのもあつて、とり／＼に優れた描法の見らるゝ上に、何れも因襲に捉れず、何等かそこに新意を出ださんとする努力の跡が歴々と見ゆると共に、又深き自信の閃きをも其落着きに見せてゐる。而して其技巧の上から云へば、畫題に依つて纖巧なるもあり、雄勁なるもあつて、必ずしも一樣ではないが、總じて惜氣もなく、金粉と岩繪具とを使つて、金碧燦爛たる點に於て一致してゐる。日月圖屏風の如きは殆ど純然たる大和繪であり乍ら、此特色を備へてゐるばかりでなく、金銀の延金を簞込んで、日月を現してゐるが如き、奇抜の意巧を凝らしてゐる。且つ其花鳥や草木は何れも頗る其真に逼つてをり、光信の如きは、嘗て草花を描いた時、蝶が來て戯れたとの挿話をさへ傳へられてゐる程であるが、其薄鶉圖屏風を視ても、決して今の所謂寫生畫ではなく、模様化された裝飾畫である點に於ても亦是等の作品は一致してゐる。宇治橋圖屏風の如きは代表的といへるものであつて、橋といひ、流水といひ、柳葉といひ、水車といひ、殊に雲形の中に四角三角の金箔を置いてゐるあたり、全然圖案化されてゐる。山樂の櫻楓圖屏風の如きは眞に目ざむるばかりの大作である。其思切つた大膽なる筆致と極彩色との手際能き調和は、華麗豪快の風を漂はせ、見るものに一面の明るき感じを與へる。

然るに斯る畫風は決して所謂桃山時代になつて始つたものではなく、安土時代に於て既に存在してゐたのである。永徳以下の名匠は信長の時に既に居然たる大家として其麗筆を揮つてゐた人々である。今永徳に

いふ言ふならば、信長が安土城に七重の天守閣を經營するに當つて、二重には西の十二疊敷の間に、墨繪で梅の繪を、書院には遠寺晚鐘の景を、次の四疊敷の棚には鳩の繪を、十二疊敷には鵝を、其次の八疊敷の奥の四疊敷には雉が子を愛づるところを、南の十二疊敷には唐の儒者を永徳に描かせ、三重の十二疊敷には花鳥を、四疊敷の居間には同じく花鳥を、南の八疊敷には瓢箪より駒の出たところを、次の八疊敷には仙人呂洞賓及び殷の賢相傳説の圖を、北の二十疊敷には駒の牧の圖を、次の十二疊敷には西王母の圖を描かせ、四重には西十二間に岩に種々の木を、西八疊敷に龍虎の戦を、南十二間に種々の竹を、次の十二間に各種の松のみを、東八疊敷に桐に鳳凰を、次の八疊敷に許由が堯から天下を譲るといはれて、耳の汚れと潁川の水に耳を洗へば、巢父も許由が耳を洗つた水を汚れたといつて渡らず、牛を牽いて歸るところを、八疊の間に庭子鷹使の圖を描かせ、五重には繪なく、六重には内柱、外柱に釋迦成道の圖を、縁輪に餓鬼杯の鬼を描かせ、七重には四方の内柱に上龍下龍、天井に天人影向のところを、居間に三皇、五帝、孔門十哲、南山四皓、七賢人等を描かせたと信長記に見える。當時信長から誇り顔に見物を許された宣教師が、天守の内面に、金及び各種鮮麗の色を以て置かれた繪畫を以て飾られたと書いてゐるのがそれである。秀吉が築いた聚樂の第、大阪城、伏見城にも亦永徳が巨腕を揮つてゐる。

是等の屏風は何れも建築裝飾として發達したものであつて、小は四疊敷より大は二十疊敷に至る壁を蔽ふところの間接な壁畫であるから、六曲各其圖様を異にするのでなく、全紙一杯に描かれた大作揃である。もとより此時代以前からあるにはあつたけれども、天守といふが如き軍事的色彩を有する宏壯なる建物と調和



を保たしむる爲めには、其構圖や筆致の上に、特殊の用意の拂はれたやうに見える。支那の故事の外には、鳥獸草木が描かれてゐるが、それらの中に、龍、虎、鷹、松杯の、威勢のよい畫題が好んで選ばれてゐるのは注意すべきであつて、安土城の天守には龍虎の戦さへ描かれた。

獨り繪畫といはず、建築、彫刻について見ても、所謂桃山時代の豪壯なる手法を備へたものを安土時代に見る事が出来る。安土城は天正十年に光秀の爲めに焼かれて、今は只秀吉の聚樂第、伏見城等の遺構の一部が、吾人の眼前に残されてゐるのみであるけれども、安土城の天守の記事を見ても、其結構の壯麗な事、惜氣もなく、金や蒔繪で裝飾された事、別して七重目の三間四方の座敷が、「内皆金也、そとがは是又金也」と記さるゝが如き輪奐の美は、聚樂第の建築も、よもやこれ以上には出でまじく思はれる。伏見城の址より出づる塗金の瓦は、均しく安土城址からも發見された。安土城の天守と離れた殿舎には、壯麗を極めた御幸の間があつたのを見ても、他日聖駕を迎へん下心と覺しく、秀吉が聚樂第に行幸を願つたのも、先主の遺意を承けたものかと思はれぬでもない。

併し是等の藝術は足利時代末期に於て、獨り安土といはず、他の片田舎にも見出される。一例を挙げれば、高知市の土佐神社は、元龜年間に長曾我部氏の建てたものであるが、其建築の手法は桃山建築の雄大なる特徴を備へてゐる。斯る建築の地方に分布するを見ても、其秀吉とか、信長とかいふが如き、單なる個人の趣味から出發したものでなく、一代の好尚が、これに傾いてゐた表現に過ぎぬと思ふ。

世相と藝術

然らば時代人心の歸趨は如何といふに、足利末期より織豊時代へかけて程、日本國民を擧げて滿身の活動を極度に傾注した時代はあるまい。中央政府たる幕府は既に其威嚴を失墜して、將軍の威令は行はれず、地方の守護大名は各其本國に割據して、自給自足の計を立て、他國の侵略に備へ、若しくは領土の擴張に餘念がなかつた。下剋上の風は世を逐うて露骨となり、守護は守護代に、守護代は又代に、其地位を奪はれたが、斯る空氣は全社會に限なく瀰漫して、因襲や格式を否定し、階級の緊縛は弛んで、極端に實力本位となり、個人的となり、自我的となり、實利的となつた。

既に一方に割據したものは、更に他と拮抗し、若しくは他を併合せんが爲めに、部内を打つて一團となさねばならぬ。此必要が、社會の各團體をして集約的となるを餘儀なくさせた。領主はあらゆる制限の下に、其被官と士民とを拘束して、彼等の手足とならしめ、商工業者は座法を設けて、座の團結を鞏固にした。領主の間に合従連衡の行はれた如くに、商工業者の座の間にも、利害を同じうするもの、聯盟が行はれた。領主に其勢力範圍があつた如く、商工業者の間にも、營業の地域が定められて、座員以外の此繩張を侵すことを許されない。甚だしきに至つては、彼等の間に、商品の仕入取引についての専用道路さへ設けられたものがある。近江國蒲生郡の得珍保の座が、伊勢に往返の道路を獨占したるが如きは、其一例として見る事が出来る。

而かも無秩序亂脈に陥り勝の社會状態にあつては、動もすれば、暴力の抑壓に遭うて、平和が攪亂され、血腥き鬭争が屢繰返されて、身命、財産の安全は容易に期し得られなかつた。是時に當つて、國民は宗教に



依つて救はれんことを静思する丈の餘裕を持合せなかつた。奮闘的な彼等の生活と合致して、其鼓舞となり、慰安となり得た一向宗や、日蓮宗等を除くの外は、殆ど彼等の信心を支配する丈の強い力を有つものが見當らぬ。因襲の権化ともいふべき攝籙家ですら、祖先以來の傳統的宗派を措いて、是等の新興宗派に歸依したものであるのを見ても、信仰界の變兆を窺ふことが出来よう。

時代人の頼つて以て恃みとしたところは、自我の力であつた。彼等は活きんが爲めに、精力の有らん限り、知能の及ぶ限りを傾倒したのである。兵力の如きも、領内の土民に迄も、貧弱乍ら、武装をさせて其充實を圖つた。領内の富源は地力の有らん限り開發された。永い間埋れてゐた各地の礦山から金銀銅鐵等が盛んに掘りかへされ出した事も、是時代の特徴の一つである。彼等は又領内の市場や港灣を開放して、諸種の便宜を與へ乍ら、他國の商人をおびき寄せた。領内からは又他國に進出して、其通商を行ひ、収益を齎らして歸國することをも獎勵した。獨り國內といはず、朝鮮、支那、南洋諸國に迄も、大洋を跨にかけて、彼等の冒險的貿易の足が延ばされ、到る處に其居留地としての日本人町が設けられた。これを前にして、我同胞が團體的に海外に向つてこれ程の壯圖を企てた事があつたらうか。

各地の領主にしても、應仁、文明の内亂が熄んで、東西兩軍が解體すると共に、京都に見切をつけて、各本國に歸つてから、百年近くの間、目まぐるしい程の人爲的淘汰が行はれ、これに依つて仆るゝものは仆れたから、後に残つた雄者は、次第に其勢力を蓄積して、中央進出の野心を高めた。彼等の日常號令に押捺した印章にも、北條氏の虎の印、武田信玄の龍の印、同勝頼の獅子の印の如き、龍虎相搏つる象徴をまよま

ざと示してゐるものであるが、武田信玄の如きは、年を経て其事業の進捗につれて、龍の頭が少しづつ、向上すべく彫り改められてゐる。信長は身を尾張の一大名より起して、美濃、近江と次第に中央に近づいて行つたが、澤彦に印文を選ばせて、みづからの爲めには「天下布武」の印を彫らせ、其子信孝の爲めには、「一劍平天下」、信雄の爲めに「威加海内」の印を彫らせた。斯る優越感は獨り彼等特權階級の理想たるに止まらなかつた。鏡師の如きも、亦競うて「天下」の銘を其作品に彫附くべく努力を拂つた事は今のアメリカの、何事にも世界一を誇稱すると同一の心理状態であつた。信長は「天下」を稱する鏡師の二人あるを戒めたが、秀吉の時は名工一人に限つて「天下」の號を許さんとした。そこにも時代共通の自我的優越感の現れが見える。

斯る時代に、噴火山上の踊を續けつゝあつた國民に取つては、生まやさしい事で、彼等の心を捉へる事は望れぬ。東山時代の淡彩の墨繪や、茶器の錆ばかりで如何にして此時代人を満足させる事が出来よう。彼等の目を悦ばせるものは、切箔や金銀泥、岩繪具等を自在に驅使して、強烈なる色彩を加へたものであらねばならぬ。雄大なる圖様に雄健なる手法を思ふ存分揮灑したものであつてこそ、始めて彼等の心の琴線に觸れる事も出来たであらう。

#### 時代の特異相

織田豊臣時代は、又安土桃山時代ともいはれる。信長が足利義昭を奉じて、京都に入つた永祿十一年から、秀吉が最後を遂げた慶長三年迄、僅々三十年に過ぎない。而かも此間に、蜂の巢を破つたやうな全國的の争



亂は、次第に其聲をひそめて、四海靜謐に歸し、國內統一の大目的は見事に達成されたのである。單に此一事丈でも、非常な變化であつて、三十年の業績としては、文字通りの一大驚異に値するのであるが、其末期に至つて、秀吉は、大陸に兵を繰出し、みづから唐南蠻を切從へんと豪語してゐたばかりでなく、呂宋の西班牙大守に書を送つて來服を促したり、(天正十九年) 印度の葡萄牙の副王に互市を求めたり、(同前) 高山國に書を送つて來朝を勧めたりしてゐるのであつて、(文祿二年) 其雄圖は實に前古無比と謂ふべきであらう。

更に國內の施設について見ても、信長の事業は未製品であつて、秀吉の如く未だ全國的に統一されたものではなかつたけれども、當時交通商の一大障礙となつてゐた關所を撤去し、關稅の撤廢を命じた事、(永祿十二年) 無用の城郭を撤去させた事、(天正八年) 道路の三間の幅員を定め、それに行路樹を植ゑさせた事、(天正二年) 指出と稱して土地調査を行はせた事、(天正八年) 米の物々交換を禁じて錢を用ゐさせ、精錢令を發して、商取引上、多大の難關であつた通貨の兩替の率を定めた事、(永祿十二年) 杯、何れも其顯著なるものであつた。秀吉に至つては、更に其遺緒を承けて、大規模にこれが徹底を圖つたが、其最も代表的な大事業は全國殘る限なく土地調査の大事業を完成した事であつて、所謂天正の石直、文祿の檢地といはるゝものがそれである。而して其副産物としては、地方制度の改正、(莊保郷の制を廢し、郡を以て直に村を統べさせた) 田制や、稅制(二公一民)等の統一を行ひ、(曲尺六尺三寸を一步とし、三十歩を一畝、三百歩を一反とし、升は京升に定め、肥瘦に依りて田地の等級を定める杯) 始めて貨幣を鑄造し、大判、小判、銀錢(天正十五年の事で、錢文は天正通寶)を流通させた。

信長も秀吉も國內の商業を獎勵し、從來の座の除外例として、營業の自由を認めた樂市樂座を認めたが、秀吉は更に海外貿易を獎勵し、我貿易港たる長崎、博多に於ても、自由市場の精神を擴充したばかりでなく、前代の遣明船とは別途の方法として、海外渡航船に印判を與へ、渡航の免許を渡した。近世の初頭に於ける朱印船は、其延長と認むべきものである。

是等の施設は何れも皆當時にあつては、實に驚くべき因襲打破の新らしい試みであつた。而かも皆前代から政治上社會上共に行詰つた局面を打破して、新生面を開かんとする生みの惱みより、時代の動きに目を注いで取つた眞劍なる打開策に外ならぬ。此時代の新しい動きについて、見通しの出來たものと出來なかつたものが、即ち生存競争の激烈なる當時にあつては、成敗の岐るゝ唯一の分岐點となつたのである。

例を信長、秀吉の二主人公の官途について見る。信長が義昭を擁して京都を回復した直後に於て、永い間數奇の運命に弄ばれた丈、義昭は有頂天になつて驚喜した。彼れは信長を呼ぶに「御父」を以てし、親書を與へて「武勇天下第一也」といひ、「當家の再興これに過ぐべからず、國家の安治偏に憑入るの外他なし」と極度の讚辭を浴せ乍ら、更に信長の大忠に酬いんが爲めに、當時にあつては此上もなき榮譽の表徴であつた紋桐、引兩筋の使用を特許し、彼れの爲めに饗宴を開き、副將軍か、管領か、將た領地の所望か、何れとも申出でよといつた。中にも武勇天下第一といふが如きは、余が前に説いた天下一の思想に交渉を有つものであつて、時代共通の自我的優越感を満足させる爲めとして見れば見られない事もないが、紋章を許すが如きは、階級感の薄らいだ當時にあつては、餘りに舊格に捉はれたものである。而かも義昭がこれを以て時代の



新人たる信長の満足を買ひ得ようと見たところに、兩人の思想上踰え難き溝の存在を肯定し得られるではないか。信長は義昭が彼れの慰勞として催した饗宴の日の觀世太夫の能の番組を見て、隣國の平定未だ心に任せぬ折柄であればと、十三番を五番に約め、副將軍をも管領をも、共に堅く辭退してゐる。

織田氏は藤原氏であつて、信長自身も、もと藤原信長と稱してゐたのが、後に平氏を稱したのは、源平遞興の思想に基くものであつたらう。秀吉が信長の業成らずして難に遭つた後に平氏を冒し、家康が藤原氏を源氏に改めたのも、皆同一思潮に依るものではあるが、さりとて信長や秀吉は決して足利氏に代つて征夷大將軍にならんと欲したのではなく、其思想は寧ろ將軍否定に迄傾いてゐたのである。幕府の現實暴露と共に、皇室と國民との間に築かれた人爲的政策的の障壁が撤去され、國民の見る影もなき皇室に對する同情が高まつて來てから、期せずして尊皇心の甦生となつた。信長の如きも其京都に入ると共に頽廢を極めた皇宮の修理に着手し、屢參内して天盃をさへ頂いてゐる。天正元年、信長が義昭と隙を生じた時、彼れは義昭に對する十七箇條の意見を上陳してゐるが、其第一條に於て、義輝は參内を怠つた爲めに、冥加が盡きて果敢なき最後を遂げたから、義昭に向つても、入洛の時より參内を怠らぬやう注意したにも拘らず、近年これを怠らるゝは勿體なく存ずるといつてゐる。それ丈、將軍に對する因襲的な差別的觀念は褪せたのである。將軍も信長も、天皇の御前には同一の朝臣である、そこに主従關係は有り得ない。義昭と手を絶つた後の信長は、平信長として天正二年に始めて參議に任ぜられてから、權大納言、右近衛大將、(三年)内大臣、(四年)右大臣、(五年)と、年毎に累進して、古來官途無上の光榮とした大臣大將になりすました。秀吉に至つては、年

齡に於て、信長と一つ違ひでこそあれ、主従の關係であつたに拘らず、逸早く本能寺の變報に接して、これを祕し乍ら、急ぎ當面の大敵毛利と和を講じ、天王山の弔合戦に勝つて、天晴盛名を揚げた。翌天正十年、彼れは平秀吉として早くも參議に任ぜられ、權大納言、(十二年)内大臣、(十三年)より太政大臣、關白(十四年)と迄經上つて、位人臣を極める事となつた。嘗に彼自身のみではない。其子弟、家臣の大臣、納言、參議になつたものも亦多かつた。此時代の公卿補任は、實に前後に比類なき程の異彩を放つてゐる。信長にして若し地方にあつて、中央に其志を得なかつたならば、尾張國の一守護代に過ぎず、秀吉の如きは、其一從僕として身を終つたであらう。公卿補任には、初任の場合に、其父母を載せる例であるが、秀吉に限つては、只父母と記すばかりで、一つも其氏名を載せてない。何れは歴とした父もあり、母もあつて、此世に生れ出でたに相違ないが、只其何人であつたか知られてをらぬ丈である。更に奇恠なるは、秀吉は其初任以來、口宣案には平秀吉として平氏を載せ來つたのを、關白になつた天正十三年に、彼れは平を改めて藤原を稱し、其翌年には更に豊臣なる新氏名を設けてこれを冒してゐる事である。最初信長の一微臣として木下藤吉郎秀吉を稱してゐたものが、信長の蹉跌の後を承けて、其聲望儕輩を壓した頃、平氏を稱したのは、足利氏に取つて代らんとするが如き傳統的野心を包藏してゐたかとも思はれぬでもないが、更に藤原氏を稱した時には、足利氏と拮抗せんとするが如き念慮は既に彼れの腦中を去つたのであらう。而かも藤原氏の關白にはおのづから因襲もあれば、格式もあつて、藤原氏を稱する彼れとしてはこれに捉はれざらんとするも得ない。これ彼れの到底忍ぶべからざるところであつた。それが彼れをして豊臣なる新氏名を作つてこれを稱し、み



づから初をなすに至らせたものであらう。これも亦時代思潮としての自我的觀念の一つの現れに外ならぬ。そこには何一つ捉はれるものはない。すべての因襲から解放された彼れは、何事にもみづから初をなすの意氣を以て臨む事が出来た。只天皇を尊奉するの一事は、足利氏以上であつた事を見通してはならない。信長は本願寺との講和に勅使を申請し、宸翰を申下し、朝倉との講和にも、叡旨を傳ふるが如き、多少其政略に利用した形跡がないではなかつたけれども、秀吉に至つては、それさへなく、天正十六年聚樂第の行幸は、室町第の行幸の先例を逐うたものであるが、秀吉はこれを機として、諸大名一同に、皇室に對する忠貞を誓はせてゐる。彼象戲の駒の王將の名の不穩を心外として大將と改めんと奏請したるが如き、兒戯に類した用意の間にも、彼れの尊皇が其赤誠より迸つて出でたものであつて、其間何等不純の分子の存在せなかつた事は掩はれぬ。

更に彼等の階級觀は如何にあつたかといへば、實力を見て人才を擢用せんとするは、兩人の一致したところであつて、信長が一代の怪傑朝山日乗を拔擢して皇宮の修理を委ね、木下藤吉郎を擢用して一方の征伐を任せ、秀吉が扈從より加藤清正を登用し、藥種商より小西行長を擢任した事にも現れてゐる。これを見て當時「遠近共に士の格を嗜みし故、諸人我もく」と研さあひし也」と小瀬甫庵が太閤記に書いてゐるのは當然である。さり乍ら時局が彼等の努力に依つて、分裂より統一へと進轉するに伴ひ、階級各自の本分を亂るゝを見て喜ばなくなつた事も亦同様であつた。出家の身であり乍ら、軍事に携つて、彼等の經綸を妨げた山門、本願寺、高野、根來等の排撃を免れなかつたのはこれに基因する。秀吉の如きは、是等の階級擾亂者に對す

る刀狩を斷行して、一層徹底的に彼等の武士的行爲を取締つた。而かもこれを以て階級的偏見の甦生と見るは必ずしも當つてゐない。商人や農民の經濟的地位を最もよく理解してゐたものは信長や秀吉であつた。前者は義昭から領土の増封を勧められたのに對して、これを辭退した代りに、當時殷富天下に冠たりといはれた堺と近畿の富んだ地方都市であつた大津、草津の二大都市の代官、即ち其直轄をみづから買つて出でゝゐる。そこに彼れが如何に重商主義に向つてゐたかを反映してゐるのである。彼れは中央の策源地として安土城を築くに當つて、其城下町を經營し、所謂樂市樂座の自由市場とした。秀吉も信長の遭難後、地位の向上と共に、佐久間信輝を移封して、自身大阪に築城し、そこに城下町を經營して、其隣接地にあつて、唯一の競争者たる堺の繁榮を大阪に收めんが爲め、堺の商人を移し、堺の要害の壕を埋めたるが如きは、其重きを經濟都市に置いた事が知られよう。彼れは常に商人と交つた。彼れの特許を得て、支那、南洋の貿易に進出したものには、大名もあれば、町人もあつたが、彼等の間に何等の差別的待遇を設けてゐない。それは近世の初頭に於ける徳川氏の朱印船に依つて踏襲されてゐる。彼れが聚樂第の行幸の翌年に、皇族、公卿、一族、部下を集めて、金銀の分配を行つてゐるのは、多年の蓄積に依るとはいへ、財政上の手腕の非凡であつた事を示してゐるものであつて、そこには貴族的、資本家的色彩が濃厚であるのを掩ふ事が出来ぬ。而かも聚樂第の行幸の前年なる天正十五年に、彼れが京都北野松原に行つた大茶湯會には、貴賤に依らず、貧富に拘らず、若黨、町人、百姓以下に依らず、何人も來會して一興を催させ、且つ此催には美麗を禁じ、儉約を好むと極度に平民振を發揮してゐるのであつて、其間階級的私心を包藏してゐたものとは見られない。



好學の氣風も亦統一の氛圍氣に依つて醸成された。信長にしても、秀吉にしても、教養の上からは取立てて言ふべき程のものを有たなかつたが、彼等の左右の禪僧等は、其缺陷を補ふに充分であつた。一般に没字漢として知られた秀吉でさへも、北野の文庫の藏書を取寄せて閲覽してゐるところに、其好學の殊勝さを偲ばせる。

而かも兩者の間にも、政策の一致を見なかつた事が絶えてはなかつた。殊にそれが此時代の文化と密接の關係ある宗教政策の上に現れてゐる。信長の膺懲した山門が、秀吉の時に再興を許され、信長に依つて懲罰の手を加へられた一向宗や日蓮宗が、秀吉に依つて赦免され、それと反對に信長に依つて布教の便宜を與へられた天主教が、秀吉の時に禁教の厄に遭うた杯は其一例として見られよう。(昭和四、四)

## 第二章 近世の文化

### 第一 近世史概説

#### 總説

江戸時代の特徴は、平和の時代が最も長く續いたといふ點にある。學問や、工藝や、文學、美術の進歩發達したのも、此平和の齎らした結果に外ならぬ。或は此時代を以て、我國に於ける封建制度の最も純熟した時代であると見るものもあるけれども、元來此平和は前代にも比類のない程の極端なる高壓的政策に依つて贏ち得られたものであつて、階級專制は極度に其手を擴げ、個人の自由は極端に拘束され、如何に國民が濃艶なる文藝に酔うて謳歌して居つても、それは所謂噴火山上の舞踏の如きものであつた。或は此時代を法治主義の世と見るものもないではないが、それは此時代に各種の法律の制定されたのを見ての皮相の見であつて、此時代は寧ろ極端なる警察國家であつたといふが當つてゐよう。例へば民事の裁判の如き、始審即ち終審であつて、控訴も上告も許されなかつた。それに比較すれば、均しく武家時代であつても、鎌倉時代の如きは、餘程個人の自由を尊重したものであつた。故に江戸時代が、我國の武家時代中、封建制度を代表するものと説くは當つて居らぬ。此時代は寧ろ幕府の創立者たる家康以下の創意に成つた一種特有の極端專制政體であ



つて、武家政治の一變態と看做すべきであらう。

武家政治では、足利幕府は比較的長く續いたけれども、これは徹頭徹尾、治世が少くて、亂世が多かつたから、只永く續いたといふ丈で、別の意味に於ては最も短かつたともいへる。併し鎌倉幕府でさへ百五十年で顛覆したのに、江戸幕府が二百六十餘年の久しき、其末期を除いたならば、基礎最も鞏固な有力なる政府であつた點に於て、大差がある。斯く迄長く命脈を保つことの出來たのは、單に其高壓政策の爲めばかりとは思はれぬ。即ち幕府が創立以來、鎌倉幕府の長所を取つて、公武諸法度を始め、諸般の法制を設けた上に、對朝廷策を始め大名の配置や、參勤交代等の部下統馭策に周到なる注意を拂ひ、社會組織をすべて軍隊組織の如くに形成し、加ふるに所謂政務即ち政治、法律、經濟等に關しては、天皇の御委任を受けたと稱して、他をして容喙せしめず、常に極端なる壓迫監視の下に、國民の意氣を殺いで、絶対に柔順ならしめ、自己の政策の鑄型に當嵌めようとし、他面には鎖國主義を實行した結果、外國との交渉もなく、曲りなりにも平和の維持に成功した爲めであつた。さり乍らこれ丈でも、未だ以て其運命を支持することが出來ぬ。永い間には、政策の弛廢から、官紀が紊亂して、上下交、腐敗墮落の空氣に満たされた時代もなかつたのではないが、斯く行詰りの窮況に陥つた時は、幸ひにも、名將軍、賢老中等が出て、弊政を釐革し、人心を一新して、將さに滅びんとするの頽運を盛返したことが幾回か繰返され、其結果は、斯くも未曾有の長き命脈を保つこととなつたものである。對外貿易關係は、前代から引續いて、最初は盛況を來しつゝあつたものゝ、幕府が禁教許商の實行不可能なるを悟つて切支丹宗門の禁制を勵行すると共に、鎖國を斷行して國民を内に整居させ

た。只出島の一角からは、絶えず西洋文明の曙光を見る機會が取殘されて、一部國民の識見を博め、修養に資したのである。幕府の學問獎勵の結果は、各階級に互つての學問の普及となつたが、幕末對外關係が切迫を告ぐると共に、一面國學者や漢學者の名分論が頭を擡げ、反幕府側の潜行的運動も加はつて、幕府をして國家の大事については勅裁を仰がせ、他面、蘭學者は、西洋文明を謳歌して、其採用を鼓吹し、外國の壓迫愈加はるにつれて、幕府をして祖法放棄の餘儀なきを悟らせ、將軍の威嚴は急速度に失墜して、急轉直下其顛覆を速かならしめたのである。

以下章を逐うて此時代に於ける重大なる史的現象を中心として政治上、社會上の兩方面から時代文化發展の經路を跡づけることゝしたい。

## 第一章 幕初の内治

### 第一節 家康の幕府組織

慶長三年に秀吉が薨じた。家康は前田利家と共に、其厚き遺託を受けたが、是時秀頼は尙ほ幼少でもあり、利家も尋で死んだから、家康の威望は日に々隆く、諸大名の中で彼れに比肩するもの一人もなかつた。是に於て豊臣氏の舊臣の結束が弛んで、内訌を生じ、朝鮮役當時の實戰派と參謀派との間の軋轢が持越されて、家康派、反家康派となり、後者は輝元を盟主と仰いだ三成等の家康討伐の旗揚となり、さては慶長五年天下分け目の關ヶ原陣を捲起したのであるが、家康側の大捷は其反對派を屏息させて、自家の勢力の前に、諸大



名を屈服せしむるに成功した。これより後の秀頼は攝河泉三國六十五萬石の一大名たるに止つたから、家康の眼中豊臣氏なく、諸大名の統制に、法制の編纂に、着々幕府の準備を進めて、傍若無人の振舞をなした。さり乍ら豊臣氏の舊臣では、尙ほ秀吉の舊恩を忘れぬものもないではなかつた。それは家康に取つて、格別の脅威とはならなかつたけれども、只こゝに彼れの少からず恐れをなしたものは、秀吉の卓絶した理財の能力が生んだ巨萬の富であつた。家康は百方手段を講じて、成るべく速にこれを費消させ、後、自家及び其子孫の安全の爲め、豊臣氏の息の根をとどめんものと可なり苦心を重ねた形跡が見える。其中にも淀君や秀頼が秀吉の冥福を祈るの情に切であつたのを利用して、京の大佛方廣寺の再建を始め、全國に於ける神社、佛閣の修造を勧め、莫大の失費を餘儀なくしたのは、周知の事實であるが、愈其財力消耗に瀕したと見据えてから、彼方廣寺の鐘の銘の中の國家安康、君臣豊樂の句が自己を呪ふものであるとの非難をきつかけに、豊臣氏に對して挑戰的態度を取り、慶長十九年十月と元和元年五月との兩役を経て、こゝに其宿昔の望を果すことが出來た。斯くて計畫的に進められた家康の豊臣氏討滅策は、當時の上下は略これに感づいて居つたけれども、權力の前には、些の非難を加ふるものもなかつたが、只社會の落伍者や下層民等、別して浪人、百姓、町人の間には豊臣氏に同情するものが多かつたから、大阪の役には、東軍の諸大名で、主なる百姓を従軍させて人質としたものさへあつたのは、武士でない丈に面白い。此豊臣氏に對する態度が、徳川氏の幕府創立に汚點を印したことは争はれない事實であらう。

天下は完全に徳川氏の世となつた。豊臣氏滅亡の翌元和二年に家康は薨じ、子秀忠が其後を繼いだ。秀忠、

家光、何れも守成の利器であつて、就中家光は大に創業の基礎を築いた英主である。家綱迄は徳川氏の初期と申して宜しい。

先づ幕府の組織についていふならば、徳川氏はもと松平氏といふ三河の一大名から起つて、次第に其領土を擴張し、家康の地位の向上に伴つて大をなしたものであるから、其政治組織の如きも、亦簡易な戰國時代の一大名のものから、漸次に複雑なる統一的政府（幕府）となつて來たものである。今其組織立つた後から見ると、庶政を總轄して諸般の命令を出だすところが、御用部屋といつて、今ならば内閣に相當し、そこに家老、年寄、若年寄の最高會議が開かれた。此家老、年寄は戰國の諸大名にあつたもので、主君を輔佐する職であるが、後の幕府の官制では、老中が年寄で、大老が家老に相當するから、幕府でも初めの程は老中を年寄と呼んで居た。別に評定所といふものがあつて、主として將軍の諮問に應じ、重大の案件や先例なき訴訟の判決案を議し、時には行政上の諮問にも應じた。もとは大老、老中、大目付、御目付、寺社奉行、江戸町奉行、勘定奉行を以て組織されたが、後には寺社奉行、江戸町奉行、及び勘定奉行中の公事方（他を御勝手方といふ）のみが其任に備はることゝなつた。大目付、御目付は老中の下に屬して、旗本諸大名を監察し、寺社奉行は全國の寺社及び其領地、關八州以外の大名領地に關する訴訟事務を掌り、江戸町奉行は南北に分れて二人あり、江戸の市政に關する事務を掌り、勘定奉行は、勝手方で幕府の財政及び直轄地に關する行政事務を、公事方は其司法事務を掌る。其他に御側衆なるものがあつて、又御側御用人ともいふ。將軍に近侍して其命令を老中に傳へるもので、一種の權力があり、後には御用部屋の實權が此御用人に移ることゝなつ



た。彼柳澤吉保や田沼意次の如きも、第十代家治將軍の御側御用人から立身したものである。

地方官としては、京都は朝廷の所在地として重要であつたから、京都所司代を置き、大阪は豊臣氏の城地として、其市民は同氏を敬慕すといはれ、且つ大阪は全國經濟の中心でもあつたから、大阪城代を置いて、特別の委任をなした。又京都、伏見、大阪、堺、奈良、駿府、長崎、佐渡等の各地には、それ／＼奉行を置いた。これを遠國奉行といふ。幕府の直轄地は御料といひ、全國の約三分の一に達して居たが、それらは勘定奉行の直轄に屬せしめ、郡代又は代官を置いて、行政、司法事務の一部を委任した。

此時代の下級行政は、或る程度の自治を許したものである。都會地即ち町ならば、名主、五人組、村落地即ち村ならば、名主、(庄屋)年寄、五人組が置かれた。此五人組はもと秀吉の末年、慶長二年に始められ、武士五人組、庶民十人組を以て一組をなさせたものであるが、江戸幕府はそれを踏襲して下級行政の一機關とした。

## 第二節 對諸大名策

家康は初め鎌倉幕府に倣つて法治主義を取らんとした形跡がある。慶長十六年、秀頼の生存中、既に諸大名に向つて三事を誓はせてゐる。其第一條には、家康の命を奉じて、頼朝以來歴代將軍の法制を遵奉し、將軍秀忠がこれに據つて斟酌して發布した法制をも遵守すべしといふ意味がある。元和三年七月、大阪落城後間もなく、家康の顧問に備つた僧崇傳に起草させた武家諸法度十三條を發布して居るが、それは主として大名旗本の爲めに制定したもので、文武の獎勵、儉約の嚴守、相續、婚姻等の制度を定めたものである。其中に最も注意すべきは、新たに城郭を築造することを禁じ、又其修理をも制限し、殊に參勤交替の制を定めた

事で、後者は諸大名をして一定の期間、其封土に歸り、又江戸に滞在させたものであるが、諸大名は交通不便な時代、頻繁の往復に失費が多き上に、諸物價の高く華美な江戸住居に多額の經費を要して財力を消耗し財政上の困難を感じて、不平を抱くものがないではなかつたけれども、いつしか反抗の勇氣が消磨して柔順となつた。加ふるに豫め相續人を定めないので死んだもの、危篤に臨んで養子を願出づるは、末期養子としてこれを禁じ、諸大名、旗本に通じて秋毫も容赦することなく、其家を廢絶させたから、これが爲めに其家を絶やされたもの決して少くない。其他、犯罪や家臣の内訌杯に坐せられて、領地を沒收し、又は轉封されたものも初期程多い。其結果、多數の浪人を生じて、幕府みづから其脅威を感ずるに至つたのも事實である。

幕府の對大名策として、今一つの注意すべきことは、其分布配置の妙を得たことである。初は家康が子義直を尾張に封じて名古屋城に居らせ、又頼宣を駿河、遠江に封じたが、秀忠の時、紀伊に移封して和歌山城に居らせ、頼房を常陸に封じて水戸城に居らせた。これが御三家といはれて特別の優遇を與へられたものである。其他將軍の家門の封ぜられたものを親藩といひ、三河以來の家臣は譜代大名といひ、關原戰後新たに附いた諸大名を外様大名といふ。外様に對しては、特に警戒を要するから、其領土の間に、親藩又は譜代を挟んで、暗に監察の任に當らせ、互に掣肘させ、又其直轄地をも要所／＼に配置した。大體からいふならば、東海、東山二道の如き江戸から見て樞要な土地には、親藩や譜代を置いて、外様はこれを遠ざけた形跡がある。諸大名とは、一萬石以上をいふ。其中にも、一國を領して居るは國持大名で、城のあるが城主、城はなく、只陣屋のみあるのが領主である。是等の諸大名の中、外様に屬するものは、關原役迄は、徳川氏の同僚



であつて、幕府に主従關係が明瞭でなかつたが、家光の時、これを明確にしたのは、恰も北條氏が泰時の執權となつた時、其僚友であつた御家人に向つて自今賞罰を行ふことを宣言して、北條氏の優越なる地歩を占めたのに比すべきである。

是等の諸大名も、其政治組織は幕府を小規模にしたやうなもので、其家臣には家老、年寄、用人、物頭杯があつた。大體將軍から一任されて居たので、法制の如きも、幕府のそれに准ずることは、武家諸法度に規定されて居る。司法事務について不明の點は、幕府に伺はせ、幕府は評定所をして審議させて指令を與へたものである。

### 第三節 對朝廷策

家康は皇室尊奉についても織田豊臣二氏の政策を踏襲し、禁裏御料の増加、御所の修造、廢典の再興を始め、公卿の家の新立等前代に譲らぬ。御料についていふならば、秀吉の時は禁裏御料の公稱七千石であつたものが、江戸時代になつてから、三萬石（實收は三萬二百六拾石餘なり）といはれる。これ幕初以來、漸次増加した結果である。例へば元和九年、秀忠の上洛に際して、洛外の田園一萬石を大内御料に献上したことや、寛永十一年の家光の上洛の時、參内の御祝儀として院の御料七千石を上つり、もとの三千石に合せて一萬石としたこと杯其一例である。織田豊臣二氏の時代は猶ほ百事草創の際であつたが、徳川氏は京都と隔絶した江戸に幕府を置き、鎌倉幕府を其理想として居た丈に、亦朝廷に對する警戒の必要を感じたから、到底二氏と同一の方針を取ることを許さなかつた。家康の法制制定は常に其部下の爲めにしたばかりでなく、朝

廷の法制に迄も其手を着けて居る。慶長十八年に制定された公家衆法度五箇條は、主として公家の學問、勤務、素行等に關する規定であるが、それには罪の輕重に依つて、流罪其他の處分をなすべき事迄明記されて居る。更に慶長二十年になると、武家諸法度と共に有名な禁中並公家中諸法度十七箇條を制定して發布したが、それには天皇の御學問、和歌の事から、御服制等、大臣、親王等の座位、攝關、大臣の資格、任免、相續、諸家の官途、學問、僧官、門跡、紫衣、上人號の事迄を巨細に規定して居つて、家康自身、將軍秀忠及び二條昭實と連署して居る。家康は前將軍、昭實は是時關白になることに内定して居たもの、任命のない内であつたので、形式からいへば不備なものであつたにも拘らず、明かに天皇の大權を拘束したものであつて、此上もなき重大なる立法と謂はなければならぬ。勿論斯る立法は既に秀吉の時にも其類似のものがあり、事實に於ては、武家の朝廷干渉は鎌倉幕府以來、歴代の幕府が行ひ來つて居る事ではあつたけれども、斯く精細に法文に著したのは、他に類例がない。これから朝廷の攝關、大臣の任免の行はるゝに當つては、先づ將軍の内意を質さるゝ例となつたのも、此立法あるが爲めである。元和五年には、勸修寺兼賢が内大臣に任ぜられたが、秀忠は將軍の内諾を経られなかつた點を不満として抗議を申上げ、強ひてこれを辭退させたのも、公家法度厲行の一端である。家康は又公武諸法度と同時に、淨土宗、五山十刹、眞言宗、日蓮宗、大徳寺、永平寺の法度をも制定して、紫衣や上人號は勅許を受くべきことを規定して居る。一見朝廷を尊奉したやうに見えるが、戰國時代皇室御式微の際には、申請者から官物といつて獻上品を捧げたのが皇室に取つて一廉の御收入となり、爾來繼續されたものを、公家諸法度では、一々其資格についての制限を設け、容易に勅許



を與へ得られぬやうにしたのである。寛永五年には、大徳寺妙心寺派の僧徒が紫衣の勅許を得たが、將軍家光は其諸法度に乖るを咎めて、一旦諭旨を賜はり勅許を得た紫衣を取消させ、寺法を執つて動かかなかつた大徳寺の澤庵等を罰して流罪に處した。幕府の對朝廷の態度の、如何に峻嚴であつたかを知るべきである。家康は又頼朝が其女を入内させる筈であつたとの誤つた傳説に動かされ、元和六年、其孫女和子を後水尾天皇の宮中に入内させて中宮とした。これを東福門院と申す。是より先き、宮女に内幸があると聞いて侍臣を處分した。天皇は幕府の壓迫に逆鱗の餘り、遂に東福門院の御腹の皇女に御讓位になつた。明正天皇と申す。稱徳天皇から九百餘年の間絶えて久しい女帝が御立ちになつたのである。幕府は天皇より統治權を將軍に御委任になつたもので、政治上には獨斷專制を許されて居るとの解釋を取り、「都而御政務筋ニ掛り候儀を禁裏に御頓着無之」といつた。皇室の御料は前代よりも比較的豊かにするも、政治上には不斷に監視してこれを抑壓して居た。これが後に至る迄、朝幕間の衝突を惹起する原因となつたものである。

#### 第四節 社會階級の整頓

江戸幕府の内治上最も重要なもの、一つは、前代の遺緒を承けて、戰國時代の亂脈な社會狀態を整理し、武士を中心とした極端なる階級制度を樹立した事である。幕府一代の社會政策は亦こゝから出發して居る。武士といつても、將軍直轄の旗本、御家人及び諸大名が、鎌倉時代の御家人に相當するものであつて、家康以來、武家諸法度、諸士法度を以て其行爲を拘束し、儉約を守り、廉恥を重んじて社會の儀表たる體面を保たせた。主家を有せざる浪人は、又鎌倉時代の非御家人に相當し、中には秩序を紊し易き不平分子もあり、

さなきも平地に風波を起す陰謀を企て勝であるから、平民の浪人たる無宿と共に排斥を受け、警戒を加へられつゝあつた。一般平民たる百姓町人は、特典の場合の外苗字帯刀を許されず、殊に百姓は日常の衣食住共に窮乏に甘んじ、營々として生産に力め、社會の高等遊民ともいふべき武士を養ふ機械の任務を取らせられた。而かも農は國の本なりとの思想は此時代にも存續し、百姓に對する武士階級の同情はないではなかつたけれども、階級觀念は一般にこれを賤めた。況んや町人即ち商工業者は、國民の日常生活上の必需品の供給者として、一概に營業上最少限度の便宜を與へんとするに止り、動もすれば奢侈品を賣附けて幕府の根本政策たる儉約令を裏切り、徒らに國民の生活程度の向上を促すが如き弊を助長するから常にこれを監視し、一令の下に其營業に向つて種々の壓迫を加ふることも辭せなかつた。

穢多非人は此時代の賤民階級を代表して居る。其中非人は良民の籍を削られて賤民に伍したものである丈に、復籍が出来ぬではなかつたが、穢多に至ると、絶対に其望みがなく、生れながらにして賤民となり、一定の賤業に服するの外なかつた。

#### 第五節 學問の獎勵

足利時代には、國民の教育教化は殆ど五山其他の僧侶の手に委ねられて居たが、其末期から此時代の初期へかけて、所謂文藝復興の機運に向ひ、從來の職業的教育家たり學者たる僧侶の圈外からも、教育家、學者が輩出することゝなつた。當時の皇室は、講經に印刷に學問を御獎勵になつたが、公卿の間にも、亦好學の風が勃興して來た。船橋や、伏原の如き明經の儒は、世間からは専ら漢唐の古註を固執して居たやうに思は



れて居るが、其實必ずしも然うでなく、朱子の新註は夙に皇室の御文庫にも備へられ、是等の明經の儒もこれを學び、又朱子を祀つて居る。藤原惺窩、林道春の如きは、もと僧侶として寺で學んだものであるが、後には一俗人として一家をなした。彼等を通して、是迄僧侶の手にあつた學問は次第に俗人に移つて行つた。家康はもとより學問を好んで居たが、是等の學者を擧用し、學問を奨励したのは、一つは時代に順應したものであつて、決して其力にばかり依つたものではなく、林道春が始めて朱子の新註を講じたのを、船橋秀賢が聞いてこれを咎め、家康がこれを斥けたとの説は、もと道春の書いた野槌の記事を先哲叢談に敷衍したものであるけれども、當時秀賢と道春とは懇意の間柄で互に相往來して居たことは、秀賢の慶長日件録にも記され、秀賢も亦朱子に傾倒して居たものであるから、事實として受取れぬ。近世の初頭に於ける學問の隆興は時代共通の傾向であつたが、それには公家側の寄與が寧ろ多かつたことは、此時代の學風がこれを證明して餘りがある。

尊皇主義の下に國內の統一が行はれた丈に、此時代の學風は國家的であり、又尊內的、卑外的であつて、外國に對して我國を重んじ、我固有の神道、國史、國文、和歌を尊び、佛教を排した。此時代には、未だ國學者なるものは起らなかつたから、儒學者に依つて是等の學風が發揮されたのである。此點から又國史編纂の風が盛んになつたが、其先驅ともいふべき本朝通鑑は、林道春が幕府の命を奉じて其子鶯峰と共に編纂した。道春の子孫は、世々幕府の儒官として朱子學を説いて居たから、朱子學はおのづから此時代の官學となつて、其他の學派を異端邪說視したのである。

而かも斯る學風は、幕府が其主義とするところの皇室を抑へて幕府の基礎を鞏固にせんとした趣旨に對しては、寧ろ自殺的方針であつて、これを採用すれば勢ひ幕府はみづから其運命を縮める結果とならざるを得ない。後世尊皇倒幕の議が起るに至つたのも、幕府のみづから招いたものであるといへる。

## 第二章 幕初の外交

### 第一節 朝鮮との外交回復

秀吉は海内の平定後、直に開始した外征の目的を達せずして薨じたが、其後を承けた家康は、内治を専らにせんが爲め、朝鮮に對しては極力外交關係の復舊を圖り、先づ朝鮮との間に特殊關係のあつた宗義智に其旨を含めて居中斡旋をさせた。義智は慶長四年、我派遣軍の撤退以來、屢使を遣し、朝鮮人の捕虜を還し、又我軍の朝鮮の王陵を發いたといふ事は、事實の程、疑はしいけれども、彼れの最も深く怨恨を買つた事として、其歡心を求めんが爲めに、死刑囚を眞犯人として朝鮮に送ると、朝鮮では鞠問の結果、年齢の若きに過ぎるを看破したやうな滑稽事もあり、初めの使が朝鮮に駐在中の明軍に捕へられて殺される等の事件もあつたに懲りず、百方手段を講じて其目的を達成するに力めた。朝鮮でも、明軍の駐在に惱されつゝあつた際として、我れとの講和を望まぬでもなかつたから、慶長十年には朝鮮より孫文或と僧惟政（松雲大師）とを發遣して我國情を偵らせた。此使節は伏見城に於て家康、秀忠に謁し、兩國の國交恢復はこゝに其緒に就くこととなつた。此事は松雲大師舒難錄にも見えるが、此書の日本の國情を敘するには誇張訛傳が多い。足利氏の



時には、彼れの稱呼に任せて、將軍を日本國王と稱したこともあつたが、其後朝廷に憚つて、唯日本國某と書く事になつたのを、是時我れより大君と稱することゝなつた。其後十四年に、宗氏と朝鮮との間に所謂己酉條約が成立して、愈平時の状態に復し、宗氏は釜山の豆毛浦に倭館を設けて貿易を行ひ、朝鮮の國産を輸入することゝなつた。爾來朝鮮は將軍の更迭毎に使者を送つて祝意を表するを例とし、幕府ではこれを稱して朝鮮信使の來聘といつて居た。家康は又明との國交復舊をも熱望して居たので、其商人に書を託して通交を圖つたけれども、當時明は海禁が厳しかつた上に、國家が衰亡に瀕して居たから、其まゝ遂に要領を得ることが出来なかつた。併し彼れの商船は我長崎に来て盛んに貿易を營んで居たのである。然るに清が明を滅してから、明の遺臣鄭芝龍が我正保二年に幕府に向つて我援兵と武器とを求めて來た。幕府の一部には援助を與へようとの議もあつたけれども、我れは國交の結ばれて居ないことを以てこれを拒絶した。併し明の遺民で朱舜水とか心越とかは何れも來朝して、朝野の優遇を受けた。清は我國と國交を開くことを望んで居たが、當時は我國で鎖國の方針を決した後であつたから遂に不調に歸したものの、清商は特に和蘭と共に長崎に來つて貿易することを許された。

琉球はもと支那と我國と兩屬の姿であつたから、家康が先きに明との國交復舊を望んだ時には、琉球に託して書を明に致させたこともあつた。其後琉球は我國に對して來聘を拒んだから、家康は慶長十四年、島津家久に命じてこれを征服させ其附庸とした。

## 第二節 海外貿易の盛況

是より先き、呂宋からは西班牙人、媽港から葡萄牙人が來朝して布教貿易に力めつゝあつた。秀吉の時、天正十五年に宣教師に領土の野心があつて、我固有の信仰を迫害し、善良の風俗を破るを認めてこれを惡み、嚴に其布教を禁じて貿易のみを許すの方針を決したが、家康は貿易を盛んにするは勿論、宣教師をも好遇した。當時我國民の意氣壯んであつて、其海外に雄飛するものも多く、安南、交趾、暹羅、東埔寨、呂宋等、支那、南洋の諸國に對して貿易を行ひ、所在に日本町を出現した。同時に西洋諸國の商船で我國に渡航するものも、年を逐うて益々増加して居る。家康は夙に此平和的事業たる海外貿易獎勵の意があつたらしく、慶長五年に漂着した和蘭國船リッフェ號を浦賀に回航させた。其船長はヤンヨーステンといひ、水先案内は英人キリアム・アダムスであつたが、家康はこれを江戸に召寄せて宅地を與へ、彼等を優遇して海外の事情を聴取した。今の東京の八重洲河岸、按針町は其名残である。これに依つて一層彼れの海外交通の念を深くしたのであらう。慶長十四年には、和蘭の使節が始めて平戸に上陸し、後家康に謁して通商を求むる國書を呈し、彼等の爲めに日本全國を開放し、又平戸に商館を建て、貿易を營む許可を得た。瓜哇の英吉利商人もアダムスに促されて、慶長十八年に亦平戸に上陸し、國王ゼーームス一世の國書を呈し、家康から全國の開放、江戸の商館建築、關稅の免除、及び治外法權の特權を與へられた。これより英吉利人も平戸に商館を構へることとなつた。此驚くべき寛大な處置にも、家康の如何に外國貿易に熱心であつたか窺はれよう。家康は又我大名、寺院、町人、其他外人に向つて南洋渡航の印信を與へて其渡航貿易を許可したが、異國御朱印帳に見える。海外貿易に従事するものゝ爲めには、出船の時に資本を貸して入船の時に返さしむるが如き金融



機關もおのづから備つて居たやうである。(長崎島井文書) 加之、幕府に於ても、家康は卓越した鑛山經營者大久保長安を得て、佐渡其他の鑛山からの礦物の發掘高は頓に増加し、これを以て大判、小判、其他の金銀貨幣を鑄造し、通商貿易頓に活氣を呈するに至つた。

### 第三節 鎖國の斷行

然るに我國渡來の先輩として長崎に商館を持つて居た葡萄牙、西班牙の兩國人と、後輩として平戸に居つた和蘭、英吉利兩國人とは、互に相對峙して離間競争を事とした。元來葡、西兩國の殖民政策は布教、貿易の次に、領土の侵略を行つて居たので、家康も後には天主教の國家に有害なるを認め、慶長十七年にこれを嚴禁し、爾來信徒を處分すること年と共に峻嚴を加へた。其翌十八年に出した禁教の諭告には、貿易に對しても漸く危惧の念を強めたことが見える。秀忠も、家光も、皆此方針を繼承して、元和二年、明國の商船の外、すべての外國船舶に向つて、長崎、平戸以外の寄港を禁じ、寛永元年には西班牙貿易を禁止し、爾來和蘭、葡萄牙兩國の競争となつたが、寛永十年には、奉書以外の海外渡航と共に、海外在留者の歸朝を禁じ、十三年には海外渡航を禁絶し、犯すものは斬に處せんと令し、本邦人、葡萄牙人間の雜種兒を追放した。これより我國人の海外に進出するもの全く其跡を絶つに至つた。加ふるに、寛永十四年島原の亂あつてより、幕府は一層天主教の禁を嚴にし、十五年葡人を追放し、遂に葡萄牙船の渡來を絶ち、歐洲人としては和蘭人のみ殘留することとなり、それすら寛永十八年平戸より長崎出島に移され、出島は我邦が西洋文明を攝取する唯一の門戸となつた。

### 第四節 天主教徒及び浪人の取締

鎖國の最主要なる誘因が天主教の傳播にあつた丈、幕府は鎖國令の發布の前後から、種々の方法を設けて天主教徒に對する取締を嚴にし、徹底的に其徒の勦滅を圖つた。其一是踏繪である。長崎は長く葡萄牙人の居留地として、布教の策源地であつたから、これを中心として、熱烈なる教徒は各地に分布して居た。故に幕府は長崎奉行に天主教禁遏の全權を委任し、其地方の人民には、耶穌やマリヤの像を彫附けた銅版を踏ませて、信仰の有無を試めすこととした。其二是宗門人別改である。幕府は全國の人民を悉く佛教に歸依させ、一定の寺院の檀那として、毎年當該寺院から是等の各檀家の一家族毎に其檀那に相違なく、切支丹宗門ならざる證明を出させる。これを寺請狀といつた。一町一村のそれを集めた帳面が、宗門人別帳である。戶籍のない當時にあつては、それに依つて町村の戶數、人口を知ることが出來て、戶籍の用をなして居たのである。思想や信仰はこれを壓迫すればする程、却つて反撥を免れないものである。此くの如き嚴密なる制度の下に不斷の努力を續け乍ら、其後も少からぬ殉教者を出だし、殊に長崎の浦戸の如きは、幕府一代教徒の跡を絶たなかつた。マリヤの像を觀音の像に紛らせたもの杯が、彼等教徒の間に祀られて居たのは、これが爲めであつた。

寛永十四年の島原の亂は、天主教徒と共に、小西等大阪殘黨の浪人に依つて起されたものである。幕府の教徒及び浪人に對する猜忌の眼は彌が上にも嚴しく注がれた。搗て、加へて、慶安四年には、由比正雪が浪人丸橋忠彌と共に、幕府制法の無道を矯め、大老を處罰し、善政を布くを目的として、同志を募り兵を擧げ



んとした事が暴露したが、それにも諸國の浪人が多く加盟して居つた事が知れ渡つた。加之其翌承應元年には、これも浪人の戸次庄右衛門等が將軍家綱の増上寺參詣の日、老中暗殺の陰謀を企てたことが露れて捕縛されたから、幕府は重ね々々の暴舉に、浪人に對する神經を極度に昂らせ、一層其警戒を嚴にし、檢舉追放に依つて、不逞の徒の絶滅を圖つた。浪人を宿泊させたものは、家主と共に闕所に處し、浪人を隠匿した町は、全部過料に處し、これを發見して密告したものに賞銀を與ふる等が、其主なる手段であつた。これ世に浪人拂といはれたものである。又これに刺激されて、從來存在した五人組の制度を利用し、切支丹宗門の徒と共に、此浪人の取締に向つても、五人組に聯帶責任を負はせる事にしたのにも注意すべきことである。さり乍ら此對浪人政策には、幕府の當路の間にも異論があつて、一面に浪人を厄介物扱にしてこれを取締ると同時に、他面には又其發生すべき原因の除根を圖つた。即ち大名に繼嗣がなく、一家斷絶した爲めに、家臣が其主を失ひ、浪人となる場合が多かつたから、幕府は慶安四年、所謂末期養子の禁を弛べて、五十歳未満のものは、末期たりとも、場合に依つて養子を願出づるを許すこととした。これ實は嗣子を定めなくて死んだものが、生存を装うて養子を願出でた場合であつた。後寶永七年には、更に五十歳以上の願出でも、審理の上許可することとして、此禁は事實上有名無實のものとなつたのである。浪人の發生はこれに依つて大に緩和されたこと言ふ迄もない。天主教徒と浪人の取締は實に幕初に於ける内治、外交の二大眼目ともいふべきものであつた。佛教は其影響を受けて幕府の保護の下に、殆ど唯一の國教の如き姿となり、就中天台、淨土の二宗派は、幕府の保護最も厚かつた。一般の寺院は初等教育に於て、所謂寺小屋の學校の用をなしたばかりでなく、僧徒が一般知識階級に屬したところより、文字なきものゝ指導者となり、殊に寺請の關係から、其檀越に對して活殺の自由を與へられて、多大の權威を加へた。當時一般に行はれた檀那寺の名稱にも、其主客を轉倒したことが窺はれる。其結果として、僧徒の墮落腐敗を來たし、俗界の勢力と反比例に、國民の熱烈なる信仰が衰へて形式的となる勢を馴致したことは、これを掩ふことが出来ぬ。

### 第三章 元祿時代

#### 第一節 文化の發達

幕初に於ける諸般制度及び人心の緊張は、綱吉の時代に至つて漸く弛緩した。何れの時代に於ても、創業時代から守成時代に入るに當つて免るべからざる現象である。所謂元祿時代が即ちそれであつた。此時代には前代から引續いた殺伐の氣風は次第に薄らいで、太平の象が現れ、武家の本色たる武技よりは、寧ろ文事を重んずるの風となつて家宣の時代に及んだ。

綱吉の治世は前後二期に分れる。其前期にあつては勵精治を圖り、堀田正俊を大老に任じて、前代の弊政を革めたけれども、貞享元年、正俊が若年寄稻葉正休の爲めに殿中で刺された後は、御側御用人柳澤吉保を寵用して老中となし、種々の弊政が相次で現れた。中にも有名なるは生類憐みと稱したもので、其子を望むの餘り、神田護持院の僧隆光の進言を容れて殺生を禁じ、自身が成年の生れであるところから殊に犬を愛護し、これを殺傷した爲めに處刑されたものが頗る多かつた。世に綱吉の事を犬公方といつて居る。且つ其性



格華奢を好んだから、國帑を費すことが多く、加ふるに天變地災も頻に臻り、家康以來蓄積した財力も漸く残り少なくなつたところから、勘定奉行萩原重秀の建議を容れて、貨幣の改鑄を行ひ、金には銀を、銀には錫、鉛、銅等を混じて、品質の優等であつた初期の貨幣に比すれば劣等のものとした。其影響として、物價は騰貴し、經濟上の混亂を來したのみならず、後世幕府の財政窮乏の場合には、貨幣の品質を落して一時を糊塗するの禍根を生じた。又民間の風俗が華美に流れ淫逸の風を助長したのも、其責を免れることが出来ぬ。

綱吉の晩年は、斯様に其初世に比して非難すべき事實はあつたけれども、彼れが學を好んでみづから其模範を示し、一世を指導した爲めに、初期に於ける文藝復興の萌芽は此期に及んで其果實を結び、文教頓に隆盛になつた偉功は、これを認めなければならぬ。即ち元祿三年に、神田昌平坂に大成殿を建て、林氏の祀つて居た孔子の廟をこゝに移すと共に、同氏の私塾をも其側らに移轉させて官學に昇せた。又五山の僧儒の風が尙ほ其形式を存して、林氏も此頃迄は剃髮し乍ら、僧官を賜つて居たものを、(道春は民部卿法印) 綱吉はこれに還俗させて、時の林信篤(鳳岡)を朝廷に推薦し、從五位下、大學頭に任せしめ、形式上、實質上、全く僧儒の風を蟬脱させたのも、亦注意すべき事であらう。斯くて綱吉は將軍としてみづから經書を講じた程學問に熱心であつたから、時を同じうして儒學者が多く輩出したのである。就中朱子學には、木下順庵は學問の博綜と門下の俊才に富む事とに依つて知られた。家宣時代に活躍した新井白石を始め室鳩巢、雨森芳洲等、皆彼れが門人である。山崎闇齋、貝原益軒も亦嶄然頭角をあらはして居た。然るに朱子學以外に於ても、中江藤樹及び其門人熊澤蕃山は王陽明學を唱へて心法を説き、山鹿素行、伊藤仁齋は程朱陸王の學は皆

孔子の眞意を傳へるものでないから、古に遡つて、これが淵源を極めるがよいと主張して古學を倡へ、中にも仁齋は京都の堀川に塾を開いて其徒を教へ、子東涯を始め、子孫其箕裘を嗣いだ。世にこれと呼んで古學派といふ。當時江戸には荻生徂徠が先王の道は古文辭を通じてこれを解するに如かずといつて、別に古文辭學を倡へ、一家をなした。

綱吉は經書の外、和歌をも嗜み、松永貞徳の門人北村季吟を京都から迎へて、歌學方とした。當時江戸には戸田茂睡、大阪には下河邊長流の二大歌人が出で、二條、冷泉の京都の因襲的歌風に反抗した。僧契冲も時を同じうして現れ、萬葉集の研究に力めて此方面から古語を明かにした。是迄漢學者の併せて學んだ國文和歌は、此時代に至つて初めて其専門家を生じ、享保時代以後に勃興した國學の先驅となつて居る。

國文學と共に初期に林道春等に依つて着手された神道、國史の研究も次第に盛んになつて來た。山崎闇齋が垂加神道を創めたるが如き其一例である。これは從來の佛に習合したもの、代りに經學に習合したものではあるが、後の純眞なる復古神道の先容をなして居る事は掩はれぬ。其門に出でた淺見綱齋は師の神道説には従はなかつたけれど、楠公を崇拜し、尊皇の大義を倡へ、其精神を彼れの著した靖獻遺言に寓した。是時太平記讀みなるもの行はれて、一部士人の間に南朝に對する同情頗る盛んになつた。國史については、水戸の徳川光圀が大日本史編纂の大業を創めたことを、代表的のものとして第一に擧げなければならぬ。彼れは江戸の藩邸に彰考館を開き、知名堪能の士を招聘して編史の業に當らせた。史に託して大義名分を明かにするは其目的であつて、神功皇后を皇妃傳に入れ、大友皇子を天皇紀に立て、南朝を正位と定めた事は、史



の三大特筆といはるゝものである。前田綱紀の史料蒐集は水戸の上に出で、光圀の湊川に立てた楠氏の碑銘は、もと朱舜水が綱紀の需に應じて書いたものであつた。

## 第二節 文化の普及

此他元祿時代の特色とすべきは、文化の普及であつた。社會階級では、侍の下班に置かれた町人の間に翫ばるゝ俳諧について、大阪の西山宗因は檀林風を起し、江戸の松尾芭蕉が現れて正風を起し、大阪の井原西鶴の小説なる浮世草子、京都の江島屋其磧、八文字屋自笑の八文字屋本、大阪の近松門左衛門の竹本義太夫の爲めに著した院本の如き、何れも平民文學の一種であつて、淨瑠璃、義太夫、及び平民の歡樂場たる芝居と花街との流行を來し、知名の俳優として京都の坂田藤十郎、江戸の市川團十郎を出し、豪奢の好尚は又菱川師宣の浮世繪又は江戸繪となり、尾形光琳の裝飾的繪畫の濃艶なる、英一蝶の輕妙にして雄健なるは好對象であつた。其他彫刻陶器等の工藝品の發達も大に觀るべきものがある。只上下を擧つて遊蕩氣分に満ちた爲め、初期の剛健の氣風は漸くに失はれんとしたが、偶々元祿十五年赤穂義士の復讐が突如として起り、其多數が主家の爲めに志を一にし幾多の艱難屈辱に堪へて、初めは主家の回復を圖りて成らず、仇家の處罰を求めて顧みられざるに及んで、始めて最後の手段に訴へ、能く其目的を達して壯烈な最後を遂げたことが周知さるゝと共に、一部學者の間に可否の論が盛んに起つた外、輿論は士人の典型として一代の人心に衝動を與へ、頽敗せんとする士氣を鼓舞したのみならず、其事蹟は淨瑠璃、歌舞伎、稗史小説に記されて、永く後世に及ぼした感化も亦至大なものがある。

## 第四章 正徳の改革

### 第一節 前代の弊政改廢

家宣の治世は僅に三年、其延長たる幼子家繼も治世四年で夭折した。而かも此間前代の弊政を始め、政治、財政、司法、外交等に互つて諸般の改革が行はれて居る。大老には井伊直該があり、老中もそれ〴〵其人があつたけれども、彼等は只其員に備はつて居た丈であつて、是等の諸改革は、家宣の侍讀であつた新井君美の畫策に成り、彼れを推薦した御側御用人間部詮房の信任に依つて行はれたものである。

總じて徳川氏一代大老、老中乃至御側御用人杯の執權が代はれば、前任者の政策に向つて改革を試みるを例としたが、それが將軍となると、父子繼統の場合よりも、子のない爲めに親族から入つて大統を繼いだ場合が多い。徳川十五代の將軍中、家宣の時、始めて其例が開かれた。彼れは家光の次男綱重の嫡子で、もと綱豊といつたのを、綱吉に子のない爲めに、養子として、其後を繼がせられたものである。其初世に先づ前代の常軌を逸した生類憐みの禁令を廢し、次でこれが犠牲となつて遠島以下の處刑を受けたものを大赦を行つて赦免し、又前代の財政窮乏を救はんが爲めに、新たに鑄造して強制的に流通せしめんとした十文通用の大錢、寶永通寶の通用をも廢した。是等は何れも庶民の最も苦痛とした極めて不人望の弊政であつたから、此改革の斷行は如實に人心を一新し得たのである。其他先代の寵任した柳澤吉保を退け、旗本の嫡子十五才以上のもので向つて番入をなさしめ、砲術弓術の練習を命じ、屢彼等に武藝を試みさせ、官規を振肅し、風俗



を肅正して、階級制度の弛緩をも匡正するに力めた。

此時代に行はれた改革はもとより多端ではあつたけれども、其主なるものを挙げると、先づ内治に於ては、皇室に對して尊奉の實を擧げたこと、貨幣の改鑄を行つて財政の整理を策したこと、外交にあつては朝鮮信使の待遇を改め、我將軍を大君と稱したのを國王の號に改めたこと、財政策に關聯して長崎新例を設けて、長崎貿易の制限を加へたことであらう。

### 第二節 皇室の尊奉

是より先き、綱吉は貞享四年に絶えて久しき大嘗會を再興し、山陵を調査して修理を行ふなど、皇室尊崇の事蹟があつた。家宣は國史を好んで、君美から其講説を聽いた。讀史餘論は其講本である。君美の名著藩翰譜は、家宣が君美に命じて編纂させたものである。彼れはこれより延いて有職故實にも趣味を有つたと見える。彼れの夫人（御臺所）は有職家の聞え高き近衛基熙の女であつたから、彼れは基熙の東下を請ひ、三年間も城中に留めて儀式典禮を諮ひ、賓禮を以てこれに遇した。從來皇室式微の後を承けて、皇族は多く佛門に入らせられ、然らざれば攝家の養君とならせらるゝの例であつたこと、歴朝の深く悲ませたまふところであつたが、基熙も叡旨を拜察して、此事を家宣に忠告したから、家宣はこれに動かされて、東山天皇の第二皇子、中御門天皇の皇弟秀宮に直仁親王の宣下あらせられ、閑院宮なる御一家を立てらるゝこととし、これが爲め、新たに御料千石を進めた。後光格天皇は此宮より入つて皇位に即かせられたのである。猶ほ正徳元年、家繼の爲めに皇女吉子内親王の降嫁をも奏請し、勅許を得て居たけれども、これは家繼の薨去に依つ

て實現されなかつた。其他事ある時に、家宣は皇室の御料を増進し、公卿をも賑はしたのである。

家宣は又君美に命じ、基熙に質して武家の故實の誤れるをば公家のそれに據つて改めさせた。即ち將軍の居城の構造、衣服から、大名、旗本の士の服制に至る迄、其非禮の甚だしきものを正さんとしたのであつて、これが爲めに、公家故實の加味されたものも少くない。基熙はこれについて、武家は元來朝廷の禮典に則つて居たのであるが、戦亂の打續いた爲めに、をのづから故實を失つて、當時の如き失態を生じたといつて居るけれども、足利氏は兎に角、鎌倉幕府創立の時から必ずしも公家の故實に據らず、頼朝の右大將の拜賀の儀式にも新意が加へられ、力めて武家の特色を發揮するに力めた形跡がある。武家故實の出發點がこゝにあつたことを忘れてはならぬ。徳川氏に至つても、家康は夙に此點に着目して、公家諸法度の中に、「武家之官位者、可レ爲ニ公家當官之外事」との一條を設けた。朝廷の官位にはこれに相當する諸般の義務があり、榮典もある譯であるが、武家の任官は其當官の外として、公然是等の義務を免除される特別のものとしたのである。此くの如く我れより進んで差別的待遇に甘んじたのは、武家の立場を重んじた爲めで、彼れの理想とした右大將家の遺制を遵奉したものに外ならぬ。然るにこれを公家風に從つて改めんとしたのは、少くも此點に於て祖法を改むるもので、事小なるが如くにして極めて重大である。君美は學問上の見地より其非を正さんとしたものではあらうが、武家の傳統からは、決して當を得た措置といへまい。これ當時より既に非難を免れなかつたところで、吉宗の改革の主たる動機も、亦此公家風感染の反動と看做すべきであつた。

### 第三節 貨幣の改鑄



次ぎには貨幣の改鑄されたことである。元祿以來貨幣の品質は劣悪となつたが、就中寶永七年幕府の下附した小判の如きは、使用の間を脆くも破損を來たす程であつたから、民間でも其流通が喜ばれず、物價は益々騰貴を來した。幕府は新たに銀料を去つて品質をよくし、自然形を小さくした新金貨を改鑄して、これを乾字金と稱し、元祿金と併せて流通させた。只元祿十年に鑄た二朱判丈は其流通を差止めたのである。家宣の理想は金銀貨を慶長の舊に復せんとするにあつたが、勘定奉行にして専ら貨幣改鑄の局に當つて居た荻原重秀が、現行の金貨を純金に改めんとせば諸國の礦山より發掘する金を加へねばならぬけれども、其望がないと主張し、現在の金貨を改鑄すれば、天下に流通するもの其半ばを減じなければならなかつたから、一時姑息的ではあるが、元祿の小判金を溶して、其内の雜物を去り、純金を以て小形の金貨を改鑄したのである。只其重量が舊貨幣の半分しかないのと、早晚慶長の貨幣に復せらるれば、乾字金は自然其半額にしか通用せまいとの見越しかから、民間ではこれを輕んじて、物價の昂騰を來した。此改鑄について、荻原は私曲があつた廉で職を罷められた。正徳二年、家宣は金貨を慶長の舊に復せしめよとの遺言をなして薨去したが、家繼の時、正徳四年に小判と銀貨一步金とを、形式、重量、共に慶長の舊に復した。これを正徳新金銀といつて居る。君美の建議が全然採用されて實現されたのである。君美の建議は、白石建議（新井白石全集六）に載つて居る。只大判のみは舊の儘に存して置いた。後享保に至つても盛んに此改鑄を續けたから、又享保金銀ともいはれる。正徳に手を着けなかつた大判も、享保十年には改鑄されて、略慶長の舊に復した。

吉宗の時にはすべての政策が前代のそれを覆したけれども、貨幣政策ばかりは前代の儘踏襲して居る。殊

に其個人的に憎惡の念のあつたかと思はる、君美の建議に成つたものを繼承したのは、一奇觀たるを失はなからず。より乍ら、金銀の貨幣を純金銀にするの一事は、理想論としては兎に角、經濟上の理法からいへば、必ずしも絶對に望むべきことではない。且つ時代の推移に伴うて、正徳や享保や慶長のそれとの間に、經濟界の事情を異にすることを考慮の中に入れて、只管慶長の舊に復せんとするのは、決して策の得たるものではなからう。果して正徳の改鑄から、世間に流通する金銀の數額が其半ばを減じて不足を訴ふるに至つた爲めに、元文元年には、早くも金貨に銀銅を混じて其質を悪くした上、重量をも減じた金貨の改鑄が行はれた。これを元文金とも文字金ともいつた。其結果、新舊貨幣の兌換に増歩を要することとなり、又しても物價の騰貴を來すに至つたのである。

#### 第四節 貿易外交の刷新

更に貿易上についていへば、幕府の財政政策に關聯して長崎貿易に制限を加へたことを注意せねばならぬ。長崎に於ける清と和蘭との貿易は、所謂片貿易で、輸入に偏して居たから、貨幣殊に銅塊の流出が年々夥しい高に上つて來た。是時に當つて、内地の礦山に於ては、金銀銅の産額次第に減少を來し、年々銅の數額の不足を生じた爲め、貿易が甚だしく阻害されたから、幕府は極力全國の産銅を長崎に運送するに力め、此儘推移したならば、我市場から金銀の跡を絶つに至るであらうとさへ懸念され、それが貨幣改鑄の一原因ともなつて居た。殊には貿易の爲めに衣食して居る長崎の市民は、貿易不振の爲めに疲弊を來し、清商との間に、自然館中若しくは海上に於ての密貿易が盛んに行はるゝこととなつて、國法に觸るゝものゝ多くなるばかり



でなく、國貨も彌流出の弊を増した。君美は我金銀銅の産出額に應じて、長崎に於ける貿易の爲めに用ゐるべき年額を制限するの策を立て、建議したが、其意見は容れられて、正徳五年に長崎新例即ち所謂正徳新令を發布し、入航船の隻数を限り、搭載貨物の總価格を定め、清商には割符即ち信牌を與へて入船許可證とした。

次に外交上で重なる出来事は、朝鮮使節待遇殊に國書に書く將軍の稱號の問題であつた。朝鮮との和議はもと家康の熱心に求めたところで、それが爲めには餘りに彼れの歡心を買ふに力め、其使節の來聘に對しても、待遇が重きに過ぎて、國費を要することの多かつた上に、國家の體面を損することさへあるを免れなかつた。是時幕府は又君美の建議を容れ、正徳元年、朝鮮使節の來聘を機として、將軍の使節引見、賜餐、辭見等の禮遇を軽くすることに改めた。和蘭の使節に對して、將軍の座禮を立禮に改めたのも亦同一の精神に出で、居る。是時朝鮮の齎した國書に將軍家光の諱を避けて居なかつたのを改めさせる爲め、我れよりの答書には、徳と朝鮮國王七世の祖の諱を用ゐたものを示して、彼れの抗議に對し、彼れ改むれば我れも改めんといひ、遂に朝鮮使節をして我主張に同意させた。我將軍の稱號は、初め朝鮮の國書に奉書日本國王殿下と載せ來つたのを、寛永十二年、對馬以酹庵の輪番が始つた時より、幕府は林家の説を容れて、大君の號に改めさせた。然るに君美は大君の稱が、朝鮮に於て、國王の庶子の嫡子即ち國王よりすれば臣下の號であり、支那の經傳では又天子の別稱であつて、何れにするも當を失して居るといつてこれを非難し、國王は諸侯王の例にて、將軍の稱號に適當して居るから、寧ろ舊の如く日本國王と稱するを穩當とすと論じ、其意見が採用されて、是時より復また日本國王と稱することに改められた。但其説の可否については、當時既に學者の間に

異論があり、就中宗家の藩學雨森芳洲（其文橋窓文集に見ゆ）松浦儀（其文殊號事略考正に見ゆ）等これに反對し、直接君美を諫めた。芳洲の如きは、賴朝、諸國の地頭職を兼ねしは、王室衰替の第一變、足利氏が日本國王と稱せしは王室衰替の第二變、此度日本國王と稱せらるゝは王室衰替の第三變といふに至つたが、君美はこれに屈服せなかつた。蓋し反對論は、國王の號は皇室に對して憚るべき事であるに拘らず、これを稱するは臣子恭順の態度を失ふものであるといふにあつた。甚だしきはこれを以て君美が將軍を天皇の如くせんとする意圖であるといつたものさへある。それは武家の服制の公家様に改められた反感からの感情論で、決して正論とはいはれまい。君美の皇室尊奉についての議論や實行を見るも、餘りに彼れを誣ふるものであらう。

將軍を支那の霸王に擬して國王と稱するの必ずしも失當でないとの説は、足利時代にも唱へられたことであり、實際將軍は霸王以上であつたけれども、奈何せん、一般には昔から我天皇の御事を國王とも申上げて居り、又我國體では臣下として王の稱號を冒すことは僭上であり、不臣であるといふことは多數の一致した觀念であつたから、君美の説には反感を有つものも多く、それらの世論をして、反對論に共鳴させたのである。彼れは老中にさへ鬼といはれ、其正論讜議は一部の人に諱まれて居た。

元祿時代の餘弊を、家宣の文治主義と公家趣味とを以て匡正せんとするには餘りに無力であつた。是に於て享保の反動時代が代つて出現したのである。



## 第五章 享保時代

## 第一節 前代施設の反動

家繼の後を承けた吉宗は、家繼に嗣子のない爲め、紀州家から入つて大統を繼いだもので、頼宣の孫光貞の子であつた。聰明にして下情に通じ、人を知つてよく用ゐた彼れは、果して其初世に於て、着々前代に對する反動的政策を取つた。前代の寵臣たる間部詮房も君美も罷められた。代始に頒たる、武家諸法度は、家宣の時に君美の草案を以て改められた正徳の新令を廢して、天和の舊制に復したことを始め、朝服に准じた服制を改め、寛文以來中止の日光社參を復し、朝鮮來聘の事も亦同じく正徳の改正を止め、天和の舊に復して、享保四年に朝鮮使節の來聘した時からこれを實施した。正徳の改正の中には、理義からいつて至當とすべきものもあつたが、それらをも一律に改廢する事としたのは、餘りに反動に馳せたものであつて、君美の建議に基いた改革は、故さらに撤廢に力めた形跡がある。君美の説に反對したものは用ゐられた。荻生茂卿の政談の如きも、君美の施設を反駁するに全力を擧げて居る。

吉宗は官紀を振肅し、武技を獎勵し、從來の柳生流の外に小野治郎左衛門を召して其劍法を御家人に習はせ、屢其演技を視、又親しく狩獵を行つて模範を示し、殊に享保十一年の小金原の狩獵は、最も大規模に行はれたるを以て著聞される。彼れは又儉約令を布いて奢侈を警め、風儀を正し、元祿以來の遊惰華奢の風を改めるに力めた。彼れの初世には、財政の窮乏最も甚だしかつた爲め、享保七年に、尾張は二千石、水戸は千石を上らせられ、一萬石以上の大名よりも、一萬石に對して百石の割合を以て獻納を命ぜられた。吉宗自身此破天荒の事を創むるを、御家人の祿を放つに忍びない爲めに、恥辱を顧みずしてこれを令するの餘儀なき由を切言して居る程であるから、一は前代の弊風を改めん爲めではあつたが、又當時の必要上、己むを得ざるものゝあつた爲めと解すべきであらう。

## 第二節 吉宗の立法

吉宗の建設的施設の主なるものとしては、先づ法制の編纂制定を擧げなければならぬ。吉宗は實に卓抜なる立法家の資格を具へて居た。彼れは夙に法律を好み、唐律や明律の素養のあつたところへ、將軍職に就いたのである。其老中松平左近將監乘邑、江戸町奉行大岡越前守忠相等亦常識に富み、何れも斯道に堪能であつた。家康も亦立法家ではあつたが、其後の歴代は、只時々の必要に應じて種々の特別法を發布した丈で、未だそれらを纏めたものゝ制定はなかつた。殊に司法の方針が常識裁判にあつて、家光の時には江戸町奉行が在任中に取扱つた判決例を編纂することすら、後の奉行の自由裁量を妨げるからといつてこれを差止めた位であるから、刑法の如きは、これを制定するの意志毛頭なかつた。吉宗に至つて、始めて幕初以來の諸般の法制を分類編纂して、施政の參考とするの例が開かれた。享保集成又は寛保集成といふが即ちそれである。此編纂は後世迄逐次續撰されて居る。併しこれは從來發布されたものを編纂したに過ぎぬが、彼れは又刑法の編纂に成功した。御定書が即ちそれである。此書は上下二卷に分れ、上卷は主なる法律を集めたものであるが、下卷は刑法と少數の訴訟法とで、俗に百箇條といつて居る。主として幕府の寺社、町、勘定の三奉行



の評定所に於ける裁判上の参考に供せしめたものである。評定所の奉行が常識に缺けて、裁判例に拘泥し、中には賄賂を貪るものさへあつた事は、君美もこれを非難して居る。吉宗の時には、大岡忠相等を始め其人を得て居たが、後の奉行の爲めに斯る弊害を防止し、公正なる裁判をなさせんが爲めに此刑法を編纂したのである。此御定書の條文の多くは、既往の裁判例や法令、伺指令を材料としたものであつて、今日の刑法の如く、抽象的にすべての場合を豫想して編纂したものではないが、時代に取つては、確かに従來の方針を改めたものとして特色ある編纂であつた。矧して吉宗がこれを編纂するに當つて、みづから委員長たるの地位に居り、親しく委員たる奉行と意見を交換し、又自身筆を執つて立案したるが如き眞摯熱心を以てしたるに於てをや。

### 第三節 財政の整理

次には、幕府財政の整理であつた。諸大名の上米の事は前に述べたが、それと同時に、參勤交替に諸大名の江戸に在任する期間の從來一箇年であつたのを半減して、費用の節約を行はせ、又幕府が官吏の職給たる役高よりも少き祿高のものを登用する場合は、其差額を役高に加給し、職を罷めた後も其儘として居た爲めに俸給額の膨脹を來し、後進の進路を塞ぐの弊があつたから、吉宗は職を罷むると共に加増額即ち足高を削ることゝして國費の節約を圖つた。正徳以來、豊凶交臻り、米價の變動甚だしく、騰貴すれば、一般人民に打撃を與へ、低下すれば農民を苦め、其影響の及ぶところ、頗る深刻であつたから、幕府は暴騰の際にはこれを引下げ、下落の際にはこれを引上げ、百方調節に力めた。例へば米價の暴騰した場合には、寶永以

前の劣悪なる舊貨の使用を止めて、正徳の新金銀のみを用ひさせ、(吉宗が貨幣政策のみは前代のを踏襲した意味もそこにあつた) 米の買置や酒造を禁じ、諸大名の貯蓄して居た所謂城詰米を大阪や西國に廻送させ、土木事業を起して窮民に職を與へ、富豪にこれが救助を圖らせた。これに反して米價の低下した場合には、諸大名の廻米を中止し、商人の買置米の賣出を禁じ、富豪に米を買入れさせ、(買せ米といふ) 大阪堂島の米仲買に株を許して米價を調節させ、米の公定相場を定め、相場以下にて賣買するものからは、特に運上銀を徴した。彼金銀の品質を低下した元文金銀の改鑄を行つたのは、亦米價の騰貴を圖らんとした一策であつた。要するに騰貴の場合と低下の場合とは、全く正反對した處置を取つたもので、後世も同一の場合には、略同一の政策を繰返し、現代の調節策すら、多くは其範疇を出でないが、そこに當局の苦心と努力との歴然として窺はるゝものがある。而かもそれが人爲的である丈一時幾分の効は奏しても、畢竟所期の効果を得たことではないといつて宜しい。吉宗は猶ほ新田の開墾や外國から輸入する人參、甘蔗の國産をも奨励した。甘蔗はもと支那から琉球、薩摩へと廣つたものであるが、飢饉の歲に備へるには、これを植ふるに如くはないとの青木文藏敦書(昆陽)の獻議を容れて、更に江戸へも移植し、他の地方へも普及させた。其利益は意外に多大であつた。されば世に敦書の事を甘薯先生と呼んで其徳を稱へて居る。

### 第四節 學問の奨励

最後に述べべきは、吉宗の學問の奨励である。これはもとより前代にも見られるが、只前代の學風は、兎角名分とか體面とかいふ抽象的の方面が主であつたのを、吉宗の時には法律、經濟、天文、植物といふが如



き實用的、科學的方面に傾くやうに導いた。又別な方面に於て、國學の隆興を擧げなければならぬ。近世國學の大家なる京都伏見稻荷の荷田春滿は、吉宗に聘せられて、古代法制の諮問に應じたが、春滿は古代法制以外、萬葉集の古歌、古語、及び紀記の如き古代史を通じて、徹底的根本的に我國學を研究し、復古神道を唱導してこれを鼓吹し宣傳した。近世の初に、儒者が僧儒から獨立して國學の端緒を開いたが、春滿以來は更に儒者より獨立して、純真なる國學を建設するに至つたのである。

吉宗は古學を獎勵したと共に、新しき科學の興隆に向つても少からず寄與して居る。古林見宜を大阪から聘して醫書を講じさせ、丹羽長伯に地を給して藥草を植ゑさせ、後諸國の産物を調査した庶物類纂の編纂を命じた。東京小石川の藥園を擴張し、町醫小川笙船の建議を容れて、藥園の傍に施藥院を設けて貧民を救療し、これを養生所といつた。此藥園は即ち今の小石川植物園の起源である。又吹上御苑に渾天儀を置き、天文の觀測をなし、江戸神田佐久間町に天文臺を設立した。吉宗は書物奉行等に命じて、古書を蒐集調査させたが、それが骨董的でなく、異本と校合して定本を作るとか、延喜式に據つて古代の染料を試製させる杯、飽迄も科學的であつた。西洋の學問については、天主教の禁と共に、これに關する西洋は勿論支那の圖書迄も輸入を禁じた爲め、自然一般の西洋智識も封鎖された形であつたが、是より先き、研究熱の旺盛であつた君美は、布教の目的で渡來した伊太利の宣教師に就いて海外の事情を問うた。西洋紀聞、采覽異言は其記述である。併し未だ其文字を理解するに至らなかつた。吉宗は享保五年に、是迄の禁書の或るもの、禁を解き、見賜に至りて始めて蘭語を解することが出來た。是時長崎の通辭西善三郎も公然洋書を讀むことを願つて許

されて居る。其他吉宗は日本地圖の製作をも試みたが、これは後に伊能忠敬に依つて成し遂げられた。國學の興る他方に、蘭學が起つたといふことは、我近世文化を意義附ける事であつて、それが期せずして幕末の開國準備ともなつたのである。これに附加へて忘れてはならぬ事は、吉宗が教育の普及を圖つた事で、荻生茂卿に清の順治帝の六諭衍義に點を加へさせ、室鳩巢に譯解させて、「六諭衍義大意」として刊行し、民間の浪人儒者に保護を與へて私學を起させた。江戸の菅野兼山の會輔堂、大阪の三宅石庵の懷徳堂がそれである。又目安箱を設けて人民の投書を許し、將軍自身これを閱覽する制をも始めた。是等の投書の中から採用されて、其請願の趣旨の實現されたことも少からぬ。

## 第六章 家重と家治

### 第一節 田沼時代

第九代將軍家重の職に就いてからは、前代の老中として手腕を揮つた松平乗邑が黜けられたけれども、吉宗は大御所として其方針を改めなかつたが、寶曆元年に吉宗が薨じ、御側御用人大岡忠光が専ら事を執つて居る中に、前代に緊縮された官規や風紀が、いつとはなしに頽廢し、財政も復窮乏を告げるやうになつた。家重の治世は十五年程打續いて、第十代家治が其後を繼いだ。此頃幕府は享保の治績に倣はんと力めたけれども、御側御用人政治の弊革まらずして、前代の小姓から身を起して御側御用人に登用され、尋で大名に列せられて遠江相良に二萬石を食んだ田沼意次が、將軍家治の信任を蒙つて、老中となり、其子意知も若年寄



となつて、父子權勢を逞しうした。彼等の執權時代を、當時から田沼時代と申して居つた。此時代は第二の元祿時代にも比すべき時代であつて、前代からの官規類廢の後を受けて、幕府の奉行の間に賄賂は公行し、何事も請託に依らねば行はれなくなり、士風は荒怠して遊蕩氣分に充ち、博奕に耽り、遊女に馴染み、市井無頼の徒と少しも選ぶところのないものも多く、屢破綻を暴露して其體面を損じ、社會の指彈を受けた。士流がそれであつたから、一般の風俗もこれに准じて華奢風流に流れ、羽織の丈を長くし、其紐を帯よりも下に垂らすやうになつた。幕府は風紀の取締策として、公娼に保護を加へる代りに、私娼はかくしはいじよ隠賣女といつてこれを抑へ、江戸市中にあつては、隠賣女を檢舉すれば、これを吉原に下げ渡して公娼とすることゝ定めた。然るに此時代には、吉宗の時に取締の嚴重であつた私娼が盛んになり、殊に女藝者が市中に散在して風儀を亂し、民風を淫靡に流れさせた。而して田沼は最も賄賂を好み、雷に贈賄者を咎めなかつたばかりでなく、寧ろ其生命にも代へ難き程の金銀財寶を贈つても御奉公せんと願ふ奇特のものとしてこれを褒め、志の厚薄は音信の厚薄に現るべしと放言した程であるから、如何に辯護しても、斯る上下の腐敗を招いた罪は、これを否定し得まいと思はれる。

家治の治世中は、安永七八年の伊豆大島、薩摩櫻島の噴火、明和七八年の諸國旱魃、同九年の江戸大火から洪水、天明三年の淺間の噴火、諸國の飢饉と、天變地災がしきりに臻つた。其結果として、米價は暴騰し、人氣は荒んで、人民の暴動さへ起つた。

是に至つて、幕府の財政は彌が上にも窮乏を告げたから、幕府は今更の如くに儉約令を出して、俄に「諸

向御省略」と稱へ、將軍の衣食、用度を始め、一般財政の大節約を行つて見たものゝ、もとより根本的救済の目的を達すべき望は薄かつた、斯る間にも、田沼自身は尙ほ驕奢を極め、逸樂に耽つて居つたといはれて、世の非難を免れなかつたのである。

幕府の執つた他の財政救済策は、貨幣の改鑄であつた。明和二年に幕府は五匁銀を鑄て、初めは目方丈の價格の相場に通用して居たが、同じく四年からは其價格の高下輕重に依らずして、十二箇即ち六十匁で金一兩に通用させることゝし、同じく五年には、初めて眞鍮錢を四文に通用させ、其後安永元年には、又所謂南鐐二朱判と稱する銀貨を鑄て、金二朱に當るものとした。何れも一時の急を凌ぐ彌縫策に過ぎなかつたから、品質の著しく劣悪な上に、鑄造高も多かつた爲めに、民間では價格が下つて通用が鈍り、物價は騰貴し、良質なる舊貨は貯藏されて、これ亦到底豫期の目的を達することが出來ず、見事失敗に終つた。

次に幕府は其收入の増加を圖つて、天明二年に下總印旛沼、手賀沼を開墾して新田を作らんとしたが、これは其後洪水の爲め中止した。我礦山の産出額の減少、貴金屬の海外流出に鑑みて、幕府は諸國の礦山を調査し、其採掘を奨励すると共に、明和三年に大阪に銅座を置いて、諸國の産出に係る銅を悉くこゝに集め、專賣を許したのをめぐめ、鐵、眞鍮にも同様座を設けてこれを專賣させ、從來存した銀座の銀の專賣もこれを勵行することゝした。此專賣制は更に人參、龍腦、明礬、石灰、油、硫黃等に迄及んで居り、諸藩も亦これに倣つたものが多い。

是等は國産奨励の意味もないではなかつたが、又一つには其運上、冥加金の上納を以て、幕府の收入増加



の途に充てんとしたものである。されば幕府は、同時に他の諸營業に向つても問屋組合を組織させて、それぞれ一定の運上を徴し、遂には賣女屋即ち遊廓から迄運上を徴することゝなつた。其結果、幕府の保護を受けた座や問屋組合が、物價決定の權を握り得て專横の事多く、民間の怨を買つた。

天明四年に、意次の子意知が、營中に於て、佐野善左衛門に刺殺された。これは世間に傳へられるが如き公憤より出でたものではなく、單なる私怨に止つて居たけれども、偶、騰貴した米價の下落を來したから、世間では佐野を「世直し大明神」といひ、一時淺草徳本寺の彼れの墓に詣づるものが多かつたといふ。意次も、天明六年將軍家治の薨ずると共に黜けられて、こゝに田沼時代の終焉を告げたのである。

## 第二節 新機運の發動

此時代には、あらゆる方面に新機運が發動しつゝあつたことを看過してはならぬ。其一つは、前代から徐と馴致された勤王論の擡頭であつた。此時代には國學が益々盛んになつて、春滿の門からは賀茂真淵が出で、萬葉古語の研鑽に力め、其門人に本居宣長が出で、古事記の研究に一生を委ね、古事記傳の大著があり、國體の觀念を高め、此方面よりも國民の自覺を促した。櫻町天皇は、英明の君にまし／＼て、朝儀を復興され、就中後花園天皇以來中絶して居た大嘗祭を貞享四年に再興された。次の中御門天皇の御代は行はれなかつたのを、櫻町天皇の時、元文三年に復興された。桃園天皇は御幼少で皇位に即かせられたが、頗る御聰明にまし／＼た。是時崎門の朱子學、垂加流の神道の系統を引いた越後の人竹内式部が、京都に出で、朝臣に向つて、時局の危機に瀕して居ること、政權の朝廷に歸すべきことを宣傳し、遂に桃園天皇の御聞にも達

して御嘉納になり、伏原宣條は其學説を以て經書を進講し、垂加流の神道の御聽聞もあつた。又公卿の間には、武術の稽古をする風さへ起つた。幕府の監視の目が光らぬ筈はない。やがて朝廷及び幕府の問題となつて、幕府の意を承けた關白近衛内前は、垂加流の神道を御聽聞になることを諫争し、寶曆八年式部門下の公卿は罰せられ、翌年式部も追放された。(星野博士竹内式部君事蹟考) 甲斐の人山縣大貳も、同じく崎門の學統を承けて、江戸に出で、尊皇の大義を鼓吹した爲めに、明和五年、同志の徒藤井右門と死刑に處せられた。

第二は、前者とは稍反對の對象のやうではあるが、開國思想の萌したことである。田沼は其華美な性格から和蘭輸入の珍器を愛好し、これを蒐集したといはれるが、そればかりではなく、支那商人に旨を傳へて外國金銀の輸入を圖つた事實があるから、財政上の見地よりして外國貿易に着目したと見られて居る。又長崎奉行久世丹後守廣氏が、是時長崎の商館長として來朝した和蘭のカピタン、チチングに命じて、バタビヤの船大工を召し、我國人に造船術を教へさせんとしたのも、田沼の意を承けたものであらうといはれる。さら乍ら、これを以てチチングの書いて居るやうに、國內を開放し、外國貿易を盛んにする意圖に出でたとするは、餘りに行過ぎた觀測であらう。それは鎖國以來幕府の祖法とするところに乖り、如何に田沼の權勢を以てしても、そこ迄大英斷をなし得たらうとは信ぜられぬからである。露國の東方經略に伴つて、蝦夷地の調査に手を着けたのも彼れの時であつた。前代から引續いて、青木敦書の門人前野良澤(豊前中津の人)を始め、杉田玄白(若狭小濱)桂川甫周、大槻玄澤(仙臺の醫)等の諸家が輩出し、就中良澤、玄白は、和蘭解剖書



(ターフル、アナトミヤ)を以て江戸小塚原の死刑囚の解剖(腑分け)を行ひ、苦心慘澹、解體新書の翻譯を完了した。これ我蘭學史及び醫學史の上に一時期を畫したものである。蘭學者は、國學者と違つて、割合に海外の事情に通じて居たから、これから後の我開國思想の宣傳には、陰に陽に貢獻寄與したものである。杉田玄白の蘭學事始には、此邊の事情が記されてある。

次ぎには、前代から引き續いて平民殊に町人の間に於て、一般に富の力が増大し、其餘裕のあるがまゝに學問文藝の嗜みあるものも出來、殊に江戸では、不自然な繁榮と極端な壓制との間に、時世を諷した輕快低級な川柳、狂歌、黄表紙杯の流行を來し、又遊里の描寫を主とした洒落本や淨世繪が行はれた。

更に經濟上から觀察するならば、由來幕府は重農主義の下に、百姓を庇護して町人を抑へる方針を取り來り、町人に向つて租税を課するが如きは、寧ろこれを好まずして、町人が自發的に彼等の營業の保障に對して獻金するの形式を執り、冥加金の名を以て呼ばれた。然るに幕府は此頃財計の不足に苦む餘りに、各方面に收斂を圖り、盛んに營業税を徴して、主なる財源としたのであるから、幕府の傳統的方针は見事に裏切られたのである。加之大阪の富商に對しては御用金を課したが、これはおのづから租税と性質を異にし、説諭的態度に出でた事として、彼等も各自の利害の打算から、容易に應ぜんとせなかつた。幕府は更に手段を變へて、融通金の名の下に、貸附をなす方法に改めたが、これさへ行はれかねて、少からず幕府の威嚴を損した。幕府の收斂に對して、商人の一揆もあつたが、百姓も所在に百姓一揆を起し、反抗するものが多く、幕府も大名もこれを威壓しかねて、遂には其請求を容れて解散させるを餘儀なくされた。幕府の威信を損じたこと

と一と通りでない。斯くて平民の富を積み、知識や趣味の向上を見ると共に、自然國民的自覺の高まり出したことを閑却してはならぬ。

## 第七章 家齊の治世

### 第一節 寛政時代

家齊は第十一代の將軍となつてから、其職を罷める迄約五十年、其後第十二代家慶の襲職後にも五年ばかりは、大御所として實權を掌つて居つた。前後の將軍にして、其治世の長さこと彼れに及ぶものはない。其間、後の内外多事の兆候既に現れたけれども、表面は恰も暴風の前の靜寂の如く、太平無事であつて、或る意味に於ての徳川幕府の全盛時代とも、江戸文化の爛熟時代とも見られて居るところである。今これを前後に依つて、寛政時代と大御所時代と二分するならば、前者は、此時代の賢佐たる松平定信の老中、兼輔佐の努力の結晶たる儉約時代、即ち天明六年から寛政五年に其職を罷められる迄の間であるけれども、其後とも、彼れの推薦した老中に依つて、彼れの政策が踏襲されたのであるが、やがて文化、文政の華奢な反動的時代となつた。それが即ち大御所時代である。

此時代に、定信は老中の首席に列した上に、輔佐といふ名迄あつたから、多少みづから用ゐる過ぎて、同僚の不平を買ふ程であつた。とはいへ、彼れは深く其責任の重きを自覺して、一意幕府の爲めに忠誠を抽んでた。彼れの根本方針は、享保の古へに復するにあつて、事毎に享保に倣ふを聲言して居た。彼れは先づ前代



の餘弊を革むる爲めに、一面、旗本、御家人に對して文武の修練を強制した。「世の中にか程うるさきものはなし文武といひて夜もねられず」との蜀山人の狂歌はこれを諷刺したものである。他面又試験を行ひ、徹底的に儉約を勸めて官紀振肅を期した。彼等が生計難の餘、藏前の札差商人より負うた債務は、六箇年以前のものに限り破棄した。これを棄捐といつて居る。鎌倉時代の徳政に類似したものである。尤も棄捐の場合は無償で破棄したのではなく、年八萬兩を五分の低利を以て、二十五箇年賦に是等の商人に貸下げ、其損害を償はせる丈の用意はあつた。

次に一般平民社會に對しても、彼れは極力墮落した風紀の矯正を圖つた。儉約令は、もとより一般に向つて強要された。天明七年に、大阪に始つて江戸にも起つた市民の打壊し暴動は、米商の買占より米價の騰貴を來したのを見て、餘憤を洩らしたものである。定信は、前代の運上政策の弊を認めて、各種の運上を廢し、江戸市民に町費を節約させて其七分を積立てさせ、確實なる貸附けに依つて利徳を圖らせ、不時の費用に備へさせた。これが七分積金と稱するもので、明治維新に當つて東京市に引繼がれ、今尚ほ養育院等の經營に充てられて居る。又火附盜賊改長谷川平藏の獻議を容れて、人足寄場を佃島に設け、江戸市中の無宿を檢索して、微罪の囚徒と共にこゝに收容し、産業を授けて、他日の獨立の計を立てさせた。

此時代には、學問が頓に隆興の機運に向つた。幕府は昌平黌を學問所と稱せしめ、寄宿寮を設けて幕臣の子弟を寄寓させ、書生寮を設けて諸藩士の子弟を寄寓させた。詳しくは昌平志や日本教育史資料に見える。林家の直門以外に、柴野彦助栗山、(讃岐)古賀彌助精里、(肥前)尾藤良助二洲(伊豫)を地方から拔擢して

聖堂の儒とした事は、一世の耳目を驚し、聖堂の三助、寛政の三博士との名高く、儒者はこれを見て大に發憤し、諸學派勃興の機運を促進した。尋で林述齋の下に、佐藤一齋を塾頭とした頃は、聖堂の學風最も高調した時であるといはれる。當時幕府は種々の編纂事業を起した。歴史傳記に關するものには、成島和鼎に諸大名等から提出の家譜に基きて寛政重修諸家譜を編纂させ、成島司直に家康より家治迄の事實を書いた徳川實紀を編纂させ、又徳川家の祖先から家康迄の史料を編纂した朝野舊聞哀稿も出來た。其他檢校瑠保已一に和學講談所を起させたが、こゝでは六國史の後を繼いで「史料」の編纂を始め、一大類書たる正續の群書類従を編輯し、我國の零碎なる史料を蒐集出版して其散佚を防いだ功が大きい上に、武家の官制故實等を載せた武家名目抄をも編纂した。地誌に關するものには、成島和鼎の新編武藏國風土記稿や新編相模國風土記稿の編纂が成つた。次に武術を奨勵し、小金原の狩獵を再興抔した結果は、斯道諸流の勃興を促したが、其一般傾向として、從來の形式的な形より實用的な試合取組に重きを置くやうになつたのも見遁し難い。科學的方面には、小野蘭山(職傳)は本草學、伊能忠敬は地理學で採用され、各其業績を擧げたが、就中忠敬が、全國を實測して、我國に始めて正確なる實測圖を作製した偉功を認めねばならぬ。

幕府の政策は、地方大名にも良好なる感化を及ぼし、諸藩は競うて藩學を起し、文武の兩科を備へ、熊本の時習館、米澤の興讓館、尾張の明倫堂、津の有造館等最も聞え、民間の私塾も從つて榮へた。殊に前代から此時代へかけて、諸大名も其財政難の窮地を脱せんが爲めに殖産興業に力めて、自給自足を圖つたが、申合せたやうに名君賢相が相次いで出で、中にも肥後藩主細川重賢、米澤藩主上杉治憲(鷹山公)等最も有名



であつた。地方の文化が、斯る國産の獎勵、富力の増進と相俟つて、堅實なる發達を遂げた事が、幕末の開國に取つて多大の効果を奏した事實を没却してはならぬ。

さり乍ら此學問の隆昌につれて、幕府に取つて稍危険なる徴候も亦見え出した。これを儒學について見るならば、官學としての朱子學派の外に、諸他の流派が競ひ興つて、各其學説を闢はした。中には、前代から引續いて、尊皇斥霸の論も盛んになつて來た。蒲生秀實(君平)が、皇陵の調査を行つて山陵志を作り、其廢頽を歎じ、高山伸繩(彦九郎)が、熱心なる尊皇論を唱へたのも此時代の産物である。殊に此時代には、露國の我北邊を窺ふことから、識者の間に國防問題が注意され、前二者と共に、三奇士に數へられた林有直(子平)の海國兵談、三國通覽等、我海防の不備を指摘するものもあれば、又本多利明の如き新らしき經濟說より開國の可なるを唱道したのもあり、心あるものをして時局が將に一大回轉期に臨んで居ることを看取させた。是時に當つて、松平定信は何等此時勢の推移に順應し、若しくは變革の先驅たるべき措置を取らなかつたばかりでなく、寧ろこれを逆轉せしめんと力めた。學問に於ては、彼有名なる寛政異學の禁令を出して、慶長以來、幕府歴代の尊崇する朱子學を正學とし、これに依つて子弟を養成し、官吏を登用する代りに、他の諸流派を異學として排斥せんとしたのである。これには幕府の當路者として、其必要を感じた事であらうけれども、固陋の見であつて、朱學派、否、林家にさへも異論があつた位である。又寛政二年には、出版の自由を極度に制限してこれを拘束した。書物類古來より有來通にて事濟候間、自今新規に作り出し申間敷候」といふに至つては、其如何に保守的なりしかを見よ。海國兵談の著者たる林有直は、忌諱に觸れ

て、著書の板木をさへ沒收された。天明八年に、皇居が燒失した時、定信が旨を承けて造營の工を監督したが、彼れは舊規を調査して、出來得る限り舊觀に復した。當時建築工事を數人の入札に付したが、定信は安き札を斥けて、却て最も高き札に落したといはれる。光格天皇にも深く其功を嘉したまうた。然るに圖らずも尊號事件なる重大問題が突發して、公武の間隙離を來し、定信は其恭順なる態度を棄てる事を餘儀なくされた。それは天皇の御生父典仁親王を尊んで太上天皇の尊號を上られんとの思召で、將軍の内意を問はせられたのを、定信が固く執つて不可としたのに基くもので、皇室にてはもと々大孝の叡慮より起り、且つ先例もあらせらるゝことであつたが、幕府は名器の授受は輕からぬこと故容易にすべからずとの一點張でこれに協賛を與へず、却て寛政五年議奏中山愛親、正親町公明の兩卿を江戸に召し下して、定信みづからこれを審問し、遂に取計不行届の罪名の下に、勅裁をも仰がず、閉門逼塞を申渡したのである。時恰も幕府にも將軍家齊の父一橋治濟を大御所とせんとの將軍の内意であつたが、定信は治濟が政治に容喙するを憂へて極力これを阻止したから、それに對しても殆ど同一動機から出でた叡慮に向つて、對内的に協賛を與へなかつたものと解されて居る。勿論それも其一理由に相違なかつたらうけれども、私は尊皇論が世上に盛んな時に當つて、朝廷に對して幕府の威嚴を示さんとした一種の示威的行動の意味も含まれて居たものと見たい。彼れも畢竟幕府の政治家たるを失はぬ。併し此事は、幕府の表面恭順の態度を取り來つた朝廷に關係し、事態が甚だ重大な上に、幕府の表面的理由が不鮮明でもあり、而して内實は幕府の問題にも關聯して居るので、遂に反定信の氣勢を高め、彼れが政治上の失脚を早めたのである。



更に外國關係についても、特記すべきものがある。露國の北邊侵略の手が段々加はつて、國民の注意がそれに移つて來たが、定信は寛政三年に、筑前、長門、石見の海岸に異國船の見えたことに關聯して、これに對する處置を令した。それには異國船の漂着したものはこれを長崎に送らせ、上陸するも宗教の關係があれば、警衛を嚴にし、拒んだものは撃破すべしとある。これが文化二年の、異國船と見れば二念なく打拂ふべしとの所謂打拂命令の前驅をなしたものである。此命令は、後に享保寛政の治に復しようとした水野忠邦さへ廢した程の無理解極まるものであつた。家齊の初世は、天災や江戸の火災の爲め、朝鮮信使の來聘の延期を申込んで置いたのを、文化六年に對馬にて聘問を受くることに改めた。これは新井君美の既に議したところであつたが、寛政二年に、和蘭カピタンの江戸參謁を、五年に一回と減定したこと、共に、定信の退嬰的方針と看做すべきである。

定信が如何に黒船の渡米について憂慮したかは、致仕後の事ではあるが、寶船に擬した黒船を文晁に描せて、其上にみづから

此船のよるてふことを夢の間もわすれぬは世の寶也けり  
との贊を題したのでも知れよう。

樂翁

これを要するに、定信は其學究的態度より専ら幕府の興復を念とし、田沼時代の反動政策として、消極的保守的政策を行つたものであつて、此點に於ては、水野忠邦、井伊直弼等と相一致して居るが、後者は幕府の末路に瀕した程、其手段が露骨になり、峻烈になつて、反對者の反抗心を激發し、却て一層破綻を大にした相違がある。

## 第二節 大御所時代

反動に次ぐに反動を以てするは、此時代の常である。將軍家齊の親政時代となつてからは、定信の腹心たる老中に依つて、其遺策が繼承されたとはいへ、我儘隱居といはれた父治濟の政治に容喙することも漸く始まつた。世上の緊張した人氣が、自然に弛緩したのも免れざる勢である。家齊を始め、諸大名の間にも、奢侈の風が又擡頭して、所謂文化文政時代を出現した。此頃幕府は、朝幕間の感情融和に力めたのを始めとして、着々定信時代の施政を改革し、文政十年には、家齊は太政大臣に任ぜられ、世子家慶も内大臣に任ぜらるゝに至り、定信の儉約令の下に、一時火の消えたるが如くに沈衰した江戸の景氣は頓に恢復して、京傳、馬琴、一九、三馬、春水等が輩出して軟文學の隆盛を來し、飄逸な抱一の畫、濃艶な歌麿の浮世繪、何れも皆江戸趣味の代表とすべきものである。搗て、加へて、北邊の警備から巨額の經費を要し、經濟上の見地より一時蝦夷地を直轄としたのに失敗して復松前領に復し、各種の經費節約を行つては見たけれども及ばず、遂に又々富豪の大名、市民に對する御用金の強要上納令、惡貨鑄造の窮策を取るの已むを得ざるに至り、文政元年に二分判金の鑄造發行以來、數次の改鑄が行はるゝ毎に、益其品質の疎惡を加へ、改鑄に依つて得た純金銀を出目と稱して、幕府の收入としたことは注意すべきである。

道の幕府も、斯うなつては、一瀉千里の勢を以て、衰亡の一路を辿るのが目立つて見える。諸大名に鼎の輕重を問はれて、其命令が行はれず、人民からも亦怨望された。天保八年には、大阪の元町奉行付與力であ



つた大鹽平八郎が、窮民の救恤を圖つて顧みられなかつた義憤から兵を擧げたのは、脆くも失敗に終つたけれども、確かに朝野の惰眠を驚かした。彼れは貧民殊に穢多に同情し、これを以て其味方とした。權勢や富豪の利權を獨占することに反抗し、其富を散じて是等の貧民を賑はさんとしたのは、一種の社會運動と看做すべきものであつた。加ふるに彼れは皇室の式微を憂へ、神武天皇の中興の政治に復するの意があると告白して居る。これは同時に大名に水戸の徳川齊昭、(烈公)國學者には平田篤胤、漢學者に頼山陽等が出で、尊皇論を鼓吹したのと相俟つて、時代思想の一表現と看做すべく、武家政治が次第に時代民心を失ひつゝあつたことを雄辯に物語つて居る。

## 第七章 幕府の衰亡

### 第一節 外交問題

第十二代將軍家慶、第十三代家定、第十四代家茂より第十五代即ち最終の將軍慶喜に至る約三十年ばかりの間は、頗る内外多事の時代であつた。就中從來公許された諸外國以外、露、英、米三國の新たに通交を迫つたことが、其波紋の中心となつて、國內に一大波瀾が捲起され、幕府の當路者をして遂に開國の方針を取らざるを得ざるに至らしめた。

從來鎖國の方針の下に、世界の大事に超越して居た我國も、西北利亞を略取して漸次侵略の手を東方に向けると共に、我北邊の領土に接觸し、且つ南方貿易の爲めに我市場を中繼とするの必要を感じて來た露西亞

からも、又印度を根據として、支那の市場を開拓せんとし、鴉片戰爭に勝つて香港を略取し、強ひて港を開かせ、一時は我國唯一の西洋貿易國たる和蘭と戦つて、我出島を占領して和蘭の商權を奪はんと試みたことさへある英吉利からも、其領土を太平洋沿岸に擴張すると共に、太平洋を隔て、我國と比隣の關係にあつた亞米利加からも、交、互市を求めらるゝに至つた。此くの如き歐米諸大國の東洋發展の大勢に對しては、支那が先づ強制的に其門戸を開かせられた。日本のみ獨り永く鎖國の夢を貪ることが如何して許されようか。

此間我國は、僅に和蘭カピタンの風説書に依つて海外事情を知るのみであつたが、其和蘭すらも、我國が支那の覆轍を踏まぬやうに忠告を與へた。蘭學は文化八年に幕府が天文臺に蕃書和解御用の局を開いて蘭書の翻譯を始め、(後蕃書取調所、開成所と改つて、大學の起源となつたものである)蘭學をなさねば識者にあらざるの觀を呈し、西洋の科學、兵學も發達したが、此方面からも無謀なる攘夷の排すべく、開國の已むを得ざるを説くもの相次いで出た。

幕府は責任の地位にあつた丈に、國事に注意することも亦人一倍深く、何時迄も祖法と稱して國を鎖すの不可能なる形勢も明かに看取することが出來た。嘉永六年に、亞米利加の水師提督ペリーが浦賀に渡航するに及んでも、初めは只一時逃れの策を取つて居たけれども、先方は飽迄も開國を強制すべく、最後の手段に訴へる準備をも整へて來たのであるから、翌安政元年、亞米利加に對して、下田、箱館二港を開く事とし、次で露、英、蘭諸國とも、所謂安政假條約を結び、同じく五年に通商條約を締結することとなり、幾多曲折を経て後、更に神奈川、兵庫、長崎、新潟四港を開き、下田を廢することゝなつた。



## 第二節 將軍の政權返上

此外交問題の切迫に伴つて、鎖國、攘夷の國論が極度に沸騰し、反幕府の氣勢次第に高潮に達して、幕府をして年一年と難局に赴かせた。

先づ當面の外交問題についていふならば、幕府は初め鎖國の國策を祖法なりと稱して外國の迫つた開國の要求を拒絶しつゝあつたけれども、今や内外周圍の事情は、此祖法を放棄して開國の方針に轉換するの苦しさ立場に置かれた。家定の時、阿部正弘が老中として先づ通商和親の可否を諸大名に諮り、其議を纏めて、更に勅裁を仰がんとしたのは、此難局を打解する手段として多少責任を回避せんとした嫌もないではなかつたが、問題は極めて重大であり、且つ武家政治の前例からいつても、和戦の大事は勅裁を仰ぐことについて（足利氏の對明外交は別として）相當の理由がないでもなかつた。只政治はすべて天皇の御委任を受けたと稱して朝廷の干渉を斥け來つた過去の幕府の態度からいふならば、當局は相當苦痛を感じたに相違ない。矧して諸大名に諮つて其意見を聴くが如きは、益々將軍の威嚴を損すること大なるものであつた。

既に一步を譲つたのであるが、諸大名の中には、幕府の開國方針を知りつゝ異議を唱へるものが大多數であり、朝廷でも、日頃の幕府の壓迫に對する反感、勢力回復の熱望、反幕府志士の運動等に動されて、攘夷説に傾かれ、事毎に幕府と衝突され、安政五年、井伊直弼の大老であつた時、幕府が勅許を待たないで條約に調印してから、其世界の氣勢に孤立が出來ず、又外國の要求を拒絶する丈の國防上の施設のないのが對外方針の軟弱を來したことを指して、國論は幕府の政策を非難し、朝野を通じて反幕府の氣勢は一層高まつた。

幕府は一方強硬にこれらの反對論を壓倒せんとし乍ら、他面には、これに顧みて條約實施の延期を諸外國に交渉するに至つたが、これは見事に不成功に終つた。是に於て、朝廷は頻りに攘夷を幕府に促された。幕府は既に朝廷に對して尊皇恭順の態度を取つて居るのであるから、此勅令に對しても、表面これを拒む能はざる立場にあつた。斯くと見て、諸大名の中にすら、無力なる幕府の存續を喜ばざるものが出で、尊皇論は彌高調されて尊皇攘夷を其標語とした。而かも實は朝廷の當局や其黒幕たる志士の面々の攘夷は、故らに幕府を窮地に陥れん爲め、何人にも受けのよき口實を設けた丈で、其眞の目的は討幕にあつた。幕府にして若し攘夷を斷行せんか、彼等は恐らく更に他の口實を求めて、其目的を達せねば已まなかつたであらう。彼等の理想は後に至つて神武天皇御創業の昔に復すことゝはなつたが、初めは後醍醐天皇の建武の中興に則つて、武家政治を倒して王政復古を實現する意圖であつたから、到底幕府と兩立する筈はなかつた。此間公武合體論が起り、幕府に於ても、政治、經濟、兵制、教育等に涉つて、可なり思切つた大改革に手を着けて見たが、一度落ち目に向つた上は、人心轉換の効を奏せず、諸大名の中で、此新機運を左右する原動力となつた薩長二藩の如きは、所謂外様大名であつて、幕府の創立の際にこれに反抗し、辛うじて其領土を保ち、傳統的に幕府を怨望して居たものである。經濟的にも破産に瀕し、其旗本御家人の多くが、腐敗墮落を重ねて居た幕府側では、如何にして彼等の結束を固めて、此新興勢力に對抗するの勇氣や氣力があらうか。斯る形勢の裡に長州の再征は失敗に了り、薩長二藩の連合が實現された事は、幕府最後の運命を決定的なものとす。薩長二藩に討幕の密勅が下つたと同日に、慶喜は大政返上の奏請をなしたから、直に裁可あら



せられて、王政復古の布告となつた。二百六十五年打續いた徳川幕府はこゝに最後を告げた。明治元年正月英明なる明治天皇の踐祚となり、伏見鳥羽の戦、戊辰戦争を経て、幕府の勢力が徹底的に掃蕩され、前日の鎖國論者も、今は熱心なる開國論者と豹變して、舉國一致舊弊を打破し、開國進取の國是に向つて突進して、古今東西に比類なき光輝ある明治の昭代を出現することとなつた。(大正一〇、八)

### 第三章 明治大正の文化

#### 第一 明治史の暗黒面

##### 一 暗黒面と光明面

明治時代に於て、我國が僅々四十五年の間に、長足の進歩を遂げて、僅に鎖國の夢から醒めたばかりであり乍ら、早や歐米の先進文明國に比肩して遜色のないものとなるに至つたことは、實に世界の一大驚異とするところである。單にこの成果から見るならば、明治時代は百花繚亂、光彩陸離たるが如きものあるを思はせる。

さり乍ら社會人事は頗る複雑なるものであつて、決して外見程單純ではない。殊に幕末から明治の初年へかけては、過渡期の動搖時期であつたから、政治上、社交上、有形に、無形に、一切のものが、或は右し、或は左して、殆ど歸一するところがなかつた。徳川幕府の顛覆以來、國民上下を擧つて、開國進取の國是をかざしつゝ、勇往邁進したかの如くに看做すものもあるが、事實は意外の障礙が續出して、停頓に停頓を重ねた。すべて物事には明暗の両面がある。明るい方面のみを見てゐては、眞の明るさが判らぬ。暗黒面を見て來てこそ、始めて光明の貴さを知ることが出来るのである。明治の文明も、確に暗黒の過程を辿つて行く中に、一道の光明を認め、國民はこれに依つて幸ひに邪道に踏み迷ふことを免れることが出来たのである。



光輝ある明治史を眞に理解せんと志さずものは、この暗黒面に向つて目をつぶつてはならぬ。

何をか暗黒面といふ。明治維新の眼目とした改革刷新の歩みに向つて、直接間接に、陰に陽に逆行せんとするところの空氣即ち是である。殊に明治の初年にあつては、新政の眞精神の誤解や曲解、官吏の横暴、官民の不正の結託杯が纏綿して、幾多の厭ふべく恐るべき罪惡を生んだ。明治初年の歴史は、見方に依つては一篇の罪惡史ともいへよう。而かも此くの如き空氣は、割合に永く繼續もし、又廣く蔓延もしたから、進歩的改革的空氣と絶えず相軋つて行つた。其クライマックスに達した明治十年の西南戦争の頃迄の明治の天地が、何となく陰鬱で、晝なほ暗き感を懷かせるのは、全く此二つの高氣壓と低氣壓との對峙に基くもの以外ならぬ。この時期の歴史が徹底的に明らかにされぬ限り、明治文明の過程に於て、猶ほ未だ悉くなさざるものがあるといへよう。

私は此見地に立つて、主として明治の初年に於る暗黒面の世相に當面し乍ら、其間に閃く光明を見出した。只從來の歴史は、一般に官邊の見方に偏してゐる傾きがあつたが、それでは充分に其眞相を捉へることが出来まいと思はるゝから、寧ろ民衆の立場より見た觀察に基いて、時代の世相を描き出したのである。それには民間の新聞、雑誌、諷刺畫等を通じて民衆の聲を聞くを捷徑とすべきであるが、それらの材料は、何れも當時官憲の壓迫に依つて、忌憚なき詳説を望むことが困難である。幸ひに私は官府の報告書ではあるが、此動搖期に於ける社會事相の直寫ともいふべき比較的正確なる記録を見るを得て、此方面の缺陷を補ふことが出来たと信ずるから、専らこれを主材として、更に他の諸種の記録に對照し乍ら、研究を進めて行つ

たのである。今それらの中から一般の讀者に興味があらうと思はれるもの丈拾ひあげて、概括的な説明を試みることにしよう。

## 二 史料の性質

扱こゝに取扱はんとする主材は、太政官の一課なる監部課の各縣探偵書と題された殆ど全國各府縣に互つてゐるところの社會各方面の内情視察の報告である。監部課は明治四年七月、太政官の職制及び事務章程が定められた際に設けられてゐるが、其事務章程に據ると、監部は太政官の正院耳目の官であつて、諸官省各局各地方官員奉職の怠惰處務の奸詐を行走探索するの職である。監部の行走探索は、都て太政大臣、左右大臣、參議の三職の命令に従つて派出する、各官省各地方に行走して諸官員の怠惰奸詐を探索し、其實況を得れば、これを詳記固緘して、其命じた本員に呈する、探索書はこれを他人に泄らしてはならぬ、若し其事の洩れて、推究の後、探索したものから泄らした證があれば、一時の過失でも免官の罰を受ける、細作の探索書は詐偽がないことを證する爲めに、探索したものとみづから捺印して提出せねばならぬ、探索書の趣旨によつて諸官員の奸詐を發見し、司法省で其罪を窮治するか、又はこれを糾問するに當つても、其實證がなければ罪に服せしめることが出来ぬから、探索したものと、誣妄と虚構とを推究して其官を免じ、又は當罪に處すると規定されてをり、又監部心得には、監部の人のみづから官人と稱したり、其用向を公言することは勿論嚴禁であつて、御用に關したことは、親子兄弟たりとも漏泄するは一切嚴禁である、若犯するものがあれば、處刑せらるゝとあるから、極端に祕密を守らせたものであつて、人に監部たることを察せらるゝは、専ら方略の



拙なるに極まるに因つて、監部の恥辱たる事との條文も見える。監部の提出すべきは巷議書と探索書との二つであつた。巷議書とは世上見聞の新聞、路傍の風説、及び市店の雑談等、眞偽を論ぜず、速報するものであつて、一人で提出され、事實に間違ひがあつても、罪とならぬが、探索書は分明に確證を取つて出すべきで、二人以上の連名で提出すべく、間違へば、處分を受けなければならぬとあるから、決して無責任の報告は出来ぬ譯である。監部は史官主記からこれを兼任し、他の官省其他より臨時に選任することもあつて、定員はないが、大臣參議とも各三名を雇使することが出来たのである。

これに據ると、監部は主として官吏の勤惰を視察する職ではあつたが、其派出心得には、時態人情の變遷に注意するを要すと見えて居つて、

一、各府縣治舉不舉等ノ事

一、官員奉職ノ勤惰處務ノ當否ノ事

但長次官ノ不和尤注意スヘシ

一、人情向背苦情有無ノ事

一、貫屬士族ノ方向竝ニ生計ノ事

一、忠孝節義奇特者ノ事

一、鰥寡孤獨廢者ノ事

一、學校ノ事

一、徵兵ノ事

一、道路橋梁堤防ノ修理ノ事

一、開墾物産ノ事

一、官私諸會社ノ事

との十一條が列擧されてゐるのであつて、其視察の要項は、當時の新政に取つて最も重要な地位を占めたところの廣汎の事項に觸れてゐる。私の主材とする監部課の探偵書は、明治五年から七年へかけての監部一名若しくは二名から提出された報告であつて、監部課長からこれを太政大臣參議の回覽に供せられ、三條、岩倉、島津、大久保、後藤、大隈、大村、寺島、勝、板垣、江藤等の人々がそれ々に認印を捺してゐる。中には監部課長の代りに内史の捺印してゐるものもある。

### 三 密偵政治

抑、政治上の大改革の行はれる場合には、其趣旨を充分に理解せないものから、又は理解しても反對するものから、種々の不平非難の聲が起つて反抗運動を惹起し、折角の計畫も晝餅に歸し、延いては新政府の崩壊を來すの羽目に陥らぬとも限らぬから、政府は盛んに密偵を放つて、極秘の間に、それらの情實を探知し、相手の機先を制して恐嚇政治を行ひ、反對者を壓倒して自己の命脈を維ぎ、思ひの儘に自家の政策を斷行せんとするのが、殆ど其常套手段となつてゐる。彼フランスの大革命に於ても、別してジャコベン派の政府の如きは、其最も甚だしいものであつて、少しでも政府に不利益な陰謀を企てたやうな嫌疑を密偵に受けたが



最後、必ず捕縛され、捕縛されるれば、必ず殺害さるゝ有様であつて、人心は極度に恐怖の念に打たれつゝあつた。ソゼート・ロシヤの現状も亦さうであるらしい。

我明治初年の政府は、勿論夫程ではなかつたけれども、猶ほ可なり盛んに密偵政治を行つたものであつて、太政大臣から參議に至るまで、三人以内専屬の祕密探偵を有つことが官制に於て許されてをり、何時でも命令を下して祕密に偵察を行はせ、情報を取寄せ、彼等が確證を示したものに向つては、斷乎たる壓迫を加へることが出来た。而かもそれは獨り、太政官ばかりでなく、各省、各軍隊等、何れも同様、此種の祕密探偵を有つてゐたから、いざといへば、彼等は我勝にと競うて種子取に出かけた。明治六年、板垣退助が、征韓論の議が合はなかつた爲めに、官を辭して歸郷すると、同郷出身の陸軍士官や兵卒迄が同様職を辭して歸縣したものの無慮三百名、彼等は近衛解隊の兵士や貫屬士族と千五百名ばかりの多數で、屢吸江に集つて會議を重ね、頻りに征韓や封建を論じて不穩な形勢となつたが、當時太政官からは、早速監部が入込んで偵察を試みた。それが士族に洩れて、彼等の暴行を受け、避難をしてゐたこともある。其翌七年に佐賀の亂のあつた時は、兼ねてより新政を快からず思つてゐた全國の不平士族に衝動を與へたから、高知の如きは最も注目されてゐたと見えて、諸省の探偵が數名、縣下に入込んだ。それを兵士が嗅ぎつけて本人に逢ひ、盛んに罵聲を浴びせ嘲弄を極めたことがある。彼等が発見されたのは、所謂方略の拙なるものであるが、併し発見されるれば、被探偵者の反感を唆るは寧ろ當然であつて、其結果、一身の危難に瀕する場合もなかりではなかつた。明治九年の前原一誠の萩の亂、同じく十年の西郷隆盛の鹿兒島の亂は、密偵の最も活躍した時代である。

あつて、何れも其報告が残つてゐるが、後者の場合に於て探偵が危害を加へられたことは周知の事實である。

#### 四 探偵時代

これは又獨り中央政府ばかりでなく、各府縣も同様盛んにこれを利用しつゝあつた。當時府縣には聽訟、斷獄の二課が置かれてをつたから、犯人の檢舉の爲めには、自然探偵の必要もあつた。愛知縣の如きは、是迄一般に「犬」と呼ばれてゐたものを採用してこれに當らせてをつたが、彼等よりもより教養の低いものであつた。太政官の監部は直に漢學の素養もあり、書體の適麗なものも見えるが、それでも中には随分あやしげなものもあつて、探偵の探の字を思ひ出せなかつたか、操の字を書いてゐるのさへ見受ける。尤も監部の心得書には、文體の巧拙はもとより論ずるところでない、若し字面修飾に意を用ゐてをつては、それ丈時間が費へて、却て實況を失ふ弊もあるから、最も着實に書くやうになつてゐるからでもあらうが、それにしても餘りと思はれるものもないではない。併し彼等に對しては、別段職務の執行上に醜聲の漏れたことはなかつたやうであるが、府縣の「犬」あがりに至つては、無暗と權威を振廻して賄賂を貪り、愛知縣の捕亡吏の如き、月給六圓のものでも二十餘圓の月収があるといはれた。其不正な利得の一例として、市中で禁制の鬪鶏をしてゐた現場へ、捕亡と「犬」とが踏込んで二十四五羽を引上げ、調所で吟味をする間に、其中の有名なよい鶏を悪い鶏とすり替へ、善い方は他へ賣却して利潤を貪つたといふことが、同縣出張の監部の探偵書に見えてゐる。これは探偵に探偵がついた形である。



併し此密偵は獨り支配階級ばかりでなく、被支配階級も亦同じくこれを利用したものであつて、或意味から、明治の初年は全く探偵時代であつたといへるであらう。近頃明治時代の裏面史即ち私の所謂暗黒面の權威と認められてゐる廢姓外骨氏の明治密偵史と題する本が出版されたのを讀んで見ると、相變らず氣焔が高く、從來の明治史が此密偵を閑却してゐることを罵倒して、著者自身「本書ハ（中略）明治文化裏面史ノ一トシテ無類且有用デアラウト信ズル」とか、さては「他ニ類例ノナイ國寶的奇書トシテ珍藏シ子々孫々ニマデモ傳ヘテ貫ヒタイ」などと豪語されてゐる。けれども讀んで見ると、第一、明治政府の探偵組織に於て、太政官の監部課の如き立派な機關の備はつてをたつたことが少しも書いてなく、大臣參議の密偵使用が公然許されてをたつたのに拘らず、「犬」を驅使した當路者として、只數人の名を指摘された丈であり、其他本題に關したことは、廢藩置縣や廢刀令の斷行の際に、政府が多く密偵を派遣して、士民の動靜を偵察させることにしたとの極めて簡単な記事がある丈であるのは、稍物足らぬ憾みを免れぬ。無論太政官監部の探偵書杯見ををられぬやうである。

明治史は歴史としては最も新らしいが、夫丈未だ研究が進んでをらず、事柄に依つては、却つて明治以前の方がよく判る位である。歐洲あたりの古文書館でも、五十年以來の文書は原則として一般に公開せぬ定めであるが、我國では未だ材料蒐集の時代である。明治史の權威を以て自任する人々でも、其著書論文には往々首肯し難いふしがないでもない。況や一般の公衆、殊に今の青年等に至ると、殆ど無理解であつて、私のこれから説かんとする事實は、一大驚異に値するであらう。此點からも、明治史の研究は將來益々盛んにして、新興國民が、國運の發展に盡して今日の大をなすに至つた經過に對する眞實の理解を有ち、且つこれを以て將來の指針に供することを努めなければならぬ。

##### 五 新舊思想の對峙

明治初年の動搖時期に於ては、保守と進歩と、漸進と急進と違つた分野が相對峙してをたつた。封建論をなして幕論のものといはれ、廢刀を不可とし、穢多の名稱廢止に反對したものもあれば、西洋の文物を取入れて頻に新しがつたものもある。當時の常套語に、開化といひ、不開化といつたものは、即ちこの二つの異なつた傾向を表現した語である。併し同時に斯様な二つの相容れぬ分子の抱合した根源は、既に維新の最初に萌してゐる。明治元年の皇宮諸門の警衛等に關する御沙汰書の草案があるが、それには最初「御復古」と書いた上へ附箋をして「王政御一新」と改められてゐる。明治新政の標語の一つであつたところの王政復古と大政維新とは、眞に紙一重の差であつた。この二つの標語は、一見頗る矛盾したことのやうであるが、明治維新の機運は確に復古神道を唱へたところの國學者や、大日本史、日本外史等の感化を受けたところの志士や、又歐米の新知識に陶醉したところの開化論者等に依つて促進され、築き上げられたものである。彼等は時を得顔に政府に入つて、要路に立つたものもある。それがやがて政府の諸般の施設に反映して、同時に矛盾したところの命令が出たり引込んだり、其方針も屢動搖して、さながら活動のフィルムを見るが如く、國民は煩瑣な種々の布告に悩まされて、殆ど適従するところを知らぬといふ場合も少くはなかつた。當時民間に政府の朝令暮改を諷刺した次のやうな謎々合が行はれた。



太政官とかけて 浮氣男と解く 心は夜晝七度變る  
それが地方に迄響いて、府縣の布達にも同様の非難攻撃を免れなかつたのである。

五箇條の御誓文はいふ迄もなく、明治史の初頭に光つてをり、開國進取の國是はそれに依つて確立された。若しそれに示された宏大なる精神の實現勵行を見たならば、國會の開設の如きは立ちどころに行はれた筈であるが、事實さうすら／＼と運びかねたのは、大化改新の詔と其後の経過とに考へても明白なる事實であらう。

そも／＼大政返上と廢藩置縣とは、明治初年の政治上の二大出來事であつたが、慶應三年十一月十七日の達には、今後は何れ往古の郡縣の通にもなるまいから、封建の儘で、名分が明らかに立つやうにしたいと見え、又同年十二月十四日の達にも、慶喜の大政返上、將軍辭退はこれを許して、これから種々の新政を施すが、これは全く皇國維持の爲めであつて、朝廷徳川家の御中には、少しも異なることあらせらるゝ儀には無之と、わざ／＼斷られてゐる。それは慶喜を中心とした幕府の禮讀者に氣兼ねされたものであらうから、明治元年、伏見、鳥羽の戦争で、いよ／＼討幕に決した後は、朝廷の態度頓に一變して、こゝに官制の改組が行はれ、太政官の再興をも見るに至つた。

#### 六 進歩と保守

明治初年の政府は舊弊一洗の爲めに、人才の登用、言路の洞開を焦眉の急務であるとした。心當りの人があるならば、速に言上せよとの達が頻に出で、當時これを人才の選舉といつてゐた。諸藩から徴士、貢士を拔擢して朝廷に出仕させたのは、其現れであつたが、當時は彼等を以て公論代表の機關に充てたのである。又明治二年五月十三日には、治亂安危の本は任用其人を得ると得ざるとにあるからと仰せられて、列祖の神靈に御奉告の上、官吏公選の法を設けられ、太政官の上局の(一)輔相(二)議定(三)六官の知事(四)内廷職の知事の四職を始め皆公選することゝなつた。今ならば内閣總理大臣、各省の大臣以下の高官が皆選舉に依つて定まつたのである。今日では府縣知事の公選論が一部に唱へられてゐる丈で、容易に實現の見込もなく、矧して大臣の公選論杯、全然問題になつてゐないのに、それが明治の初年に早くも實行されて、選舉の事を入札と申してをつた。又彼徴士の如き藩から選任されたものゝ如きも、任期は四年に限られ、期が満てば賢才に譲らせ、場合に依つて退任させ難いものは、更に四年を延ばして八年とすることも出來たが、それも衆議に依らなければならなかつた。

斯様な官吏の選舉は、中央ばかりでなく、地方の各藩も亦此精神を體して職制を改め、判藩事(舊家老)以下、筆生に至る迄の役員はすべて皆選舉として、任期も四年と定めたのである。(大溝藩の如き)勿論今日から見れば、被選舉人も、選舉人も、其資格が餘程制限されてをつて、例へば太政官の上局の四職の如きは、公卿諸侯より三等官以上の入札即ち選舉といふことになつてゐる。彼地方長官會議の如きも、人民に代つて協同公議せしむとの詔であつて、其議院憲法なるものを頒たれてゐる。故に公選といひ、公議といひ、將た又、公論といふも、今日のそれとは大分の距離のあることは免れなかつたけれども、選舉權の擴張は決して一朝一夕に望まれる譯ではなく、今の普通選舉といつたところで、猶ほ多少の制限がある程であるから、其



時代々々國民の政治思想の程度を標準とせねば、公正の論は立ち得まいと思はれる。何れにせよ、明治の初年に、舊幕の夢の未だ醒めやらぬ中から斯る出来事のあつたのを見れば、如何にも強き時代の動きと力とが認められ、此形勢をおし進めて行つたならば、如何なる過激な落日に陥らぬとも測られぬと、一部の人々は危惧の念に襲はれてをつた。而かも又他面に於ては、一方大寶令の官制を復活して、太政官の上に神祇官が設けられ、國家の祭祀を興し、列聖の山陵を修め、忠臣の官幣を始めたと共に、他方には、廢佛毀釋の精神的過激運動が行はれて、神道主義の官營教化が試みられ、又修史事業も起されて、新たに修史館が設けられ、そこに國民的自覺の閃きが見え出して、一部の奔放なる急進運動の牽掣に役立つたことは掩はれぬ。國體擁護運動の如きも、亦其一つの現はれと看做すべきであらう。

#### 七 地方官の重寄

更に經濟上から觀察すると、すべての情實は人間の物慾に基くことが多い。綱紀の腐敗、人心の墮落の根源を釋ねると、そこには大抵經濟上の病根が潜んでゐる。貧富の甚だしい懸隔も亦それから生れる。大化の改革に土地國有の大方針を定められたのは、一人で數萬頃の田を兼併するものゝある他面に、針を容るゝの少地も有たぬものゝあるといふ貧富の大差に刺激されたものである。明治維新の動機にも亦確に此の經濟的意義が含まれてゐた。慶應三年十二月十四日の布告に、近來物價が格別に騰貴して、貧者は益貧に至るは、畢竟政令が正しくないからの事である、民は王者の大寶であるのに、百事御一新の折柄、旁宸襟を惱まされるから、智謀遠計救貧の策のあるものがあつたならば、誰彼となく申出づるやうにと仰せ出されてゐるのも、

其一つと看做されよう。

轉じて社會上から考へるならば、四民平等の思想は夙に動いてゐたのであつて、是迄人間扱ひを受けなかつた穢多の稱を廢して平民籍に入れ、僕婢娼妓の人身賣買に屬するものはこれを解放し、更に學制を定めて、一般人民に教育上の機會均等を得させたのも、其現れに外ならぬ。それを思うと、華士族平民の階級的差別は其大精神に背馳するものであつた。併し士族の稱は存置しても、全國皆兵主義に依つて四民共に丁年以上は兵籍に入らせ、斷髮、脱刀、家祿の奉還、授産を奨勵した。是等の中には、當初の改革方針に對して不徹底の譏を免れぬものもないではなかつたけれども、當時としては相當重大なる改革たるを失はなかつた。

併しかゝる改革の進行中にも、相容れない二つの勢力は常に相反撥し軋轢した爲めに、其前途に幾多の障礙が横はつて、屢紛糾停頓を來し、又意外な方面に外れても行つた。そこに暗黒面の展開が萌し始めるのである。

明治の初年には、舊藩主が其儘知事となつて、其土地人民を治めて行つた爲めに、折角の改革も行はれかねた。明治四年の廢藩置縣の斷行は、明らかに改革事業に一時期を劃すべく、其前途に一大光明を投げたものである。若し縣令參事等の地方官が職務に忠實であつて、舊藩主出身の知事達に望まれないところの諸般の改革を行ひ、善政を施いたならば、未だ一部に充分の未練を有たれてをつた封建論杯は忽ち影を潜めて、明治政府の基礎が鞏固となつたであらう。さればこそ、政府は是等地方官に頗る重き期待を有つてをつて、地方官其人を得るや否や、同僚との折合如何、民間の人望如何、施政の方針の當否如何等について、常に其



監視を怠らなかつたのである。それらが又太政官の監部の探偵の主要事項ともなつてゐた。それ丈彼等は縣官に恐れられたと見えて、不評判の縣令中には監部に讒されたといつて、態に出京の上、内務卿に釋明を試みた人さへある。

#### 八 府縣の狀態

先づ第一に長官たる府知事、縣令、權令と、次官たる參事、權參事（參事缺員の場合は他の屬僚がこれに代る）間の折合は可なり困難のことであつたらしい。彼等は其性格が違つてゐても、互に長を取つて短を補ひ、融和して縣治に當つたところは、部下もこれに倣つてよく治まつて行つたけれども、これに反して、互に反目嫉視した場合は、縣官もおのづから二派に分れて軋轢を重ね、それが民間にも洩れ聞えて、人民もこれを侮るから、縣治上に種々の悪影響を及ぼすを例としてゐた。一例を挙げると、新治縣の如きは兩者の仲が悪るかつた爲め、權令が東京から歸縣すると、參事は管内巡回として出張し、參事が歸縣すると、入れ代つて權令が出張し、兩人相並んで出應することが稀であるから、屬等が權令の指揮を受けて調べあげたことを參事が歸縣して調べ直し、參事の指揮を得て行つたことは、又權令が出應して調べ直させることが屢あつて、手数がかゝり、事務が澁滞し勝であつた。甚だしきに至ると、縣令杯はなくても宜しいものだと公言して、縣令を退け、みづから執つて代らんとする參事さへあつた程である。縣令の更迭毎に、縣官の更迭を行つたのも一つの弊風であつた。縣官は封建の餘風を脱せなかつた爲めに、其縣の出身者と他縣の出身者との間に不和を生じ、ともすると、故らに意見を異にし、議論を闘はしたところもある。（高知縣の如き）縣令

の中には、他縣人はどうも落着かぬといつて、成るべく其縣の出身者を採用するの方針を取つた人もあれば、これに反して、彼等の手から縣の祕密の、縣民に漏れることを嫌つて反對した人もある。併し一般に其縣のもの丈で固めたところは、概して因循で、思ひ切つたことが行はれかねたから、治績も擧りかねたやうである。

縣廳は一般に租税、聽訟、斷獄、出納の諸課に分れ、課長で決し難い事件は、上局即ち權令、參事の決裁を受けるのであつたが、會議氣分の横溢してゐた時代として、上局で決し難いことを一定の日（三八の日）に、少屬以上の會議を催して論決するやうにした縣令もある。（高知縣の如き）官員の賜暇は一六の日丈であつたが、それでも、一體に頗る勤勉の風があつたらしい。

#### 九 地方官の惡評

次に（第二）施政の方針は、何れかといへば、一般に保守的の空氣が猶ほ侮り難き底力を有つてゐたから、縣官の中でも、強ひて急進的な改革を行ふことを避けて、漸進主義を取つたものゝ方に人望が歸した。監部の探偵書にも、すべて東京風に開化を行ふと書いた縣令もあれば、又開化を強ひて布かずと書いたのも見える。中には士族、巡查、兵士を出京させて、開化を見聞させたといふ縣令もあり、又開化誘導の爲めと稱して、東京日日新聞、報知新聞、新聞雜誌を縣廳の命令を以て管下一般に賣り附けたところもある。（新潟縣の如き）ところが例へば東京日日新聞の如き、一箇月の新聞代三十八錢のものを、新潟縣では五十錢にも賣つた。十六匁迄一錢五厘の郵税を加へても餘りに法外であるところから、監部の目の光つたのは笑止である。



併し又中には、縣官は人民に對して威嚴を保たなければならぬといふ意見の人もあつて、中央官省の命令と雖も、地方の民情に適するや否やを察した後に適宜取捨按配したものが寧ろ良二千石といはれた。其中には人民の權利を増すが如きことは、中央政府の法令も揭示を見合せた賢明の縣令もあり、人民を奴隸の如く扱ふは舊藩主よりも甚だしいと恨まれた豪のものもあつた。當時頻々として勃發した縣民の暴動は、大抵縣官の不行届からと報告されてゐるものが多いのは、一面の眞理であつたらう。殊に彼等の人望を失つた動機が其私行にあつた場合が少からぬ。當時縣令、權令、參事杯には大抵權妻や妾があつたものと見え、探偵書に妾の數を擧げて「年老イタリト雖モ好色ノ質アリ」とか「在職中妾ヲ取ルコト四五回、好色ノ名、管内ニ傳布ス」とか書かれてゐるをも見かける。従つて其妾の世話をして歡心を取り結び、不正の利得を圖らんとする不心得者も出來て請託が行はれ、甚だしきに至ると、府知事で賭博を弄び、内密に米相場を試み、他人の名義で風呂屋を開業してゐると報告されてゐるのも見受ける。賄賂公行しても、舊慣にて怪しむものなし杯とも書かれてゐる。

當時地方には富豪が勸業係爲替座として、今の銀行の業務を取つてをり、舊慣に依つて掛屋とも呼ばれてをつた。三井組、小野組、島田組、永田組杯が其主なるものである。それらと縣官との結託に依つて不正の利益を收めることも亦有勝であつたらしく、種々の醜聞が世に廣まつたことも多い。愛知縣令鷲尾隆聚氏、大阪府知事渡邊昇氏等は商人と結んで商法を行ふとの嫌疑の殊に濃厚な人々であつた。藩札、國札の引換は新政の一難關であつて、民間のこれに對する不平多く、實際不正の事も行はれたのであるが、渡邊知事對大

阪の豪商藤田組の紙幣贋造事件の如きは、一世を驚動した重大刑事事件であつた。それらの事件の頻發するを見た目には、維新の大方針の一つであつたところの富の不公平に對する改革は、最早問題でなくなつたと思はれなう。

#### 一〇 地方官民の仲介機關

由來縣令には司法權が與へられてゐたから、後に裁判所が出來てからは、兩者の間にも新たな權限争ひを生じて、互ひに目を釣上げて唯み合つた。裁判所で農商の不條理を申立てるものに對して、布告規則を以て諭すと、左様の布告は嘗て存せぬと答へたといつては、縣廳の布達の遷延を責め、又裁判所で農商が召喚の日に出席せなかつたのを詰つた時、舊曆と心得てゐたと申立てると、これ又縣廳の教導が足らぬのを責めた。彼明治五年小野組の轉籍問題から、端なくも京都府と京都裁判所との間に一大確執を生じて、其裁判に、陪審に似た參座なるもの、採用されたのは顯著なる事實である。

官民の間に、ともすれば意思の疏通を缺いて、新政に對する誤解を生じ易かつた當時にあつては、縣官と人民との間に、大小區長、正副戶長のあつた事は、一種の仲介機關として相當に役立つたものであつて、縣に依つては、縣令を議長とした區戶長會議が開催されて相當の効果を收めたところもある。縣廳の所在地から遠隔の地に支廳の置かれた事と共に、郡役所廢止後の今日に取つて多少の參考となるべきものがないでもない。就中區長は官選であつたが、戶長は民選であつた。併し彼等が繁劇なる事務の割合に俸給の少かつたのは苦情の絶えなかつたところで、それかあらぬか、賄賂も行はれたらしく「一分今、二朱ハ追テニ、一朱



又、唯五夕ハ留守ト云也」との狂歌は、金次第で人民に逢ひもし、留守も使ふことを諷したものである。斯くて彼等は官吏の間に板挟みとなつて苦境に陥り勝であつて、人民の暴動でも起れば、最先に見舞はれたものも彼等であつた。されば割が合はぬと免職を申出せるものも多く、これには縣官も其處置に苦しんだものである。

更に人民側に立つて眺めると、當時封建の餘習のなほ褪せぬころであつたから、二つ以上の藩を一縣に併せた場合の如きは、人心が兎角融合を缺いで、縣治の圓滑が望まれなかつた。香川縣を廢して名東縣に併合した時の如きも、阿波と讃岐とが古來藩を異にし、人情風俗も同じからぬところから、讃岐の人民は名東から支配されることを厭ふ氣味があつた。讃岐の農民の暴動は徵兵令の誤解からであつたといへ、此反感も手傳つてゐた。併し又中には隣縣の施政が民情に合つて評判がよいと、其支配を受ける爲めに合併を望んだ場合もないではない。

縣民の中では、何といつても當時一般に貫屬と呼ばれた士族の處置が最も困難とされてゐた。彼等は實に縣廳に取つて一敵國の觀があつて、縣官も其嚮背については常に頭を悩ましたものである。太政官監部の調査事項中に、「貫屬士族ノ方向竝ニ生計ノ事」があるのを見ても、如何に中央政府に依つても重要視されてゐたか窺はれよう。

### 一一 士族の嚮背

當時政府は士族の農商に従事するを獎勵したけれども、家祿の奉還は充分に産業の見込の立つたものでなければ許可せぬ方針であつた。士族は一般に常職を失ひ、生計に窮してゐ乍ら、産業を賤めて、歸商歸農するものを嘲り、窮困の餘りに新政を非難し、廢藩置縣の後も猶ほ舊藩知事の復職を望んだものは彼等であつた。其中には中央政府で其地位を失つたものが歸郷して、知人の間に煽動を試みたものもある。前原の如きも前參議であつた。併し板垣の如きは、流石に公正の見を執つて縣民の妄動輕舉を戒めた。西郷も在郷の間は士族に暴行をさせぬといはれてゐたが、事志と違つて、遂にあの不始末になつたのである。

士族の固陋なものになると、斷髮脫刀を拒み、官員を目の敵にして、故らに衝突を招き、弘前の如きは、官員にホイコツトをして家を貸してくれない。散髮脫刀の令は出ても、官員以外には容易に行はれぬ。最も頑冥な士族は、故らに束髮して官員に紛れぬやうにと努め、縦ひ官員になつても、胡服として、洋服着用を避けた。明治五六年頃には、士族に最もふさはしき商法として擊劍社を設けることが、東京から始めて各地に流行り出した。愛知縣の如きも舊幕臣で擊劍會社の創立を願出でたものがある。彼等はみづから自分共は官員となるの才がなく、さればと申して車引や肴賣も出來ない。故に此度擊劍會社を開いて、皇國固有の長技を示し、遂には海外に迄も及ぼさんと豪語はしたもの、擊劍を商賣にするとは酷からうといふので、折角の會社創立の計畫も不許可の指令で中止になつた。

散髮脫刀について太政官の達は勝手次第と申すことであつたけれども、縣官の中には、功を急ぐの餘りに、或は日を期して斷髮を執行させるに力め、或は邏卒を以てこれを強制し、或は又結髮のものは法廷に出頭を許さぬといふやうな命令を下したのものもある。新潟縣では、縣令が管下の出張に當つて、散髮斷行の内意を



一縣屬に漏らした爲め、其縣屬が悴を東京に上せて帽子（しやつぽ）と襟巻とを二千圓ばかり買込ませ、三井商社に爲替を取組ませる段になつて、金融が出来かねたから、縣の支應の金を繰替へて出して貰つた。さうかうする中に、時期を失して賣行が宜しくないのので、今度は管内の戸長等へ割付け、高價を以て押賣同様に賣付けたといふことが監部の閻魔帳に現れてゐる。斯様に厭がるものに強制する縣があつたかと思れば、又其隣縣では、太政官の布告を文字通りに解して、一向強ひないところもあつた。それに不審を打つて段々聞合せて見た結果、政府の方針は散髪脱刀勝手であると知れて、一旦散髪したのも、復結髪帶刀を始め出し、官員さへも小刀を帶して出勤する程であつたから、士族の歸農したものが、一刀を帶して田を耕やしてゐたのも、珍圖として笑はれまい。

## 一二 士農商の生活

併し如何に商賣が嫌ひであつても、脊に腹はかへられぬから、馴れぬ商賣に手を着けた士族もあつたが、大概は失敗に終つて、「士族の商法」といふ諺を残した。長岡の士族は何れも「義氣慷慨の氣あつて」斷然農工に歸したのであるが、舊藩主牧野家でも、裏二の町に二百石の酒造株を求めて、定紋の柏を取つて柏屋の屋號を附けられた。土地の人は何れも舊君を慕つて柏屋の酒を買ふものも多く、一時は非常の御繁昌であつたが、後には酒味が薄くなつて、一向に流行らなくなつたと探偵書に見える。これは華族の商法の一例である。斯くて落魄した士族は日傭稼ぎや人力挽其他の勞働者に身を落したのも少くなかつた。概して小身もの程工面がよく、人才も多く輩出したが、これに反して大身ものは見る影もなかつた。

農民は割合に温順であつたが、新政の誤解から一揆を起したものもないではなかつた。明治財政史の一大出來事であつたところの地券の取調については、調査に多額の經費を要することや、其杜撰なこと、其他地價の割當方等について頗る不平があつて、少からず縣官を惱ました。縣に依つては人望ある豪農を官員に採用して其緩和を圖つたところもある。併し一般に舊藩時代の誅求から免れ、用金の憂ひもないといつて、寧ろ新政を謳歌し、殊に従前苛征の甚だしかつた小藩（例へば新庄藩の如き）の場合にあつては、置縣後、著るしく負擔を減じ、且つ地券調査の結果、地價百分の三となつたから、地租の減額が見越されて、御一新の善政に歡聲を揚げ、士族等が如何に煽動しても、決して動搖の憂ひがないといはれた。徴兵の如きも、最初の中こそ親子泣き別れで、營所に送られたものゝ、月日がたつにつれて、衣服飲食を始め萬事却つて父の膝下に貧しく暮した時と雲泥の差であつたから、其旨國許へ申送ると、父兄の歡喜限りなく、それを聞傳へて、近頃（七年）は壯丁が競うて徴兵に出でんことを望むに至つた。西南戦争に於て、士族兵に對する農民兵の勝利を生んだのも偶然ではなからう。併し商人に比すれば無智のものが多かつたから、農商の間は往々融和を缺いだ。或地方では、（大分縣の如き）農民が米穀の賣買について、いつも商人に翻弄されるのを憤慨してゐたのを見て「縣内再ビ變ノ起ルハ士族ニアラズシテ農ヨリ起ルベシ」との報告をしてゐる監部もあつた。散髪の強制について、農民の或者が、散髪にでも坊主頭にでも何でもありませんから、税金を減じて下さいとの無理難題を申出たのは一種の愛嬌であつた。

それに比べると、商人は割合に早く所謂開化に馴れ、殊に開港地に接觸する機會のあるもの抔は、農商を



問はず、開化の風習を見習ひ、固陋の見到動かされず、國內ばかりか、外國貿易にも手を出して立派に成功したのもあつた。併しそれらの思切つた大事業に着手したものは、政治的にも成功した大藩の士族の出身の人々に多かつた。それ丈其同郷出身の政府の大官との間に、目に餘る程の不正な結託も行はれ勝であつて、屢物議を惹起した。官物拂下の入札に、高札を入れたものに落す代りに、自己と親近で、内々利益分配の約のあつた三番札の商人に落札させた杯は其小なる一例である。藤田、岩崎、五代等の金穴、何れも皆醜聞を流さないものはなかつた。就中五代友厚氏が北海道の官物拂下事件に坐しての非難は、政治問題に結び付けられて、天下の耳目を聳動させ、延いては民選議院の火の手を擧げたものである。

## 一三 教育事情

轉じて教育問題を顧みると、當時地方では村吏にも文字のないものが多く、布告が出ると、寺の和尚等に讀み解いてもらつて後に頒布したものもある程で、一般人智の程度も思ひ遣られよう。血税といへば、イギリス人が來て若者の生血を吸ふのだと思つて暴動を起し、電信機には娘の膏を附けるのだと聞かされて、急に厭がる小娘を無理強ひに結婚させた程、新知識に缺けてゐたから、政府は夙に教育に重きを置いて學制の發布と共に先づ小學校の建設を奨励した。併し其經費を人民に課することゝして、資産の高に應じて寄附させたところから、一般に非難を蒙り、徴兵令、地券と共に攻撃的となつたのである。それが爲めには小學校の公私の別が判明せず、小學校は官立か私立かといふことが問題に上つた。別して農民の如きは、自分共の子弟に學問は不要であるといつて出資を好まず、出資はしても、自分等は土を掘つて其日を暮らしてゐる

ものであるから、是非共學校へ出席せねばならぬといふことは御免下されたいと申出たものもある。(若手縣の場合) 是等の反對に對して、縣官、區戸長が模範を示す爲めに、各自月俸を割いて此經費に充てたところもあり、縣に依つては學校掛を専任して盛んに宣傳を試み、又頑強に反對した士族を官員に採用して其諒解を得た上、學校宣傳に逆用して成功を収めたものもあつた。斯る苦心慘澹の甲斐もなく、小學校は全く人民怨嗟の府となつて、此頃人民の暴動が起ると、いつも小學校と區戸長の邸宅とに押寄せ、火を放けて焼いた杯、今から想像も出來ぬ程であつた。併し誘導奨励宜しきを得たところでは、人民が競うて小學校を建てた爲め、師範學校の教員養成が間に合はないで、是迄の手習師匠等の中から選抜しようとしても猶ほ足らなかつた位である。(山梨、長野、大分、福岡の如き) 醫學校はもとより中學校にさへ、専任の外國人教師を雇入れて高給を拂つてゐるものもあつた。

こゝにも又政府に對する反感が附纏つて、官立の學校に對する私學校の設立が到る處に計畫された。それらは申合せた如くに文部の教則に依ることを拒んで、一般に漢學を主要學科とした。鹿兒島の如きは平民共の入學を許さなかつたから甚い。それらは大抵政府に對する不平黨の養成所となつた。鹿兒島、熊本等の場合は其極端なるものといへるであらう。

政府は學校と共に病院を設立し、道路を修築することも、所謂開化の一端として奨励した。病院の建築も亦寄附金に依つたのであるが、奇抜な思附は新潟の場合である。こゝでは糞尿の代を人民に交付する代りに病院の經費に充てた。一時は惡評もあつたが、立派な病院の建設には成功した。併し人民は未だ西洋風の治



療を信ずるものが少かつたから、一向に流行らなかつたとのことである。

## 一四 民間風俗

當時地方では、産兒制限の爲めに「まびき」といつて墮胎の風習があつたが、これも開化の一つの現れとして育兒院が早くから設立され、闇から闇に葬らるゝ是等の不幸兒の救済が圖られた。其後政府の方針で育兒院が中止されてから、高知の如きは共立社、授産掛と名を變へて事業は繼續されたのである。但し寄附金を以て經營されたこととして、往々其收支が明らかでないとの非難攻撃を免れなかつた。

一般民間の風俗は多年の習慣が脱けなかつた爲めに、所謂開化に遠ざかつたところの亂脈の風もないではなかつた。裸體の儘で外出したり、道路で垂れ流したり、醉漢が地上に臥したり、婦女子が店頭で入浴したりすること抔深く怪しまれなかつたから、政府は違式註違條例を出して、斯る行爲を取締つた。縣に依つては、地方の状況を見て更に條文を追加し、小區毎にこれを掲示したが、中には人民の反感を唆るを憚つて、故らにこれを見合せたものもあつた。これ令して行はれざるにはまさるとの達見からであつたらしく、斯ることすら當時に於て實行頗る困難であつたことが思ひ遣られる。

それから更に今の社會教育ともいふべき教化方面に目を移すと、廢佛毀釋の結果、僧侶も教導職になり、中央の大教院に對して、地方にも中教院、小教院を置いて神道主義に依る系統的教化を施さうと企てられた。縣に依つては、中教院の説教を利用して、民間に非難のあつた地券租税のこと抔に關する命令布告の宣傳に當らせたところもあつたが、併し又それらの中央から派遣された教導職と縣とが融和を缺いて、折角中央か

ら出張して來ても、縣ではお前達に何が出来るかと冷淡に構へて相手にせぬところもあつた。教導職自身も、神道もあり佛教もあつて説教の趣旨が一致せねば徹底もせず、往々自家宣傳に墮するもあつた。眞宗の盛んな石川縣の如きは、教導職が新政を嘲つた狂歌を御題に詠み込んで説教したのが問題になつて、御題に對し、上を輕蔑するの罪で收容された。大教院が廢されてからは説教も衰へて、此方面は失敗に終つた。

基督教の取締についても、明治政府の不徹底な宗教政策を暴露してゐる。徳川幕府以來の切支丹邪宗門の高札は、我國駐劄の外國公使の忠告に依つて、最初先づ「邪」の一字を削り、次で五年に此高札を撤去したが、これ全く條約改正の便宜を圖る目的に過ぎなかつたから、此事も外國公使に告げた丈で、國民に對しては此布告も出さなければ、依然基督教の教義に依る弔喪式の執行を禁じ、犯したものは處罰した。東京では布教が許されてゐたけれども、縣に依つては、明治七年に至るも、嚴禁であるといつて傳導師の布教願を却下し、若し不服ならば政府へ申出でよと言渡してゐる。(福島縣)併し實は縣官も政府の方針の確立せぬに困じ果てたといつてゐるのはさもあつたらう。當時一般に基督教を奉じないものを良民といひ、信徒を邪徒といつて互に仲が悪く、報告書にも、良邪隙を生じ抔と書かれてゐる。何様基督教は外交上の關係もあつたから、一朝其處置を誤つたならば、遂には防ぐべからざるに至り、却つて良民の害をなすであらうといつて重大視されたけれども、結局放任の己むなきに至つたのである。

階級間の差別撤廢も亦同様であつた。政府は無論撤廢に力めてゐたものゝ、公文書にも人民の事を平氣で下民と書いて怪しまず、士族と平民との訴へは多くの場合平民の敗訴に歸した。それには民間も充分の理解



を缺いてゐたのは、穢多名稱の廢止が一般の反感を買つて、遂に一揆を生ずるに至つたのでも知れよう。稀には同情を寄せて進んで新舊同胞の結婚を實行したものもないではなかつたが、もとより大勢を動かす程でなく、甚だしきになると新同胞に對するボイコットが行はれ、彼等は困窮の餘り盗みをなすに至つたとの可憐な挿話も傳へられる。

## 一五 隠れたる密偵の努力

上來説き去り説き來つたところは、これを政治上から見、又社會上から察しても、外見頗る混沌たるものあつたことは事實であるが、而かも其奥底深く時の動きと其力との不斷に進展して已まなかつたことを見通すことが出来ぬ。而して其經過から見ると、當時民間では壓制の聲が高かつたに拘らず、人望や人氣が重視されて、不完全乍らも中央地方に互つて衆議を盡くすべき會議がよく催された。政府の施政方針に反對するものはあつても、平素はこれを取締る丈で、敢て一氣に壓倒しようとはせなかつたが、其事を擧ぐるに及んでは、時を移さず、兵力を動かして迄も掃蕩した。これが爲めに新政に反對して所謂時勢論をなすものは次第に凋落して、人心も安定するに至つたのである。明治六年に征韓論が破れて、西郷、板垣等の高官が野に下つたことから人心の動搖を來たし、翌七年に佐賀の亂の起つた時には、各地の士族は新政府の顛覆を信じて屢各所に密會し、其間多少の聯絡を圖るものさへあつて、物情騒然たる有様であつた。同年士族の一部に衆望のあつた島津久光が左大臣になつた時にも、彼等の間には、政體の變革近きにありと思はれ、士は矢張士たる道で盡くすがよい、商法其他情弱に流れて物笑ひとなるなど、一旦商業の計畫をなしたものの迄が中止して、長刀を佩ひ、他縣の同志を募る杯の妄動を起し始めた位である。

此間太政官を始め各省各縣の密偵の活躍は眞に目ざましく、政府は其情報を根據として、斷然掃蕩に決した。これが爲め、さしもの頑冥な士族も屏息して頓に温順となつたとの報告は、正に眞事實を傳へたものであらう。次で起つた萩の亂、鹿兒島の亂は皆落ちつくところに落ちついて、彼等も全く多年の悪夢から覺めた。只議論を闘はず代りに雙方兵力に訴へたのは遺憾であつたが、斯くて暴動に次ぐに暴動を以てした間に、時勢に逆行するものは篩にかけて篩ひ落され、そこに完全な淘汰が行はれたと同時に、國民は略討論に於て議論終結と同様の立場に置かれたのである。此進歩と保守と、急進と漸進とのごつたかへした紛争に十年を要したのは短いやうで又長かつた。

此時代の推移に當つて、爲政者の背後に隠れた密偵の努力は決して閑却すべきものでなからう。言論文章の自由のなかつた爲めに、朝野相互の間に意思の疏通を缺いた場合において各種の比較的正確な情報を寄せて機宜の處置を誤らぬ材料に供したものが、彼等の努力の結晶たる報告書の外なかつたからである。私は其暗い一面だけを眺めて、明るい部分に目をつぶらうとする見方には與したくない。

それは兎も角、西南戦争を一期として、民意暢達の爲めに民選議院の運動が盛んになり、明治の舞臺はここに暗澹たる鬱陶しい場面から、一路輝かしい光明へと進轉し、爾來過激なる議論運動の行はれたことはあつても、結局刀を舌に代へて、漸進的に我國體に應じた各種の進歩を遂げつゝ、僅々四十餘年の短年月を以て歐米先進文明國の壘を廢するに至つた。これ畢竟目にこそ見えね、微妙なる時の動きと其偉大なる力に依



つたとはいひながら、一代の絶大なる指導者にましく、明治天皇の御稜威と、至誠國を憂へた政治家の手腕と、これと随逐した國民の努力とが相俟て此成果を齎すに至つたものといはねばならぬ。私は此機會を以て、それらのすべてに心からの感謝を捧げんと欲するものである。(大正一五、一一)

## 第二 明治維新成功の要素

### 一 奇蹟的成功に對する疑問

明治維新は何故成功したか。勿論人に依つて見方の違ふのは免れない事であり、實際雄大な維新の宏謀の中には多少不徹底に終つたものもないではないが、さりとて誰一人それが不成功であつたとは思はぬであらう。否、古今東西を通じて最も成功した改革の一つであるのは萬人の均しく認めるところである。何しろ前後を通じて七百年近くも續いた武家の政府を仆して、長い間政權から超越された居た公家の政府が、政治上、社會上、經濟上、外交上あらゆる方面に行詰つて居た後を承けて、内外多事多難の中を、多少の迂餘曲折はあつたとしても、能くあれ丈に切り開いて、其間に着々諸方面の改革を達成し、文運の隆盛を來たしたばかりか、海外に迄も兵を用ゐて、最初西人の眼からは支那の一屬島位にしか思はれて居なかつた暹爾たる島帝國を、僅々三四十年の中に、押しも押されぬ世界の強國の指折の中に入る迄に進めて行つたといふのは何といつても隠れもない事實であつて、世界的にあらん限りの讃辭を受けたのも、決してお世辭とばかりは

いへまい。それ丈に成功は成功であつても、奇蹟的成功であるといはれて居る。奇蹟的なるところ、そこに一般から見て疑問とすべき問題の存在するを免れぬのは當然であらう。

實際明治の維新に關する史料の中には、當時既に故意に消滅されたものがあり、さなくも最近世の歴史丈あつて、其關係者も現存して居る爲め肝腎な史料で公開の困難な事情もないではなかつた。さうかと思へば、當時の史料は骨董的價格で認めらるゝには時代が餘りに新しい爲めに、惜くも反故に葬られてもとの白紙に還元されたり、又は廢毀されて了つたから、其研究は却て古い時代よりも困難であるといはれて居り、判り切つた事のやうに思はれて案外判らぬことは幾らもある。彼明治神宮の境内に建てらるべき繪畫館に明治聖代の顯著なる事蹟を繪にして掲げらるゝ筈であつて、それには正確なる事實の調査に俟つべきこと勿論であるが、僅々六十年前後の事であり乍ら、記録も記憶も區々であつて、正確なる事實の判らなくなつて居るものもないではないとの事である。明治元年に征討大總督の軍の江戸占領に先きだつて、平和裡に江戸の引渡を行ふことの出來たのは、全く西郷隆盛と勝安房との談判の結果であつたが、此歴史的の場面の場所を確めることさへなか／＼容易でなかつた。私の關係したところでは、米國前大統領グラント氏が明治天皇に拜謁した場面の調査である。同氏は通り一遍の遊歴者でなく、明治天皇に向つて政治外交上有益な意見を述べたのであつて、琉球問題の如きはこれに依つて解決されたといはるゝ程であるから、其描寫は最も意義深きものである。これは前者より後れて明治十二年の出來事ではあるが、當時の生存者としては現に京都に在住する華族某子爵が其唯一人者であるから、揮毫を引受けた私の友人の石橋畫伯は親しく當時の光景を質して



畫材とする爲めに私にも立會を求めた。子爵に逢つて見ると、これは又意外にも、確かに記録に載つて居る子爵は、自身參列の記憶がないばかりか、當時は前侍従の身であつて現官ではなかつたから、左様な公式謁見の場所に列席すべき謂れがないと否定された。併し段々調べて見ると、他にも同様外交官の前官で現官でない人が其席にあつたことが判つたから、未だ嚴重な官制の設もなかつた時代にあつては、寧ろ有勝な事で、單に此一事を以て正確な記録を打消す理由とするに足るまいといふ事になつて、子爵も漸くこれを承認され、自身が斯る畫中の人物となつて、後世永久に残さるゝのは無上の光榮であると當年の寫眞の貸與を快諾されたのである。(第三編第二章第七新日本の大恩人ゼネラル、グラント参照)

明治史の研究は斯くの如く困難が伴ふ。矧してこれを世間に發表するに至つては、更に不可能事の如くに思はれ、今でも尙ほ明治史は學問として取扱ふ時機に達して居ないやうに考へて居る人もある程であるから、そこにも亦疑問の起るべき餘地が多分にあらう。

第一外人の間に永久の謎のやうに不思議がられて居る事は、諸大名が其祖先以來の領土を固持することをせないで、惜氣もなく國家に返還した所謂藩籍奉還といふ事實である。これが外國の場合であつたならば、必ず斯様に順調に行はれる筈がなく、縦し行はれたとしても、血を見なければ已まなかつたに相違ないから、如何に教養ある人でも、又如何に辯明の辭を費しても、此事ばかりはどうしても理解が出来かねるのである。併し他の疑問に對しては彼等として相當な解釋を試みて居ないでもない。例へば維新後の日本が西洋ならば一世紀以上もかゝる進歩を僅々數十年間に達成したことに對して、或者は日本人の飛躍した模倣性に歸して

猿の物真似と同様であるといへば、又或者は日本人の叡智に歸するといふが如きはそれである。

我々は平生歴史を専門とするものであり乍ら、從來明治維新史については種々の疑問を有つて居た一人である。それらの中には、近年史料の世に出づると共に、疑問の消散したものもないではないが、又中には縦ひ一家の私見は立て得たとしても、明快なる斷案はこれを今後の潜心研鑽に待たなければならぬものもある。故に今は只明治維新の大業の偉大なる成功を贏ち得た重なる諸原因の二三について聊か卑見を述べて、大方の批正を仰ぐことゝしよう。

## 二 維新史の大波瀾

抑明治維新には、三百年鎖國の夢を貪りつゝ、あつた我國民が慄たゞしく長夜の眠から叩き起されて、落着く暇もなく、目も眩しき光輝赫灼たる先進文明に接觸し、一步を誤れば奈落の底に沈むといふ浮沈の巷に立たせられ乍ら、よく其針路を誤らずして數十年の中に世界に濶歩する巨人となつた。其進歩發達の神速な丈、歐米先進國民の間にも、そこに一種神祕的の或者でもあるかの如くに思惟されたも無理ならぬ事であらう。併し乍ら少しく其歴史に眼を曝らせば、實に波瀾萬丈、迂餘曲折を極めて其間幾度か危地に出入して居て、これを切抜けて安全地帯に落着く迄には、朝野を通じて多大の奮闘を重ねたものであつて、決して初めから恵まれてばかりゐたものでもないから、徒らに其成功に眩惑されて成功の要素を閑却すべきではない。

最初維新の幕が一たび切つて落さるゝや、政治上にも社會上にも直に新舊勢力の對峙となり、武斷派と文治派、急進派と漸進派、征韓論と内治論との拮抗となり、暴動に次ぐに暗殺を以てし、而かもそれが國內的



丈に止まらないで、外人に對する暴擧ともなつて、事態頗る重大であつた事もある。幸ひに時の流れと共に、天は我れに幸ひして、歩一步正路を辿らせなければ、振返つて過ぎし日の跡を追へば、目まぐるしい程の場面が活動の「フィルム」の如くに展開される。

明治維新の最初の悩みは國內の不統一であつた。慶喜が大政を奉還した後にも、各藩割據の風は舊態依然として改らなかつた。明治三年岩倉具視は藩を改めて州郡としたいと建議したことがあるが、其理由とするところは、藩名あるが爲めに、各藩の吏員は其名に拘泥して舊習を脱却することが出来ぬから、十萬石以上を州とし、一萬石以上を郡として、舊來の耳目を一洗せんことを期したのである。然らば廢藩置縣の行はれた後には、所謂政令一途朝廷より出で、此弊風が一扫されたかといふに、版籍返上の直後に於ては、猶ほ封建の姿に郡縣の意を寓すべしとの説があつて、具視の如きは將來一州に一政府を置き、一州知事となすの意見を懐いて居つた。最近に具視の外國知識の顧問になつて居た人の家から出でた東洋大日本國々憲案なるものに、國內の諸國を各州として日本聯邦とするの案となつて居るものがあるが、これは更に後の民間自由民權家の私案と思はれるのである。

獨り國內の民心ばかりでなく、政府の大官の間にも絶えず感情や意見の衝突が屢起つて、冠を掛けて野に下るものが輩出し、民間の新政を喜ばないものがこれと結託して動亂を起さんとし、然らざるも人心が政府から離れて信頼が薄らいで行つた。加之政府は財政が窮乏して政費を支辨するに苦しんで居たから、内外共に多事であつて、其基礎頗る薄弱なるを免れなかつたのである。

當時門閥を廢して人材を登用する方針に傾いたといひ乍ら、薩長土肥等の藩閥の間には猶ほ頗る面倒な經緯もあれば新政に對する感情の衝突もあつて、それが遂に征韓論の形で破裂し、延いて十年の西南戦争となつたものであるが、此戦争が一時期を劃して爾來政争は一層旺盛とはなつた。唯是迄の如く暴力に訴へる代りに、言論に訴へることゝなつたのは一段の進歩といへよう。而かも同時に言論文章に對する壓制の聲が又盛んになつて、或意味に於て戦争にもオサ／＼譲らぬ程の多くの犠牲が拂はれた。斯くて民選議院の熱烈なる希望は、區戸長會から地方長官會議、府縣會と漸進的歩調を續けて、憲法發布、議會開設に到達する迄にはなか／＼容易の事ではなかつたのである。

これを内政上からいふならば、教育の普及があり、地租改正があり、徴兵があり、大政官札、藩札の整理杯があつて、何れも皆竝大抵の事ではなかつた。是迄長い間の土地賣買の禁が解け、土地の所有權を確保する爲めの地券を交付しようとするれば、經費を要するので却て農民に喜ばれず、士族以上に限れる教育を、平民に對しても機會均等を得させようとするれば、これも寄附金を出だすがつらさに反對され、反對はせぬ迄も寄附をする代りに働き相手の子弟の登校免除を請求され、民衆の暴動の起る度にいつも放火され破壊されたものは小學校であつた。徴兵を實施しようとするれば、其布告の血税の文字を見て、外人に壯丁の生血を吸はせるとの誤解から暴動一揆迄起された。

更に外國關係についていふならば、攘夷論以來外人に對する反感は明治に入るも改まらず、時々暴行を加ふることも尙ほ已まなかつた。これ國民の外人に對して無理解であつた爲めに國內の禮儀を以て其儘外人に



強ひんとし、殿様の行列の前に下馬下乗せぬを無禮として斬捨てんとするが如き無法の行爲を敢てしたからであつた。それが爲めには切腹を命ぜられても天晴れ名譽と心得てゐたから始末がわるい。此事情を看取した英國公使バークスの如きは暴行を加へた士人の士籍を削つてこれを處刑し、首を獄門に梟けることを要求したもので、これには大分參つたのである。お蔭で治外法權は行はれ、横濱には自國の在留民保護の目的で英佛の兵營が設けられ、郵便事務はそこにある外國の郵便局で取扱ふといふ状態であつた。

轉じて眼を一般社會に移さうならば、新舊事物の變化に對する國民の諒解は容易の事ではなく、結髮の風を改めて散髮とするにも、それが衛生によいといつて勸める位は至極穩かな方で、地方官の中には成功を急ぐ餘りに政府の命令に隨意とある散髮を強制し、應ぜぬものに課税をしたり、結髮の儘では法廷への出頭を許さなかつたものもある。平民に苗字や、乗馬高袴を許したのは未だしも、穢多非人の階級撤廢の如きは、當時にあつては實に震天動地の一大社會革命と思惟され、これが爲めには幾度か反動的な一揆暴動が繰返された。他面行燈が廢れて「ランプ」が行はれんとすると、これを見て「ランプ」亡國論を高調した識者がある。

駕籠が人力車に改つたのは確に一段の進歩で、其人力車こそは、當時の日本での唯一の發明といはれたものであるが、それに對しても壯丁を驅つて牛馬同様の賤業に就かせ、胸膜を害することを指摘して、東洋をして衰弱せしむるものはそれ此人力車かとの反對説もあつた。これは主として西人の觀察であり、稍誇大の譏はあらうが尤の次第である。それは兎に角、一方に西洋の新事物を移入せんとすれば、他方には頭から反對し、縦し反對せぬ道も、尙早の聲で打消さうとする。鐵道を敷設せんとすれば、それも尙早だといはれ、民

選議院の建白をすれば、それも尙早だといはれる。一方で楠公が官社に祀られるかと思へば、他方では湊川の討死は權助の首縊と同じだとけなす識者も飛出だすといふ始末で、到底國論の一致は望まれさうになつた。斯る混沌たる状態から國家の進運が一定の軌道を通つて一路成功に導かれて行つたのは、抑、何の要素がこれをして斯くあらしめたのであらう。

### 三 維新成功の要素

其一つは國民の間に改革の根柢についての豫備知識があり、理解のあつた事を數ふべきであらう。明治維新は幕府を仆して天皇の親政となすことを主たる目的とされて居つた。これ明治維新の理想とされた建武中興と共通の目的に外ならぬ。然るに前者が成功して後者が不成功に終つたのは何故であるかといへば、其原因もとより一ではなかつたが、主要なる別は一は國民の理解があつたのと、他はこれを缺いて居た爲めである。建武中興より宋儒の學説が傳へられて、一部識者の間に、大義名分の何者たるか知られて來たのは事實であるけれども、それは眞に少數の教養ある人士に止まつて、多數はこれについて、何等與り知るところなく、只百五十年來の武家の統制に依つて、生命財産の安全が保護されて居たのに憧憬して居たのと、當時の人心を支配した運命觀から、不人望なる平氏の北條氏が仆れた後は、源氏の棟梁たる足利氏が代つて第二の幕府を建設するであらう位にしか考へて居らず、後醍醐天皇の御理想たる公家一統の御世杯は彼等に取つて餘りに飛離れた「ユートピア」であつた。それに比べると、明治の維新には皮肉にも徳川幕府の朱子學を官學とした事から、尋で國學が起り、神道が盛んになつて、二百六十餘年の泰平の間に、尊皇論が鬱勃と



して勃興し、更に倒幕論さへも社會の一角に頭を擡げ出した。而かも當然最後の一人になる迄幕府を援けなければならぬ將軍の懿親たる御三家や親藩から社會の各方面に迄も、幕府に取つて危険なる思想が澎湃として浸潤し來つたのである。されば幕府の末路にこれを支持せんとしたものは、餘程大勢に暗かつたか、祖先以來の情實の離れ難かつたかでなければならぬ丈に、左迄有力なものでもなく、且つそれすら尊皇の一事に至つては、何人も共通の觀念を有たないものはなかつた。此國民に豫備知識の有るのと無いのとが、やがて改革事業成敗の分岐點となつたのである。

他の一つとしては、明治維新の原動力ともいふべきものが、二元的であつた事を擧ぐべきであらう。何をか二元的であつたといふに、由來明治維新には一般に均しく承認されて居つたところの二つの「モットー」があつた。一つは大政復古であり、一つは王政維新である。前者は歴史的回顧であるから保守的であつたが、後者は進歩的であつた。即ち一面始めは後醍醐天皇の建武の中興を理想に描いて幕府を仆し、天皇親政の世に復さうとされたものが、更に溯つて神武の創業となり、更に又溯つて天祖の肇業と昇り詰めて復古の頂點に達した。さうかと思つと、他面には從來の陋習を破り、知識を世界に求めて開國進取の國是を貫徹せんとしたのであつて、明治の維新が一口に御一新といはれたのは此半面を物語る言葉である。此二つのものは一見兩極端であつて、到底調和が望まれさうに思はれぬ。事實維新の経過を見れば、兩者の衝突がないではなかつたが、我國での歴史上の改革は常に此二つの原動力に依つて成立して居る。明治維新の最初の理想であつた建武の中興は、後醍醐天皇の御諡が、御在世の日に御自身御定になつたことを考へても、又天皇の御後

を承けられた後村上天皇の御諡から察しても、王朝の黄金時代といはれた醍醐村上兩帝の延喜天曆の御盛事に復されんとの御理想であつたことが窺はれるのであつて、これも一種の復古といふべきであらう。然るに後醍醐天皇には「朕ノ新儀ハ未來ノ先例ナリ」と仰せられて、頻りに先例に違つた新例を御始めになつたから、北朝にてはこれを物狂の沙汰として排斥された位であるが、此新政府は三年ならずして顛覆した。それより以前に改革の成功したものはといへば、孝徳天皇の大化の改革があつた。これも矢張り一面皇祖皇宗の御世に天下を統一して統治なされて居つた昔の姿に復されんとの復古的精神と、他面支那の王道主義や佛教の平等主義に依つて、當時文化程度の最も高かつた唐に隨逐せんとなされた進歩的精神との二つが、其中心となつて居たのである。

これには改革を行ふに當つて人心の不安騷擾を避くる爲め、それが決して新奇な改革ではなく、唯昔の狀態に復するのであるといつて安定を與へられんとした政略的意味もないではなかつたらうが、事實に於て當時の弊害を矯むるに、我特殊な君民關係の攪亂されない純真な上古の時代に復るといふことは、國民に取つて純正な國體觀念の意識であり、これに依つて武家が政權を壟斷するの不合理であることを認めて、其正路に復原させんとする努力ともなつた譯である。明治維新の場合も、神道や國學、國史等の知識は、此復古的精神を鼓吹し宣揚するに與つて大に力があつた。従つて武家を仆して天皇の親政が行はれ、引續いて太政官、神祇官の如き大寶令の官制の再現ともなり、宗教的には廢佛毀釋ともなり、基督教徒の迫害ともなつた。併しそれ丈では到底改革は行はるゝものでない。殊に對外的關係から所謂文明開化の進んだ西洋と併行して行



く迄には、皮相の文明を模倣しバラツク式の文明的施設を整へる丈でもなか／＼の努力を要した。五箇條の御誓文は即ち此進歩的精神の表現である。爾來更にこれを具體化させる爲めには大官學生の歐米派遣となつて其制度文物の移入に全力が拂はれ、洋物崇拜となり、鹿鳴館の舞踊會ともなつた。而して兩者の趣味感情の相違は一方が洋服を指して胡服と呼べば、他方は和服を斥けて蠻服といつたところにも現れて居る。

此二つのものが或は並行し、或は雁行し、或は又先後となり、一緒になつて行くところ迄行つた結果が、即ち明治の政治でもあれば、法律でもあり、社會でもあり、經濟でもあり、將た又一切の文化でもあつた。其間歐化主義が極端に走らうとすると、保守主義が頭を擡げて國體擁護運動を起して前途を遮り、保守主義が先駆しようとする、進歩主義が強く動いて世界の趨勢に順應すべく正路に引戻し、一方で破壊をしようとすると、民選議院の運動を見ても、條約改正を見ても、法典編纂を見ても、一つとしてさうした經過を取つて來ないものはなかつた。

此兩極端の相牽掣するところ、そこに漸進主義を以て穩健堅實なる經路を辿ることゝなつた。彼ルソノの民約説杯の影響を受けて、主權は人民にありといひ、議院にあるといひ、又君民の間にありといつた者もあつた他方に於て、其原約民約等架空捏造の妄言を信じ、君臣爭奪比隣搏噬の間に成るところの外國の國體を貴しとして我全美の國體を賤しとするものであるといつてこれを非難し、其極、大權を拘束するが如き憲法の制定にさへ反對するものもあつたが、遂に統治の大權は天皇が皇祖皇宗から御承繼になつてこれを御子孫に御傳へになるとする欽定憲法が生まれることゝなつた。由來我國の陸軍は英國を學んだものであるが、次

いで佛國がより勝れて居ることを發見してこれに改め、更に獨逸に移つた。これ獨逸の陸軍の最も優秀なるにも依つたが、又佛蘭西の共和政體よりも、獨逸の君主政治の方が我國體に近い點が、一入同國に親みを有たせたからである。

維新の初、彼薩長の如き最も熱心に攘夷を主張し開港を非としたものも、一朝外國と兵を交へて砲火の洗禮を受けると、翻然として昨の非を悟り、將來外國と競争するには、學術を盛んにするの外はないと、率先して外國に留學させる爲めに、最も多くの子弟を出したのも亦薩長であつた。而して是等の留學生は歸朝後何れも皆熱心なる開國論者となつて國民を指導して居る。

次に明治の維新は君臣の接近であつた。是迄皇室と國民との間に高い／＼の障壁が設けられて近づきも、規きも出來なかつたことが七百年にも及んだから、國民はおしなべて天皇を現神と崇め奉つて居はしたものの、八重九重の雲の上に隔てられて何事のおはしますかを知り得なかつた。それが天皇の親政が實現されると共に、國民はこゝに始めて近く天日を拜することが出來たのである。これは稍後の事ではあるが、明治の初年に御宸影を地方の府縣に奉安して日を限つて人民に展拜させると、陸續として群り集まるもの引きも切らず、何日も／＼日延べしたことがある。況んや景行天皇に御私淑遊ばされた明治天皇が、親しく東北や九州に御巡幸にならせられて人民に天顔を拜せしめたまふたに於てをや。主權人民にありといふが如き理論的な學説は、此くの如き君民間の純情に依つて一蹴されて了つた。

幕府の瓦解と共に、普天の下、土地は王土であり、率土の濱、人民は王臣であつて、何人も私すべきでな



いとの天皇に對し奉れる國民意識がこゝに復活した。それが將軍の思ひ切つた大政奉還ともなれば、諸藩主の惜氣もない版籍奉還ともなつたのである。これは獨り將軍や大名ばかりではなく、民間に於ても是迄所有して居た土地を無償でやるといつても貰ひ手のなかつた時代である。當時若しお上の爲めといふことであつたなれば、案外容易に土地の國有が行はれたかも知れぬと思はれる。明治維新の前途に横つた一大障礙であつた財政の困難が無事に切抜けられたについても、財政家の大手腕に依るの外、人心の奥底に潜流して居た此利に淡い一般の犠牲的精神が手傳つて居たことを忘れてはならぬ。

併し將軍の專制に代つて現れたのが君主の專制であつてはならぬ。大化の改革の詔にも萬民を治むるに獨制すべからず、必ず臣の翼を須つ、代々の我皇祖も卿が祖考と俱に治められたから、朕も卿等と共に治めると仰せられて、君民の同治を高調なされて居るが、これに反して建武の中興は實に極端なる君主專制であつたから、此點に大なる缺陷のあつたことが新政に取つて有力なる敗因となつた。然るに明治の維新には萬機公論に決すと仰せられて、初めから會議及び選舉の精神が溢れて居つた。中央政府から地方の府縣郡村に至る迄皆それでないものはなく、民選議院から地方長官會議、國會を始め中央地方に互つて、どこにも衆議を盡くすべき會議の氣分が横溢せぬはなく、一時大臣知事の公選（選舉人が局限されて居たとはいへ）さへ行はれたことがあつて、そこに立憲政治が基礎附けられて來た。

次が人民の發見である。斯くいへば言聊か奇矯の嫌はあらうが、實際人民なる言葉が詔勅を始め各種の公文書に現れたことの多きは明治以後の出來事である。四民平等の大旗幟の下に士族の特權は剝がれて平民にも賦與され、小學校の設立からは教育の機會均等、徴兵令の實施からは兵役の機會均等が徹底され、其極、遂に穢多の平民籍編入となつた。これ明治以前幕末からの一部の進歩思想であつたとはいへ、多數は未だそこ迄は進歩的でも開放的でもなかつた。而かも此改革は當時にあつては憐れむべき同胞自身の要求から出たものでもなく、勿論國民一般の希望でもなかつたが、一部識者の理想が明治天皇の御仁慈の下に實現されたのである。さうかと思へば、舊藩主の間にも位階を有することは改革の精神たる平等主義に合はぬからといつて、位階返上を乞うて許されたものさへある。明治初年の斯る博宏雄大なる根本精神からいへば、華士族平民の制は寧ろ無意義であり不徹底でもあつたといへるが、併し今は殆ど無意味になつた士族の名稱すらも、これを廢せんとすれば、反對が起る程であるから、當時の苦心も買はねばなるまい。

次に士族は此改革の制に利害關係の最も深刻であつた丈に、其反抗は改革の暗礁として最も恐れられて居た。實際彼等は斷髮廢刀を嫌ひ、大に悟つて歸農したもの迄一刀をたばさんで田を耕すといふ奇觀もあつたが、明治政府の果斷に依つて其反對は強壓され、多少の蠢動はあつても、何等の統制がない爲めに大事に至らなかつた。併し國民中最も教養あるものは彼等であつたから、一度頓悟すれば又強いところがあつた。是迄の劍を辯論に代へて政界の中心人物となつたものも士族であれば、學問教育其他に互つて一世の指導者となつたものも士族であり、又劍を牙籌に代へて大規模の商工業や外國貿易運輸事業等を起したのも亦寧ろ士族出身の實業家が多かつた。是迄餘り世に知られて居らぬ一例を擧ぐるならば、生命保險の起源がある。明治時代に生命保險の起源としては同十三年に安田善次郎、銀林綱男、成島柳北等が同志五百名と共濟五百



名社なるものを設けて社員の中の死亡したものに對して互に贖金して千圓を遺族に贈ることとしたことが擧げられて居るが、實は若山儀一氏が米國にあつた際始めて彼地に行はるゝ生命保險の社會政策上必要なることを認めて深く其方法を究め、歸朝後熱心に大官富豪に説き廻つたけれども、全然新事業の事でもあり、其開始には多くの準備金を要するが、さりとて單なる營利の目的からは可なり危険性も伴ふやうに思はれて賛成はしても進んで努力して呉れるものがなく、氏はこれが爲めに殆ど其産を傾けるに至つた。けれども不屈不撓の精神を以て朝野に奔走し、時の大藏卿の大隈重信氏も認められ、安田善次郎氏等の富豪も遂に出資を承諾して會社の創設を見る迄に至つたことが其手記に見える。然るに安田氏は初めは純營利的の立場から保險の採算法に疑議を挾んで諒解に苦み、同僚が同意すれば自身も賛成しようといふが如き寧ろ傍觀的態度を取つたから、若山氏は保險事業の目的が寧ろ公益にあつて、他の純營利的な事業と異るといつて、安田氏の無理解を嫌らず思つて居たやうに見える。而かも安田氏の共濟五百名社も若山氏の説に啓發された思附であつたから、安田氏は豫め主唱者たる同氏の諒解を求め、同氏は結局其發起に係る生命保險事業の成立を促進する爲めにも喜ばしい事であるとの回答を與へて居る。若山氏は實に我保險事業の一大恩人と謂はねばならぬ。今日最も有利で安全と看做されて居る保險事業も、其初に遡つて考へて見れば、意想外な生みの惱みのあつたことが知れるが、其主なるものは打算的な商人の説服にあつた。區々たる採算を超越して大局から大事業に手を染めたものは士族出身の實業家に多く、従つて蹉跎しては士族の商法と笑はれもしたけれども、又多大の成功を収めて巨萬の富を積んだものも彼等の中から輩出して居るのである。

前には一般的に見て國民が改革の根柢に理解のあつたことを説いたが、こゝには更に階級的に見て士族の新政に對して無理解なものゝ多かつたに反して、國民の大多數を占むる平民が此新政の味方であつたことを附加へたい。當時頑冥なる士族は往々彼等を煽動して味方に附け大事を擧げんとしたのもあつた。それが實現されたならば、事面倒と思はれたが、彼等は租税が從來の苛征誅求に比して軽減され、財産も從來の不安危険に對して保障され、且又身分上の屈辱的差別待遇も撤廢されたのであるから、是等の對照より見たならば新政に對して謳歌こそすれ、怨嗟すべき理由は何處にもなかつた。勿論明治時代にあつても、農民の揆は相當にあつたが、彼等は此種の盲目的暴動を除いては滅多に士族の煽動に乗らうとせなかつた。彼徴兵に對する暴動の如きも、全然兒戯に類する無理解から來たものであつて、彼等の子弟も一度兵營生活を體驗したものは、衣食住共恵まれない農家の生活に比して比較にならぬ程の潤澤であることが判り、これを家郷に報道した爲めに、頓に壯丁の入營熱を高め、我れも〜と競うて志願するの風となつた。西南戦争に於て農民兵の士族兵に對して何等の遜色がなく、否、寧ろ優越であつたことは、一層社會の覺醒を促し、事實上から四民平等主義を徹底させるに至つたのである。

次には國民が對外的に自國を強く意識した事を擧ぐべきであらう。幕末維新の際の無知な排外的暴動が累をなして諸外國から屈辱的條件を強ひられた結果、明治維新後の外交關係は可なり困難でもあり、時には又險惡でもあつて、國運の將來は岌々乎として危きやうに思はれた。それが又所謂神州の獨立の爲めに、官民を擧つて奮闘努力を續けさせる原動力ともなつたのである。何人も斯ういふ機會には最もよく我國をみつめ



ることが出来る。斷末魔の幕府でさへ國家の將來の爲めに斷乎として佛國の援助の申出を斷つた。明治天皇が明治元年の宸翰に「何ヲ以テ萬國ニ對立シ、列祖ニ事へ奉ランヤ」と仰せられた大御言に、外交上の御軫念の如何に深かつたかを拜察すべきである。當時木戸孝允の上書の中にも「維新政治ノ失敗ヨリ制ヲ外國ニ受クルニ至ラン。則チ一新ノ政道以テ人民ノ禍ヲ致スニ足ラン」といつて居るのは、亦外交の難局を如實に語つて居る。是迄の鎖國論者をして一朝開國論者に豹變させたのもこれが爲めであり、富國強兵が政策の中心となつたのも兵力の強く財物の裕かな外國に對抗せんが爲めであつた。

當時の外交當局が手を換へ品を代へて、少しにても國民の屈辱的條件を矯めんと努めた涙ぐましい努力や、これが爲めに拂つた貴い犠牲は、現代の國民の均しく感謝すべきところである。當年對外硬といはれ對外軟といはれて或は國民の支持を受け或は其反對を蒙つたのも、要は程度の問題であつて、誰か一身の功名の爲めに我國家を賣らうとしたものがあらう。稅權や法權の獨立から完全なる對等條約に導いたのは、何れも彼等の努力の結晶であり蓄積であつた。(昭和二、九)

### 第三 明治史の光明面

#### 一 光明の閃

明治九年、我全權公使森有禮が支那に赴いて李鴻章と談判を重ねた時の事、將來亞細亞と歐羅巴との交際如何の状を見るに至るべきかとの李の問に對して、森は余も亦亞細亞人ではあるが、鄙見に據ると、亞細亞が歐羅巴と互角の地位になり得るは幾百年後の事であらう、今日の亞細亞の俗が下賤野卑で禽獸を去ること遠からぬは、人間の母でもあり、一國一家の母でもあるところの貴重なる婦人を卑み、これを遇することの無道なる殆ど獸類を遇するに等しいのでも知れると答へたので、道の李もあつげに取られて、これは甚だ奇異の論である、閣下は西教の徒かといつたさうである。歐米を二回も視察して、一廉の西洋通となり濟ました森の眼には、當年の亞細亞の未開蒙昧が只忌はしくも呪はしくも映じた事であらう。而かも其亞細亞の一角に位する叢爾たる島帝國が、僅々五十年経つか經たぬ中に、早や歐米の或る諸國をも凌駕して、世界五大強國の一に伍するに至らうとは夢にも思ひ設けなかつた。

實際明治初年の我文化を單へに其暗黒面から窺つたならば、官吏の横暴、士族の頑冥、平民の無理解等から、政治上に社交上に種々の醜陋なる事相が活動寫眞のフィルムに如くにそれからそれへと演出され、具眼者をして笑止とも滑稽とも思はせ、西洋かぶれの人には嫌氣を起させたのも無理はなかつたが、三百年鎖國の夢から醒めたか醒めぬか猶ほ夢現の間にあつたところの我國民が遽に目まぐるしい程の急激なる各種の變革に遭つたのであるから、彼等の判斷や態度の、ともすれば正鵠を失ひ平靜を缺いだことも、亦多分の諒恕すべき點があつたと謂はなければならぬ。

然らば我國民は如何にして斯くも識者の豫想を裏切つて逸早く、それらの暗黒面から光明の世界に脱け出すことが出来たであらうか。此謎を解くにはもとより微妙なる時の動きと其力とを見通す譯に行かぬが、同



時に暗黒の世界に絶えずほの見えて居た光明の閃が、時の流れにつれて、さながら彗星の尾の光の如く、次第に大をなしつつ、赫々たる光輝を放つて暗黒面の征服に打勝つたことも閑却出来まいと思はれる。私はこれからそれらの斷續的に起つた閃が、明治の文化を光明の世界に導いて行つた跡を追うて、明治維新に纏はる各種の謎を解くに何程かのヒントを與へたい。

## 二 政界の新風潮

明治維新の風雲を捲き起した原動力は決して單純ではなく、保守派もあれば進歩派もあり、同じ進歩派にも急進派もあれば漸進派もあつた。併し其何れもを通じて現状打破には一致して居たのである。あらゆる因襲から脱却して、新しい見地から事物を見詰めるといふ氣分は、斯うした時でもなければ味はれない、眞に千載一遇の時機であつた。先づ政治の方面に眼を注いで見ると、明治の劈頭第一に國是を御定になつて神明に誓はせられた明治天皇の五箇條の御誓文の第一條に「廣く會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」とある會議は、近代的のそれとは異つて所謂列侯會議を意味して居り、平民迄を含んで居ないと思はれるが、それにしても會議といひ、公論といふは公議輿論の語と共に此時代のモットーとして識者の口癖としたところである。諸藩の貢士を以て公議輿論を代表させ、貢士を以て公務人とし、後公議人と改め、公議所に詰めさせられたことや、(明治元年)天下の衆議公論を以て國是の大基礎を確定せんが爲めに、東京在勤の五等官以上のものからそれ／＼忌憚なき意見書の提出を命ぜられたことも、(明治二年)又公議所が集議院となり、藩選議員の集議院が官選議員の左院となつたことも、(明治四年)皆同一の精神の發露でないものはなかつた。彼明治七年

の地方官會議の開催の如きも、五箇條の御誓文の精神に基いて、全國の人民に代つて協同公議を盡くさせられたものである。これを人民の公選に依る代議制度に比すれば、もとより多大の距離があるとはいへ、民度が一般に猶ほ低級にあつた過渡期に於ては、代議制度に導くところの一中間機關になり得たことは彼民選議院の提唱が、左院から出たのを見ても、思ひ半ばに過ぎるであらう。斯くして憲政は生れ出でたのである。

所謂萬機公論に決すといふことの重大なる結果は、それが君主獨裁政治の終熄其者であつたからである。昔は大化改革の母法とも看做すべき聖德太子の憲法十七條に「夫事不可獨斷、必與衆宜論、少事是輕、不可必衆、唯速論大事、若疑有失、故與衆相辯、辭則得理」と見えるは、大化二年の詔に「夫君於天地之間、而宰萬民者、不可獨制、要須臣翼、由是代々之我皇祖等共卿祖考俱治」と仰せられたことと正に相一致して居る。其君主の獨制を不可として朝臣の扶翼に俟たんとせられ、殊に衆と共に論ずべしといはれたあたりは、五箇條の御誓文と恰も符節を合して居るものではなからうか。これを見ても、前後の間に何等か共通の改革氣分のあることが思ひやられよう。

洋の東西を問はず、改革や革命の行はるゝところ、そこには一人若しくは少數者の獨斷擅行から各種の情弊が其極に達して居ないものはない。其根本的革新を圖るものが全然正反對の立場から衆智を集め、公論に聽くに傾くは當然の成行である。暴君の專制政治や貴族僧侶の壓制政治に反對して共和政治の起つたことは、其一つの表現と見るべきである。少數の閥族政治の顛覆に依つて成立したところの大化の改革と、將軍の獨裁政治の衰亡に伴つて成立した明治の維新との間に或る共通なるものゝあるべきは、今更言ふ迄もあるまい。



是時に當つて獨裁を排し衆議を盡くすを可とするの議論と其實行とは一部識者の首唱といはんよりも、寧ろ全時代の聲といふべきものであつて、必ずしも外國の知識を假りた譯ではなかつた。明治維新の場合に於ても、會議や公議を尊重するの意見が既に幕末に於て論議を重ねられたのでも知れよう。

さりとて大化明治共に其思想の背景に於て外國的な色彩の混入を全然否定し去るものがあらば、それはみづから欺くものであらう。前者にあつては支那の色彩が濃厚であり、又後者にあつては歐米の色彩に彩られて居る。従つて前者が「衆」といひ「臣」といふも、それは寧ろ少數なる官僚を意味するに止まつて居たが、後者は縦し順序として、同じく官僚や士族を先きにしたとしても、結局は平民をも抱擁するところの一般人民に迄擴充されなければ已まなかつた。五箇條の御誓文に「上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ」といはれ、又「官武一途庶民ニ至ルマテ各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス」といはれた字句の上にも其精神の現れを掩ふことが出来ぬ。

此會議の風潮は獨り中央ばかりでなく、地方に於ても亦滔々として瀾漫して行つた。こゝに一二の例を擧ぐれば高知縣の如きは、毎月三八の日を以て少屬以上の會議を行ひ、廳内各課長より令、參事に伺出の上上局の決し難きものを其審議に附することにして居た。(明治七年)熊谷縣の如きは管下の秩父、高崎、熊谷等の民情氣風を異にしたものがあつたから、舊入間縣の管下を南組とし、舊群馬縣の管下を北組として、各組一定の日を設け縣令臨席して議事を行つたが、其後南北合併して、毎月一回會議を開くことに改め、二三回これを試みたものゝ、兎角議論が折合ひ兼ねた爲めに、再び南北二組に分つて開會することに復した。(明治七年)

これ一つは當時縣の分合が不自然に行はれたのにも依つたらうが、一つは封建制據の餘風が猶ほ消え失せなかつた爲めでもあつたらう。此會議の内容は明らかでないが、筑摩縣の如きは議事所を縣廳内に設けて毎月十六日を開會日として居る。議員は管内の區長、戸長、神官等の中から六十餘名を選任し、縣令、參事を始め屬以下が出席して事務上の疑問を解決し、民間の不便を改めんが爲め議題を設けて審議をなすこととして居た。(明治六年)其他區戸長のみを召集して會議を開催することもあつた。新潟縣の如きがそれである。同縣では縣下各區戸長約二百餘名を縣廳に召集して、先づ議題を交付し、三日間の熟考期を與へた後、書面を以て意見を述べさせ、更に日を期して會議を開催し、縣令が出席して、一々議案を讀み乍ら説明を加へ、五日の後に散會した。

これは縣主催の區戸長會議であるが、此會議の風潮は更に民間に迄行渡つたらしく、或地方では(名東縣の如き)大區會、小區會を設け、年齢二十歳以上の戸主の互選に依つて二十人の議員を選舉し、一箇年を任期として地方公共の問題を議したものがあり、又他の地方では(例へば讃岐國山田郡の如き)郡中の區戸長を始め、各村の有志が寺院杯に一箇月に二回づゝ會合して、郡内の利害得失について協議したところもあつた。それらの中には、地方官の意を承けて開かれたものもないではないが、又彼等の自發的自主的な會議であつて、何等官憲の干渉を受けぬものもあつた。一寸考へると、郡役所廢止以前に於ける郡會の起源であるかの如くに見えようが、當時行政區畫としては府縣の下に區があつて區戸長を置かれて居たけれども、郡役所の如きものはなかつたのであつて、却て郡役所廢止後の今日に似て居り、一種の民會とも謂ふべきもので



あつた。

以上は中央から地方へかけての各種の會議について單に其一端を擧げた迄であるが、明治八年の地方官會議の席上、木戸議長の説明に據ると、當時全國府縣の民會を開くものが七縣、區戸長會を開くものが一府十二縣の多きに及んで居たとの事である。以て會議流行の兆を卜すべきではあるまいか。其他政府の施政方針に反對した士族や兵士乃至農民等の隨時隨處に開催した會議はもとより變態ではあつたが、會議の必要が一般に認められた一つの實例とするに足りよう。

此公議輿論を尊重して獨裁專制を排斥すること、共に、官吏の公選や其任期に制限を加へた事柄も確に人材に渴した時代思想の一つの現はれであつた。前者は中央に於ては、内閣總理大臣ともいふべき輔相以下、地方に於ても、藩の家老たる執政參政以下に及んで居る。而かもそれが單なる法制上の明文であつたばかりでなく、明治の初年に於ては、現に其實施を見たのである。後者は彼五箇條の御誓文の草案に於て、貢士若しくは徴士）期限を以て賢才に讓るべしとの一條があつたことでも、其新陳代謝が如何に重きを置かれつゝあつたかを察すべきであらう。

### 三 社會の特相

明治維新は言ふ迄もなく、社會の大變革であつたが、これに依つて最も深刻なる打撃を蒙つたものは何といつても武士階級であつた。それ丈頑冥不靈で新政に不平を唱へ、反感を抱き、舊藩の復活を望み、新政府の顛覆を希つたものも、殆ど此階級に止めを刺したといつてよい。それ丈又彼等は新政府に取つては、さな

がら一大敵國の觀を呈しつゝあつた。

さり乍ら中央といはず、地方といはず、當年政爭の中心人物として盛んに活躍を續けつゝあつたものも士族であれば、教育の主腦も亦彼等であつた。商業すら其規模の大なるものは多くは純商人よりも寧ろ武士の前身から歸商したところの彼等に依つて計畫もされ達成もされた。これ武士の傳統的氣質や其修養が此大變革に善處すべき素質として恵まれ、従つて其適材をも生むに至つたものである。當時からして庶民の參政は望ましい事に思はれて居ないではなかつたが、彼等にそれらの素養の缺けて居る間は、これらを公平に考へても、其實行は頗る困難であつた。明治の初年に於て、諸藩の貢士や官選の議員を以て公議輿論を代表させることゝしたのは餘儀ない次第であつたらう。

其中に庶民參政の機會は、下層の行政區畫たる區に依つて與へられた。租税の賦課其他彼等の生活上に利害を及ぼすべき諸問題について忌憚なき討議を命ぜられた彼等は「感涙を拂ひ」乍ら決議事項の答申に及んだものである。彼等の參政に對する訓練は遂に府縣から一國の議會に臨むに堪へさせられた。此くの如きは獨り參政問題ばかりではなく、移して以てすべての場合に適用すべきである。

新政に依つて最も利益を受けたものは庶民であつた。彼等は藩政時代に於ける御用金、年貢、物成等のあらゆる苛征誅求から免れて、田畠の所有權は確保され、平民の無意義な名稱を冠せられて居つても、明治の初年に於ける士族の刑法の差別的規定が撤廢された後には、法の前に平等となり、教育は機會均等を得、兵役も全國皆兵の前に平等無差別となり了つた。多年下層民として虐げられつゝあつた彼等は、義理としても



新政に謳歌し悦服せざるを得なかつたのである。

而かも各其分に安んずべく運命附けられた平民は、これ文明瞭な事實をも充分に自覺する迄には可なり多くの時間を要した。彼等の中でも商人は其職業關係から、比較的時勢の推移に順應するの好適な地位に置かれたが、農民は聊かこれに反して居た。彼等は教育の普及の爲めに小學校の開校に要する經費の寄附を求められても、農家に學問は不要であるといつてこれを拒み、(熊谷縣の場合)又學問といへば、大學、論語の如きものを讀むことゝのみ心得、斯る學問は子弟を生意氣にし、農業の妨となつて生活の困難を來たすといつてこれに反對し、(愛媛縣の場合)縦し出金を承諾するにしても、子弟の入學を強ひられぬことを交換條件の如くに歎願した。彼等の一揆を起した場合は、此小學校と、府縣官の旨を承けて彼等に設立の諒解を求めるに力めた區戸長の邸宅とが眞先に襲撃を受けて焼拂はれたものである。(鳥取縣、北條縣等の場合)

それが一朝理解されて來ると、彼區會に於ける忌憚なき討議に感涙を拂つた如く、彼等は嘗に快く賦課に應じたばかりでなく、器物食物の類迄提供して學校の設備の不完全や教員の月給の菲薄を補ふに努め、十歳前後の少年を競うて入學させた。(飾磨縣の場合)甚だしきに至つては、各區間に校舎設立の競争を生じ、甲區に宏壯な建物が出來ると、乙區も我れ劣らじと金員を寄附する爲め、長野縣の如きは寄附總額金二十一萬圓許、生徒の總數約二萬三十四人に達した。(明治七年)

徴兵の如きも、初めは血税の文字の誤解杯から一揆暴動を起すに至つた程であるが、試みに當時最もこれに反對した農民の主張を擧げて見ると、先づ斯うであつた。

百姓共膏ヲ取ラレ、血ヲ取ラレ候杯騒ギ立ツ所以ノモノハ、當時何事ニヨラズ、税金相掛リ、是則チ上ヨリ民ノ膏血ヲ御取リ被成候道理ナリ。且ツ又百姓ニテハ中々軍サ杯ノ出來ルモノハ之レナク、百姓ハ百姓ノ業アリテ、第一、米ヲ作り、銘々御年貢相納メ、格別天朝ノ御厄介ニ相成リ候モノニ之レナク、夫レヲ軍サニ御差出相成リ候儀、何分御趣意不相分、夫レヨリモ當時舊藩々ノ士族非役ニテ、家祿ヲ頂戴相成居、殊ニ從來武藝ハ手馴レノ事ニテ、其爲ノ士族ニ候得ハ、是ヨリ御募リ相成リ候儀當然ナリ、且ツ百姓ハ十七八歳ヨリ農業相働キ、一家活計ヲ立テ候肝要ノ時ニテ、夫レヲ御取リ上ケ相成リ候テハ甚ダ難澁、罪人トテモ伏罪ノ上ニ之レナクテハ御處刑ニ不相成、百姓トテモ承服致サルモノヲ強テ兵隊ニ御取立相成リ候トキハ、則チ御無理ト申スモノナリ、其御無理アルトキハ、百姓ニテモ一揆ヲ起スヨリ外之レナシ、彼等は其子弟の軍隊に召集されるを處刑と同一視して忌避せんとしたものである。而かもこれが「村中頑固ニシテ少シ事ノ譯ルヨウナモノ」の反對理由であつたといふから呆れざるを得まい。(愛媛縣の場合)

併しこれとて所謂御趣意が判つて見れば、諒解が早い。彼等は最初生別の積で泣き分れをして子弟を營所に送つたものゝ、營所の生活は服装といひ食料といひ、父の膝下に於ける困窮の生活とは雲泥の差であるとの子弟の報知を得てからは却て有頂天になつて、此意外の喜悅を隣保に分つた爲め、壯丁は競うて入營を望むに至つたのである。これ彼等が新政に依つて根本的に救はれた上に、士族の如く舊制度に對する妄執がなかつた爲めに外ならぬ。地券の調査に依つて地租の減額が確實となつた場合に於ても、彼等は中心善政を謳歌して、最早如何に士族が煽動を試みても些の動搖も受けまいといはれた。秋田の如きは士族は固陋である



から、先づ平民を開明に導いて然る後士族に及ぼすの方針を執つた程である。筑前では農商の富豪が自宅に私塾を設けて教師に士族を雇ひ細民の教育を委ねた。(明治五年)そこにも明治新政府の社會政策成功の曙光が明らかに看取されよう。

明治政府の社會改革は多年虐げられつゝあつた穢多、非人の稱號を廢して平民籍に編入したことに依つて(明治四年)其最頂點に達した。併し又政府の學校設置と共に、娼婦、飯盛、藝妓の廢止を斷行せんとした事も、それが或意味に於て、奴隸の解放である丈に其重要性を認めざるを得ない。熊谷縣の如きは縣下の宿驛に飯盛賣女の解放を行つた後は唯藝妓酌人のみ一定の税を課して許可したが、獨り本庄驛丈は其地に學校を設立する爲めに、飯盛は勿論、藝妓酌人等に至る迄一切これを禁止した。其後學校は熊谷に移されたから、藝妓酌人の復活を宿中より歎願して見たけれども、縣官は其不良の商業であるが爲めに一旦廢絶した上は再興聽届け難いと説諭した。廢娼の實行困難なる事は縣官に於てもこれを知つて居ないではなかつたから、管内三箇所に限つて設置を許すの議があつたけれども、斯くては其三箇所以外の宿驛が寂寥に屬して多少の苦情もあらうかと沙汰止みになつたとの事である。(明治七年)彼秘魯國の商船が清國民の奴隸を載せて横濱に寄港したのを抑留して國際問題となつたのは明治五年の事であつた。縱し此廢娼は地方官の方針に依つて不徹底に終つたとはいへ、教育と關係して深甚の考慮が拂はれ、一部の實施を見たことは、此時代の社會政策を回顧する上に於て閉却することが出来まい。(昭和二、一二)

## 第四 大正時代

### 一 大正天皇の御治蹟

大正天皇の御登遐に遭うて國民が深き哀愁に鎖されて居た諒闇の一年は過ぎて、昭和も三年を數ふることとなつては、大正時代に對する印象もおのづから薄れ行くは餘儀なき次第であらう。さり乍ら明治時代の檢討が今更の如く大方の注意を惹きつゝあるを思へば、其延長としての大正時代も、何時かは研究の俎上に上されぬ筈はあるまい。今に於て簡略乍ら此時代の追憶を筆にするは敢て無意義な事とせないであらう。

大正天皇の御治世は前後約十五年であつて、歷朝の間ではもとより長くもなかつた。矧して大正十年からは御惱の爲めに大政の御親裁がなく、猶ほ春秋に富ませたまひ乍ら、遂に神去りましたのは返すも恐多く御痛ましき事共である。思へば御幼沖の折から蒲柳の御質であらせられた上に、輕からぬ御惱にも一再ならず罹らせたまうた。明治天皇には皇子皇女の御早世遊ばされた後とて、御慈みも御心遣も一と入にましとし、常に御學問よりも御健康をとの大御心を御側近に仰出だされたるやに洩れ承つた。

併し遺に不世出の聖天子にまします明治天皇の御直宮にわたらせられた丈に、大正天皇には御生れながらにして英明の資を承けさせられ、御本性は御潤達で、殊に御記憶に富ませられ、御仁慈深く、御趣味豊かに、勇ましき御乗馬の術に長じたまふかと見れば、又漢詩、御書をも善くしたまひ、佛語にも御堪能であらせら



れたと承はる。寶算十一歳の時に皇太子に立てられたまうてから、二十三年の久しき東宮にましく、其間陸海軍の軍務をも見そなはされ、明治時代の二大外戦たる日清日露の戦役にも遣はせられ、國內は残る隈なく御巡歴になつて偏く民情を御視察遊ばされ、遂には金枝玉葉の御身を以て、海を渡らせられて韓國に迄も御足跡を印したまひ、我國史上に破天荒の例を開かせられた。當時日韓新協約が成立して程なく、韓國の人心安定を缺いで居つたにも拘らず、非常の御熱心を以て朝鮮語をさへ學ばせられ、重大なる御使命を御無事に果させられて、間もなく韓國太子來朝の機運をも開かせられた。

これを歴史に徴するに、歷朝最も英明なる御方々は永く皇儲に備はらせたまうて世態人情を窮めさせられた御方々に多い。天智天皇の如き後三條天皇の如き皆さうであつた。別して大正天皇には永く明治天皇に御親炙遊ばされて御直に天皇學を受けさせたまうたのであるから、御健康だに優れさせられたならば、御治蹟の數々をも残したまふべきは申すも畏い事で、御踐祚の當時の歐米の新聞にも、新教育を受けさせたまうた天皇の御治世が日本の新文明の創造を生み出されるであらうと多大の期待と同情とを寄せ奉つたものである。併し今日御一代の御治蹟を回顧し奉れば、長からぬ御治世に比しては内外に亘つて各種の重大問題が次ぎ次ぎに續出し、極めて多事多難な時代であつたが、天皇は此間に善處したまうて、多くの御偉業を残させたまひ、中には歴史上眞に劃期的のものさへある。而かも此難局に際して日夜政務にいそしみ、御無理を遊ばされたことが、後年攝政を置きたまふ程の御惱に導き奉つたとの發表に接したことは、思出すだに涙であつて、今年乍ら報謝の念を新たにす。

## 二 皇 室

大正時代の文化の發展の跡を尋るに當つて、先づ思ひ浮べらるゝは皇室の御事である。明治天皇の時に帝國憲法と共に皇室典範を始めとして登極令其他皇室の諸令を御制定になつて居たが、大正天皇の即位の禮、大嘗祭が京都に於て行はれたのは即ち皇室典範登極令の最初の御實施であつた。併し未だ完備せぬものがあつたから、引續いて帝室制度審議會の議に附せられ、それが天皇御治世の最後になつて大正十五年十月二十一日完成し、後世に向つて永く皇室制度の範を垂れられた。長慶天皇は古來南朝に於て皇位に即かせられたともいひ、又さうでなかつたともいひ、史家の間に諸説紛々として一定せなかつたから、明治天皇の御世に南北朝問題の盛んに論議された時にも、南朝を正位とすとの御聖斷はあつたが、長慶天皇は他日御在位の事實が判明する迄は御歴代の中に加へたまふことを御見合になつて居たのである。然るに臨時御歴代史實考査委員會の審議を経て、天皇御在位の事實を明確にするに及んで、右皇室諸令の公布と同時に、新たに御歴代の中に第九十八代長慶天皇の御一代を加へられ、従つて大正天皇は百二十三代、今上天皇は百二十四代と御定りになつたのは古來の史上の大疑案を解決されたものであつて、世人の記憶に新たなる事實である。

皇室に於ては古來の御慣例に依らせられて御腹の變らせられた皇子女のおはしますを例としたが、大正天皇の御代になつて、こゝに始めて其跡を絶たれた事は、寔に國民道德の軌範を示された難有事共である。大正天皇は又御淑徳高くまします皇后との御間に皇子の御四方がまします、何れも皆優れて御聰明にましますこと申すも愚かである。別して今上陛下には皇太子として英國に渡らせられ、御序を以て歐洲先進文明



國元首とも親しく御交りになり、又其文物をも御究めになつた。秩父宮殿下も後れて御渡英になつて、彼地の大學教育を御受けになつた事は何れも國史あつて以來未曾有の新例である。大正天皇の斯る貴き御裁斷は我國運の發展と共に遠き將來の爲めを思召した遠大なる叡慮に基いて居たこと、拜察するのである。其他の皇族の海外に御學びになる御方の此御代に多かつたのも、亦同じ意味の御盛事と申されよう。

更に明治天皇の御世には皇族は必ず軍職に就かるゝを以て原則とされたのであるが、大正天皇に至つては、それが幾分御ゆるやかになつて、御志望に依つてはそれゝ其御長所について御學修になるべき新例を御開きになつた事も、亦深遠なる思召に出でたことであらう。現に軍職にあらせらるゝ秩父宮の如きも、オックスフォード大學では人文科學を學ばせられたと承はる。山階宮藤麿王殿下が東京帝國大學文學部の一學生として國史を御專攻になり、皇族としては最初の文學士にならせたまうたのも特筆すべき事ではなければならぬ。斯くて竹の園生の御繁榮と共に、皇室と國民との間が一層接近した事も此時代の一美事である。誼は君臣にして情は父子とは大正天皇の即位の禮に當つて宣はせられた大御言であるが、其眞率なる實現は我國に於て始めて望まれよう。天皇の御大漸に際して我國民の示した誠意の發露は、抑へんとして抑ふること能はざる國民性の現はれであつたが、當時米國の或新聞に、我國民が如何にパリーの流行服を着けても、昔乍らの舊衣を脱し得らるゝものでないと冷評して居た。此國民の心事は到底米人等に理解し得らるべきでない。其間大戰の結果、革命が行はれて各國の皇室の間に幾多悲劇の演ぜられた中に、獨り我皇室の日増に隆昌を加へさせらるゝは決して偶然であるまいと思はれる。

### 三 政變の教訓

明治天皇の崩御を以て始まつた大正時代は、其劈頭から既に多事であつた。諒闇中にも拘らず、内閣は二度も更迭を見た。其中一度は西園寺内閣が内訌から瓦解したのであるけれども、二度目の桂内閣は所謂憲政擁護の運動から民衆の直接行動に依つて崩壊を餘儀なくされたのである。議會の包圍、新聞社の襲撃、交番の焼打等が帝國の中央で行はれた杯、思起すだに無限の嫌惡を覺える。而かも此難局を収めた山本内閣も所謂シーメンス事件の爲めに輿論の總攻撃に遭つて倒潰した。爾來内閣は幾たびか更迭し、其間首相が刺客に刺される杯の不祥事さへ惹起されたけれども、大正時代を通じて行はれた政變の残した教訓は、政黨に基調を置かぬところの内閣は成立せぬといふ一事であつた。これは確に大正時代の示した政治の要諦である。而してこれ大正天皇が偏へに明治の大業を失墜されまじとのみ思召されて、明治天皇の御治蹟に倣はせられ、元老に樞機を御諮りになつて、民意のあるところを御明察になり、これを導きこれを御容れなされた成果に外ならぬ。

只其政黨政治には猶ほ改善すべき餘地のあるものが多々あつた。それは種々の方法を以てすべきであらうが、識者の間には從來の制限選舉を廢して普通選舉に據るが最善の方法と思惟された。此法案の通過については種々の波瀾があつたけれども、大正十四年遂に御裁可に依つて普通選舉法の成立を見、國民參政權の範圍の擴張された事は我政治史上に於て劃期的の事といへよう。

大正十二年郡制廢止の實施は又地方制度に取つての一大改革である。これに依つて府縣と町村との間に仲



介機關を失つた事が多少の不便を感じられて居るけれども、明治の初年に郡制のなかつた時代の事を思へば、其運用如何に依つては、却て繁文褥禮の弊を矯めて自治制の發達に好果を齎すものと思はれる。

法律にあつては、同年新たに陪審法が、法律の社會化、民衆化を助長すべき精神に依つて採用されたことを大書せねばならぬ。其實施の効果については、多少の危惧もないではないが、それらは時が解決すべき問題である。其理論の基礎を認めて、飽迄もこれが達成を期せねばならぬ。

此時代に於ける經濟界の長足な進歩は産業の發達を反映するものであるが、同年又財産税、不勞所得税、奢侈税を根本として税制の改革が行はれたことも顯著なる事實の一つである。

大正十二年東京を含む關東地方の大震災は、或意味に於て經濟界の大破壊であつたが、其割に人心が萎靡もせず、復興の氣分が漲つて、國際間にも財政上の信用の失墜を免れたことを思ふにつけ、震災後に煥發された國民精神作興の詔勅の感化を度外視することは出来まい。

#### 四 國運の發展

大正時代に遭遇した國際間の出來事中最も重大なるものは世界大戰であつた。此大戰に於て、日本は同盟國なる英國と策應して強國獨逸の勢力を東洋から驅逐し、進んで聯合軍の一員として南洋、地中海に迄も策動したが、其結果、平和會議に於ては、世界五大強國に伍せられて、世界の問題を論議し指導し得る地位に置かれた事は、歴史始つて以來の一大盛事であつて、國運の發展に、に至つたのは、一に明治天皇及び大正天皇の御稜威に依るものである。

抑世界大戰の及ぼした影響は重且つ大であつて、單に物質的ばかりでなく、精神的にも及んだ。我國に於て社會問題、勞働問題の擡頭を見るに至つたのは、實に此大戰の前後からの事であつて、「デモクラシー」が一時の流行語となり、猫も杓子も「デモクラシー」を口にせぬものがないやうになつたのは亦其頃からである。縦ひ其當時は是等の運動も啓蒙的であり、又多少の不純な分子が盛られてあつたにもせよ、此新機運の動きは決して無意義に終る筈はなく、必ずや何等かの痕跡を社會人心に残さないうちは止むまいと思はれた。政治に法律に經濟に社會に、平等、機會均等、差別撤廢等の實現を見、若しくは見んとする運動は、これに依つて激成された。是時に際して大正天皇が皇后と共に、各般の社會的施設に御寄與遊ばされたことは特筆すべき事であらう。

次には又此世界大戰の成果として國際的事實の著しく増加した事を見逃すことが出来ぬ。國際聯盟、國際勞働會議、國際軍縮會議等が即ちそれである。而して斯る超國家的運動につれて、マルキシズムやレーニズムも一部に信者を得て擡頭せんとした。併し是等の會議も回を重ね年を積んで人心の安定すると共に、何所迄國家を超越すべきか、確に一つの疑問となり出した。歐洲の全土は、今や戦後國勢の挽回に熱中するの餘り、國家主義が燎原の火の如くに燃えつゝある。資本家も勞働者も昔の如くに喞み合ふばかりが能でもあるまいと、更に共同の目的に向つて協調せんとして居る。是等の國際會議も最初多少の上ツ調子から次第に眞面目に歸りつゝある。

國際的となつたのは獨りそれらの事ばかりでなく、學問の如きも亦さうであつた。歐米學術の模倣採用に



忙しかつた明治時代から大正時代に入つて、我國の學者は各方面に独自の境地を開拓したから、世界的發見の數々も現れ、中には歐米を凌駕するものも出來て來た。地震學理の如き、脚氣の病源の如き、何れも皆學說の權威が世界的に認められたもの、一つである。歐米に於ける諸種の學術的會議に我國も參加して相當業績を認められて來たのであるが、別して東京に催された汎太平洋學術會議の如きは、我國の主催の下に世界の學者を會して互に學術上の業績を示し合つた最初のもので、而かも申分なき成功を齎したのである。從來我國は戰爭に強き一事を以て世界に知られた結果、軍閥の國として、偏武的好戰的國民として、痛くもなき腹を探られ、米國主催の軍縮會議の如きは、全く我海軍縮少の道具に使はれたものであつたが、斯る科學の進歩に於ても、我國が歐米と同一水準若しくは物に依つてはそれ以上の高度を有することが周知するに從つて、我國に對する觀察は根本から改められなければならなくなつた。これ我れに取つては極めて望ましき事であつて、明治時代から大正時代へかけての我國に於ける高等教育の顯著なる發達に其功を歸せなければならぬ。

然るに大正時代は實に此高等教育機關の完成を以て一つの誇とすべきである。大正天皇はこれが爲めにも深く御軫念あらせられて、莫大の御手許金の御下賜があつた。天皇は又最高等學府たる帝國學士院に御下賜金があり、又中央及び地方の行幸に當つては力めて是等の學校に親臨せられて御獎勵遊ばされた。斯く高等教育の發達に大御心を傾けたまうた天皇の御晩年に至つて、始めて我國が學術上の國際會議を主催するの機運に到達したのは、眞に宏大なる聖恩の成果として最もふさはしき出來事と申さなければならぬ。

##### 五 独自の文化の建設

歴史は連續的性質を有する。明治時代がなければ大正時代も生れない。大正時代があつてこそ始めて昭和の聖代をも生み出すことが出來たのである。

これを文化發展の経路から考へると、明治時代は三百年鎖國の夢から醒めた我國民が知識を世界に求めて、彼れの長を採つて我短を補ひ、甚だしきは我長をも棄て、惜まなかつた。小學校は出來たが、適當の教科書がないから、歐米の小學校の教科書を翻譯して間に合せた。これが爲めにそれらの中には共和を謳歌した文意があつても、別段に問題とならなかつた事さへある。例へば國民性の陶冶に最も役立つべき歴史教育の如きも、初めは中學でも大學でも西洋史を授ける丈で、肝腎な國史は全く閑却されて居た。大學の豫備門即ち今ならば高等學校に相當する學校に國史を置き始めたのは明治十五年頃からの事で、而かも外國人教師の忠告に依つたものである。當時獨逸語の教師獨逸人グロート氏が、歐米各國に於ては此種の程度の學校にて自國の歴史を教へぬところはないといつて、時の豫備門長に意見を述べた。此忠告を受けて始めて國史を置いた豫備門長は後年國粹保存論者として聞えた杉浦重剛先生其人であつた。當時に於ける國史の教科書は新井白石の讀史餘論であつて、一週僅に一時間づゝ其講讀を課したに過ぎぬ。(三上博士の直話)東京帝國大學でも初めは史學科は西洋史丈であつたが、明治二十四年に始めて國史科を設けられ、日本歴史材料として古文書を學術的に研究する事が始められた。而してこれも當時の西洋史擔當の教師獨逸人ドクトル、リース先生の示唆に依つたものである。以て他を類推すべきであらう。



然るに明治時代の末期から大正時代へかけて、あらゆる學問藝術が發達して、一面に明治時代の文化の整理さるゝと共に、他面には我國独自の文化の建設について光明を認めらるゝやうになつた。これ文化發展の過程に於て正に踏むべき経路であらねばならぬ。而かも尙ほ單に其行程にあるといふのみであるから、大正時代の業績を以てもとより満足すべきではない。これを教育について見ても、大正時代に高等教育の機關は備はり乍ら、内容の完備はこれを將來に期せねばならぬが如きは其一例である。國民は宜しく純真なる努力を捧げて、先人の遺緒を繼承すると共に、これを大成して、明治大正以上に昭和の盛世を實現することを期せねばならぬ。(昭和三、一)

## 第四章 思想及び信仰

### 第一 中世の庶民生活と信仰

#### 一 緒言

近來一般社會が無産者に對する關心を有つやうになつてから、史界に於ても亦從來兎角閑却され勝であつた庶民階級に對する考察が盛んになり、別して所謂階級闘争に類する中世の士一揆や、近世の百姓一揆の如き庶民運動に注意が向けられて、最近には百姓一揆の論文で學位を贏ち得た學者さへもある。私がこれから説かんとする題目も亦中世の庶民生活と信仰に關する一考察であつて、此未開拓の荒野の一部に鋏を入れんとする一つの小さい試みに外ならぬ。

併し私は今、限られたる時間にて、五百年にも近い中世の全時代に互つて説かうとするものでは決してない。私が此題目を選んだ動機は今から數週日前、私共の京都大學で國史の演習を行つてゐた際、研究報告者たる一學生の報告中に、中世後期即ち戰國時代の庶民の敬神觀念が冷却した事を説き、其實例として、彼等がよく神社に楯籠りこれに放火した事を挙げたから、私は此事實が稍複雑なる内容を有つものであつて、左様に簡單に斷案を下すべきではなく、且つ當該報告に取つては枝葉の問題であるから、姑くこれに言及することを避けて、他日徐ろに此問題を深く考察するがよからうとの助言を與へたのであるが、いつかは私も



私一己の觀察を纏めて見たいと思つてゐたところへ、本會(大谷學會)に於て一場の講演を試みることになつたから、取敢ず、此題目の下には是迄管見に入つた各種の史料を纏めて其責を塞がんと決心したのである。承るところに據ると、近來宗内の學者達に於ては、神社問題の研究に熱中されてゐるとの事であるが、私の此小研究が多少の參考資料ともなれば望外の仕合である。

## 二 庶民の意義

これより本題に入るに先きだつて、一應各位の諒解を得たい事は庶民の意義である。私のこゝに庶民といふは、中世の社會階級に於て凡下といひ、土民といつた平民階級の事であつて、公卿や侍の如き特權階級からは一般に卑しめられてゐたものであるが、當時の社會は必ずしも今日の社會主義者の説くが如く、財産の有無多少を以て階級附けられてゐなかつたから、他の上層階級にも無産者があつた如く、此庶民階級にも富豪があつて、庶民即ち無産者と看做すことは出来ぬ。加之「デモクラチック」な現代の世相を見馴れた眼には、當時の庶民は是等の特權階級を除いた全部であつて、其間平等無差別の如くに映じようが、其實決してさうではなく、職業的に見て、國民の日常生活に最も密接なる利害關係を有する金融業者たる土倉、借上等が一番幅を利かせてつて、足利時代には、これを副業とした酒屋と共に、常に土一揆の暴動の的となつてゐた。又中世の商業は多く座といふ同業組合に依つて行はれてゐた爲めに、座衆は座の法制たる座法に依つて拘束され、且つ座衆以外の商人は種々の制限を甘受するを餘儀なくされてゐた。今日から想像するが如き自由はもとより當時に望まなかつた。

殊に戰國時代は一般に階級崩壊、因襲打破の時代であつたやうにいはれてゐるけれども、遠に傳統の力は失はれることなく、殊に賤民に對する差別觀念の撤廢杯思ひも寄らなかつた。これについて面白い話は、天文元年莊嚴無比といはれた山科の本願寺の焼かれた年の事、伊勢國司北畠晴具が大和の一向一揆と戦つた時、彼れは山田の穢多非人の一隊に、「穢多」の二字を大書した旗を立てさせて先鋒とし、數百人の將士を其後に續かせた。一揆は旗を眺めて眉を蹙め、斯る穢はしいものと戦争は出来ぬといつて皆退却し出したから、今度は將士が穢多をおしつけて追撃してこれを殲滅したとの事である。割合に賤民に對して同情を有つてゐるといはるゝ一向宗にして既にさうであつたとすれば、他は推して知るべきであらう。

それにつけても史的考察には、色々の偏見を離れて時代を直視せなければ正しき理解に達せられるものではない。財産以外に幾多の事情が人々の地位を決定した昔に迄も、單なる財産の有無に依る階級意識を擴充せんと試み、又歴史の進行が物質的條件、特に經濟的條件に重きを置いて、唯物史觀を構成せんとするが如きは大に慎しまなければなるまい。

## 三 土民の活躍

「凡百姓土民等習、自<sub>レ</sub>上司<sub>ニ</sub>於<sub>テ</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>ル</sub>事者、付<sub>ニ</sub>善惡<sub>ニ</sub>之、奉<sub>ニ</sub>怖恐<sub>ニ</sub>、干<sub>レ</sub>今子細不<sub>ニ</sub>申上<sub>ニ</sub>之處、付<sub>ニ</sub>御事書<sub>ニ</sub>恐々勒<sub>ニ</sub>子細<sub>ニ</sub>之」云々とは建武元年六月二十六日東寺領若狹國太良莊百姓が租税の免除を東寺に歎願した時の請文の一節である。單獨に地主に對する時の彼等の態度は正にこれであつた。下剋上の空氣が著しく濃厚となつて來た南北朝時代頃から、彼等が上司に反抗して或る目的を達せんが爲めには、團體行動を取るの最



も賢明であり有効である事を悟るやうになつた。士民運動が頓に活氣を呈し來ると共に、頻々として行はるゝに至つたのもそれからである。是迄領主の苛征誅求に遭うて逃散を以て唯一の武器としてゐた彼等も、土地に離れては乞食となるか、飢えては路傍に仆るゝの外術を知らなかつた。中央も地方も、此時代には乞食の路傍に坐して行人に錢を乞ふものが多く見かけられたやうである。寛正二年には前年から打續く飢饉に、搗て、加へて疫病さへ暴威を振つたから、餓死するものが多く、京都の市中は其死屍や骸骨で満たされてゐたのを、大雨の爲めに鴨川が漲つて、それらの汚物を奇麗におし流したのを見て、時人は天が、下土の爲めに穢惡を洗はれたのであるとして快哉を呼んだといふ。(碧山日録)然るに開關以來士民蜂起の最初といはるゝ正長元年の京都の徳政一揆はもと近江の馬借一揆に始つたが、是時は全国的に飢饉であつた上に、三日病なる疫疾も流行して無数の死者を出だした事であるから、彼等は死を待つよりも一揆暴動を選んだのであらう。一たび其目的を達した後は、士民の一揆が大和、河内、紀伊に波及し、翌年にかけては播磨、丹波、攝津、伊勢、伊賀等の諸國より遠くは九州に迄も擴つた。彼等の目的はもと土倉、酒屋若しくは豊かな寺産を貸附けて利殖を圖つた寺院等に向つて借書の破棄や抵當物件の返戻を求める事にあつたが、それが勢の激するところ、是等の金融業者に對する掠奪行爲となり、又領主に對する免税運動ともなつた。更に永享元年播磨に起つた土一揆の如きは、守護を始めとして國中の侍を攻撃してゐるが、其目的は侍の國外放逐にあつたといはれる。これこそ立派な階級闘争といへるであらう。又それ程迄ではなくとも、文明十八年に山城に起つた國一揆は、應仁亂の延長として、兩畠山が國內に對峙するに苦み抜いた揚句、十五六歳以上六十歳迄の國中

の士民の大集會を催し、其決議を齎して兩軍の國外退去を迫り、若しこれに應じなければ、彼等として攻撃を加ふべき旨通告したから、兩軍は力なく退去したのである。

事、是に至つて、彼等は最早烏合の衆ではない。彼等の間には統制が保たれて、一絲紊れざる組織的な團體的行動を取る事が出來た。前記山城の國一揆の如きは、更に會合を催して、國中の法制(掟法)を議定し、月行事の名に於て租税の徴收をも實施してゐる。斯る規律的行動は彼等にしては聊か出來過ぎてゐるから、何人か黒幕の内に彼等を操縦してゐたものがあつたらうと思はれぬでもない。事實ないでもなかつたらしい。當時よく士民率人と並稱せられてゐる。侍の失業者は往々士民團の内に投じて事を共にし、中には指導的地位に立つてゐたものもあつたやうである。率人といはず、立派な守護大名の中にもこれを援助したのもあれば、一揆討伐の命が出で、も應ぜなかつたものさへある。これ彼等の要求が貸借破毀の如き、公卿にも大名にも其利益に均霑すべき多くの共鳴者を有してをつたからでもあらう。嘉吉元年の京都の土一揆の如きは、幕府が士民の貸借に限つて破毀を許さんとする、彼等はこれに同意をせない、其理由は彼等にはさしたる貸借もなければ抵當もないものであるから、寧ろ公家、武家の人々の窮乏に同情の餘りに、一揆を起したのであるといつて、一樣に均霑させられねばならぬ事を強硬に主張し、幕府も遂にこれに屈從するの餘儀なきに至つた。更に彼山城國一揆が提出した同國人の生活の脅威となつてをつたところの兩畠山の軍隊の入國禁止を始めとして、寺社本所領の復舊、新關設立の絶對禁止の三要求の如きは、當時に於ける社會各階級の要望であつて、義政の如きは、其一つなる寺社本所領の回復が、守護大名の爲めに妨げられて實現困難なるに



業を煮やして引退を聲明した程であつたから、土民の要求は實に非難の打所なき見上げたものとの好感を以て迎へられるのであつた。されば階級意識の尙ほ消えやらぬ貴族出の高僧（大乘院尋尊大僧正）も、これに對しては「凡神妙」と讚辭を與へてをり、「但興城者爲天下不可然事哉」といつて、それ以上彼等の跋扈を恐れてゐる。

而かも彼等の向上發展を阻止する事は望まざるべきでなかつた。到る處守護を壓迫して其地歩を占め、實權の土民團に歸した國も少くなかつた。守護を殺して一國を占領した加賀の一向一揆の如きは其代表的のものである。斯る土民の活躍を見て「近日は不見<sub>レ</sub>土民侍之階級之時節也」といつた程でなくとも、兩者の階級間の色彩が甚だしく褪色して來た事は事實であつた。

#### 四 土民の神社放火

これから進んで問題の土民の神社放火について考察しよう。それには種々の場合があり、且つ足利時代以前既に南北朝時代から行はれてゐる。

(一) 土民が徳政其他の要求をなした時、それが若し肯かれなければ神社に放火せんと聲言した場合。例へば嘉吉元年京都に起つた土一揆の如きは、洛中、洛外の堂舎佛閣に楯籠つて徳政を行はれねば焼拂はんと脅した。此場合は神社のみではなく寺院も同様であつた。現に是時幕府の管領の命に依つて嵯峨方面の土倉の財産を京都に移さんとすと聞いて、土民共は、さらば嵯峨に放火して天龍寺を焼拂ふべしとの札を立てたといはれる。幕府が土民の要求に應じたのも、彼等が肯かれなければ靈佛靈社を焼拂はんと企てたからである

といはれる。(建内記)

(二) 土民の要求が容れられずして攻撃を受けた時、神社の社殿に放火した場合。例へば康正二年近江坂本に起つた土一揆は徳政を要求して日吉の八王子の社頭に閉籠したから、山門衆徒の使節及び衆徒が攻撃を加へると、彼等は社頭に放火し、三宮、八王子等が焼失した。土一揆數十人或は伐たれ、或は捕はれ、其家は多く焼かれ、其首は京都に上せられた。(師郷記、祇園社記、武家年代記裏書) 是より先き、天授五年に鞍馬寺と賀茂社と貴船の川堺の争から鞍馬の土民は貴船の拜路を絶ち、賀茂の土民は鞍馬の通路を塞いだが、鞍馬の土民は遂に貴船に押寄せて其社殿と民家とを破却した。それと同様の出来事は、永正五年山崎神人と水無瀬宮との間にも行はれてゐる。これは社領の争がもとで、初め山崎の神人は此事に依つて八幡宮に閉籠して嗷訴を企てたが、遂に山崎から水無瀬を襲うて門前に放火した。併し本社が無事であつたのは、遺に世評を憚つたものであらう。(實隆公記) 應永三十三年に、是迄京都の酒屋は諸所に麴業を營んでゐたのを、去年以來、幕府は北野公文所禪能法印の申請に依つて、麴業は北野の社領なる西京の專業とすべしとの令を發して他の麴業を禁止したから、其影響は江州米の下落を來す事となつたので、忽ち打撃を受けた坂本の馬借がこれを幕府に訴へたけれども聽かれなかつたから、大舉して北野公文所禪能法印の坊を襲うて破却せんと企てありと聞え、將軍義持は一色、赤松に命じて北野の社家を警固させた。(兼宣記) 遺の彼等も社家に止めて北野社には手を附けてゐない。

(三) 土民が社殿に放火すると共に自殺せんと脅した場合。例へば嘉吉三年西京の住人が東京の酒屋と酒麴



商賣について幕府に訴へたが、幕府が西京の外、東京の酒屋をも許さんとし、剩へ東京の商人が山門を誘つて訴訟すると聞えた時、西京の神人が北野社に閉籠して、若し東京の酒屋が許されたならば、彼等は各切腹し、且つ社家の坊を襲撃せんと脅した。文安元年幕府は兵を遣してこれを捉へんとすると、彼等は火を放つて北野宮寺を焼いたのである。(康富記)

(四) 土民が社殿に放火すると共に自殺した場合。例へば建徳二年四月に、山城國美豆御牧の中村尙惠が石清水の社壇に楯籠らんとした時、法印梁清が南門を警固してこれを防いだ。中村等は西門より闖入して放火したから、殿司が神體を若宮に移し、祠官坊人が漸く集つて来て社頭で防戦すると、中村等は寶殿に入つて神座のところで自殺した。(後愚昧記、師守記、東寺王代記、大乘院日記目録) 又伊勢の内宮、外宮の争から宇治、山田が互に相反自して、彼鞍馬と貴船との争つた場合の如く、山田側から岡本に關所(番屋)を設けて參拜者の内宮の宿に着くを妨げたから、内宮より山田を詰つたけれども、肯かずに却て一層固く往來を塞いだ。内宮側は國司北畠氏にこれを訴へ、國司も宇治側の理由を認めて山田を諭したけれども、同意せず、却て山田側の榎倉武則を巨魁として、文明十九年十月内宮への通路を嚴禁したから、宇治側は糧食に窮して國司に急を告げた。十二月國司は遂に兵を遣して山田三方に放火させた。榎倉等は外宮に馳入つて、神殿下に楯籠つたが、寄手は攻寄せて、彼等に腹を切らせたくはあるが、それが爲めに神殿を穢し奉らん事は天下の重事であるから、これを避けて敵を討取る計略もがなと躊躇しつゝあつた中に、榎倉は親類七人と打つて出で宇治側と戦つたが、榎倉は重傷を負て殿下に引返し、神殿に放火して切腹した。此事から山田側は宇治

側を怨み、近郷を語らひ、長享三年六月宇治に攻寄せた。内宮の神官(長官、傍官、物忌衆)は先きに外宮が焼けたから、内宮も心許なく思つて、宮中に祇候し、敵にして若し放火するが如き事あらば、神體を移し奉らん覺悟で、戦争開始の頃より神前の祈念をしてゐたところへ、味方の負傷者や老人足弱のもの杯が瑞籬を破つて神殿に通入つた。神殿が穢れるからと堅く制止はしたものの、彼等はこれに應じない。禰宜等は謀つて敵が近づいて來たからといつて神殿から走り出すと、其他のものも亦出で、山の繁みに身を隠したのを見て、禰宜等は神殿へ歸つたが、其内に敵が數百人押寄せて神殿の階下迄亂れ入り、其邊に居つた負傷者老人共を斬り捨てたけれども、禰宜等は山田側から迎へられて無事に宮中より退出し、死者も山田側から皆取り退けた。やがて山田側は最も怨を含んだ十二人を除いて、他の神官の還住して神事を行ふ事に同意してゐる。内宮の神殿は無論別狀なかつた。(内宮子良館記)

(五) 寄手の側から社殿に放火した場合。以上は何れも社殿に楯籠つたものが放火した場合であるが、稀れには攻撃軍から放火した場合もないではない。例へば文明八年賀茂社の社司が諸國にある神領から年貢を納め乍ら、神事を怠り、甚だしきは神木を切つて私宅を飾り、榮華に誇るを見て、氏人がこれを詰責したけれども、社司はこれを肯かずに却て氏人に攻撃を加へんと企て、氏人が此事を奏聞せんとする由を聞いて、近郷の土民を語らひ、急に氏人を襲撃した。氏は事の危急なるを見て、先づ社頭に楯籠つたから、社司等は社頭に押寄せたものゝ、容易に討果すべきやうもなかつた。社司に誘はれて攻寄せた近郷の者共、此分では氏人を討果す事は出來かねるから、社頭へ火矢を射かけて焼討にすべきかと社司に謀ると、社司は縦ひ社



頭を焼拂うてもよいから、氏人を討果すべき計を廻らせと命じた。彼等は直に神殿に火をかけたから、氏人は或は殺され、或は焼死した。其後氏人は社司の密談の場所に押寄せて數人を殺した。社司、氏人より交、此事を奏聞したが、朝廷では理由は兎もあれ、先づ神殿を焼く程の重科は有るまじ、斯様の神敵の體は前代未聞であるといはれて、自後賀茂社の事は氏人に進退させ、神事祭禮は彼等に執行させる事とされた。氏人の中に藤木氏經父子六人は利慾に誘はれて社司に内應したから、後には或は殺され、或は逐はれたが、氏經は播磨國に遁れた。其後社司は氏人に陳謝して、せめては神前の役を我等に勤めさせられたいと申込み、氏人もこれに同意した。他郷に遁れた氏經も道に故郷慕はしく、

よそにても猶こそたのめあらたなる

わけいかつちの神のちかひを

との歌を詠んで舊友に寄せたといふ。(文明八年八月二十三日賀茂社炎上由來記) これを見ても、社司等の怨んだのは氏人であつて、社殿に立籠つた彼等を討果すべき手段に窮した結果、其援兵たる近江の士民に放火の非常手段を許したものの、彼等自身は手を下さなかつたやうである。斯様に氏人と怨を結んだ社司等も、神社に對しては他意がなく、神社の奉祀については、社司と氏人との間に妥協が成立した事を示してゐる。

##### 五 史實の検討

もとより士民の神社放火の史實は以上に止まらぬけれども、其變つた場合の代表的なものを擧げたのであるから、以下これについて検討する事としたい。

是等の士民の神社放火の事實について、先づ第一に考へなければならぬ事は、我國民の神社崇拜が實に祖先以來の傳統的信仰であつて、皇統の連綿、國體の不易に伴ひ、國民生活に融合して常に其心理を支配し來つた事である。足利時代は社會の秩序が紊れ、國民生活が脅されたから、社會のあらゆる方面に於て傳統の力が、何程か褪せた事は私もこれを認める。現に一にも二にも先例の範疇を出でまじとした或る大臣に向つて、應仁亂の東軍の首領山名宗全が、例といふは其時が例である、一概に例に泥みて時を知らざるが故に、公卿は衰微さるゝのである、向後は例といふ文字をば、時といふ文字に代へて御心得あるべしと憶せず言ひ切つて某大臣を窘めたといふ。(塵塚物語) 併し時の流れは此時代の公卿の思想にも何程か變化を與へた事も亦これを認めなければならぬ。文龜元年、後柏原天皇の即位の御大禮が、先例に依つて太政官廳に行はるべき筈であつたけれども、其造營が困難であつたから、紫宸殿に於て代行せらるゝの可否を諮られたに對して、關白一條冬良は「凡如當時者、縱雖無例、猶可被用新儀、已有兩度跡、何論例之吉凶、哉」といつて、當時は先例なき場合でも新例を開かるべき事を説いてゐる。又一揆の世の中といはれた當時に於ても、一揆は強ち士民ばかりではなく、各階級に行はれたものであつて、蟲も殺さぬ公卿達の間にも、同僚排斥の爲めに同盟要求に及んだ事實がある。そこにも色彩の濃厚なる時代色が認められるのではなからうか。

さり乍ら他面から觀察すれば、斯る因襲打破、傳統無視とは正反對の現象が又徐々に擡頭して、それが混亂から統一へと導かんとする傾向も見え出した。時の流れは正に此二派に分れて動きつゝあつた事を見通してはならぬ。又朝廷に於ては亂世の英主と窺ひ奉らるゝ後土御門天皇を始め奉り、皇室の最も式微を極めさ



せられた當時に於て、猶ほ極力朝儀の復興を圖らせられた。頽廢的な將軍義政すらも寺社本所領の復舊を熱心に望んだ。彼れの子で血氣壯んな將軍義熙はこれが爲めに、其命に應ぜなかつた近江國守護六角高頼を思切つて征伐した。義植も亦彼れの後繼者として六角征伐を續けてゐる。此公武の間に共通な復舊の氣分は、亦土民の一揆をも支配して山城の國一揆は寺社本所領の復舊を決議し、其實現を圖つた事、前に説いた通りである。加之永正二年、越中を其手に收めた一向一揆は加賀に於けるが如く國政を支配する事となつたが、彼等はこれと共に國內の寺社本所領を各其本主に返付する事を發表したから、京都や奈良の本所から舊領受領の爲めに使者を派遣した事實がある。(尙通公記)これを以て見るも、彼等土民は一旦守護に依つて押領された寺社本所領をば、それ〴〵其本主に返付する事について幕府の方針を支持したものであつて、此點寧ろ其本所たる貴族、社寺等の歓迎に値こそすれ、何等危険性を帯びたものではなかつた。

更に方面をかへて考へるならば、時代人心が既に一切の因襲打破に傾いて、土民も恃も階級なき世となつたとすれば、家柄の如きは問題でなく、これを表示すべき系圖杯は見向きもせなくなつたかといふに、なかなかさうではなかつた。系圖買といふ新事の商賣も現はるれば、又系圖の新作といふ事が可なり流行してゐたのである。系圖買とは系圖のよい家筋のものが、困窮の餘りに、自家の系圖を他人に賣り、自身は凡下になり下つて逼塞するものが榮枯盛衰の激しい此時代に續出したから、それを買取つて高く賣附ける商賣である。需用がなくては買附の行はれる筈がない。實際系圖買は相當儲かる營業であつたと見える。次に系圖の新作とは其家柄をよくする爲めにより加減な系圖を作る事で、それにも系圖作りともいふべき系圖の偽作

を商賣としたものがあつた。其需用が成上りの朝臣にも武家にもあつたとはいふものゝ、更に土民にもあつた事が見通されぬ。彼等も傳統を貴ぶ我國民であつた丈に、少しく得意を催すと、系圖をよくしたい氣になつたものと見える。一例を挙げれば、文龜二年に九條家の諸大夫の俊通なるものが、近頃になつて關白二條道平の後裔だと言ひ出したが、彼れは本來商人の子であつたのを、近日恣に系圖を新作したもので、言語道斷、以ての外の次第だと和長記に見えてゐる。其最も著しい例を、時代が下るけれども土民から出世した秀吉に於ても視る事が出来よう。

此時代には土民の間に迄も傳統の底力が失はれてゐなかつたとすれば、獨り彼等が神社に對する場合に於てのみ傳統を無視した暴舉を演じ得たであらうか。これから前に擧げた諸例について批判して見よう。

(第一) 神社を以て安全境と認めた事。神社に遁るれば罪を免るゝといふ事は餘程古くより存在した思想であつたと見えて、雄略天皇三年に湯人廬城部連武彦が、栲幡皇女に通じて姪せたと誣告した阿閉臣國見が、其罪の露れて殺されんとするに臨んで、石、上、神宮に逃げ匿れた事が日本書紀に見える。尤も同じやうな慣習は、佛教でも、例へば高野へ入つた罪人は出さないとか、更に特殊のものでは、夫を嫌つた場合の松岡の東慶寺杯の所謂縁切寺に入れば夫婦の縁を切らなければならぬとかいふ慣例があつた。神社と同じ場合は宮中に逃込む事であらう。これも日本書紀に坂合、黒彦皇子が天皇の深き御疑を恐れて葛城大臣圓(つら)の家に逃入つた時、圓の勅使に告げた語の中に、人臣事ある時は逃げて王室に入るといふ事がある。所謂袞龍の袖に隠るゝものであらう。時代は下るが、信長記に、天正五年、松永久秀が大和信貴山に據つて信長に反いた爲めに、



兼ねて人質に入れて置いた十二、十三の久秀の子二人を殺す事になった時、信長の臣村井貞勝が、詐つて明日は内裏に走り入り助けてやらうと兩人に言ひ含めた事が見える。然るに永正元年に土一揆の騒が京都に起つた時の事である。市民は其掠奪を恐れて、禁中ならば安全であらうと、御苑内に小屋掛をして財産を運んだといふ。これ言ふ迄もなく、如何に不規律な土民の一揆も、禁中に迄押入つて掠奪はすまいと信じたからであつて、神社と同様、安全境と思惟した爲めに外ならぬ。

實際神社が彼等の思つた如く安全境であつた事は、賀茂社の場合に於て、社殿に楯籠つた氏人を社司に語らはれて押寄せた近江の土民も、此分では氏人を討果す術がないといひ、外宮に楯籠つた山田側の榎倉等に對して伊勢國司の軍が、神殿を汚さずに討伐せんが爲め苦心を重ねた事實に徴しても知られよう。

(第二) に考ふべきは、土民が神社に楯籠つた事はさながら人質の如く、神社を占領する事に依つて敵の危害を避くべき安全瓣となさんとした事である。神社は國民信仰の標的として神聖なる境地である。特に多くの場合、敵の最も崇拜する神社に楯籠るのであるから、敵もよもや此神社に據つてゐる我身に強襲は加へまい、萬一おして危害を加へんとすれば、當方も其社殿を焼拂はんと聲言したのは、猶ほ己れに反いた敵の人質を殺さんといふと同様である。誰しも頑是なき人質に向つて憎惡の念を懐くものは決してない、——人質は幼子に限らず大人の場合もあるが——己に危害を加へた敵が憎くて堪らぬのである。故に神社には放火せずして門前の放火に止めたものもあれば、又階下迄闖入して敵を殺すに止めたものもある。賀茂社の場合に、社司は土民の使徒から社殿を焼かれたが、それは其當面の敵とする氏人脅威の方法が他になかつたから

の事で、遂に彼等自身は手を下さなかつたやうであり、祭神に對する敬虔の情は後迄も失はれずして、遂には敵の諒解の下に神社の祭祀について妥協を成立させてゐる。内宮の神官に對する山田側の態度も亦同様であつた。

由來或要求を朝廷に提出して其承認を強請する爲めに、其神聖なる寺堂に閉籠する事は南都北嶺の衆徒の慣用手段であつて、彼等はこゝで呪咀を行つて氣の弱い公卿の脅威とし、大抵は其目的を達してゐる。土民の社殿閉籠はこれに「ヒント」を得たものかどうかは確かには言へぬが、彼等は衆徒の如く呪咀する代りに、其要求の容れられぬ場合、社殿に放火する事を以て脅かしたのである。尤も外宮の山田側の場合や、又賀茂社氏人、八幡社の山崎神人の場合の如く、味方の崇敬する神社に籠つた事もあるが、それらは敵味方を問はず崇敬されたからであつた。

(第三) に考ふべきは神社に楯籠つた土民の放火は彼等の死生の窮地に陥つた時の絶望的最後の手段であつた事である。彼等が唯一の要求は斥けられ、加之安全の境地と恃んで一縷の望を繋けてゐた神社に若し寄手が強襲を加へたならば、彼等はこれを脅喝に止めずして、直に火を放け、これと同時に彼等自身も切腹して果てんといつてをり、又これを實現したのである。事、是に至つて彼等は萬一を僥倖して逃げ延びんとするの意志は毛頭なかつた。これを自暴自棄と見んよりも、斯る大罪を犯したものに取つて、自責の念の現れと見るべきであつて、其心事は寧ろ憐れむべきものがあらう。

(第四) に考ふべきは時代人心の異常に尖鋭的となつてゐた事である。南北朝時代より、戦亂永く打續い



て、一般に血を見るに馴れてゐたから、刑罰の如きも、磔、火焙、鋸引といふが如き前代未聞の酷刑が採用され、それでなければ懲罰の目的が達せられずと看做されてゐた。斯る血腥き時代に、神殿を汚してはならぬといふが如き一片の戒告は、血に飢えた魔の手を抑へるに餘りに生温いものであつて、勢の激するところ、彼等が行くところ迄行かねば已まなかつた事について理解を有たねばならぬ。若し平和の時代であつたならば、神社に放火するが如き不祥事はもとより夢想だもされなかつたであらう。さりとしてこれを以て土民に敬神の念が地を拂つてゐたと見るは大早計であらう。北野社の場合、賀茂社の場合、外宮の場合等何れも其日夜崇敬する神職神人等に依つて楯籠られたのであつて、殊に外宮の場合は其尊崇を専らにせんが爲めに内宮側と争つたものゝ手に依つて放火されてゐるのである。是等は身を其時代に置いて時代人の心になつても見ねば、到底今日の常識では判断し得られない事であらう。

(第五) に考ふべきは以上の消極的説明と違つて、積極的に戦國の世相が國民の神祇に對する信念を増大した事である。此時代の國民は皆大なり小なり生命財産の安全が脅されてゐたものであつて、極端の言葉を以て表現すれば、噴火山上の舞踏、一か八かの博奕を行つてゐたものと見られぬ事もない。此種の人間が熱心に神佛に祈願するを習ひとするは今に始つた事ではなからう。事實に於て、此時代位國民の神信心の態度の眞剣であり且つ普及してゐた時代は前後に其比がなかつたとさへ思はれるものがある。今例を神宮に取るならば、當時さなきだに不便を感じた交通が戦亂の爲めに遮断されて、一層の困難を加へたにも拘らず、天照大神は君臣の元祖、日本の神母、日本の國主杯と崇められたまうて、全國からの參拜者引きも切らず、地

方の大小名の如き、敵地を通過するの困難を感じてゐたものは、變装して參詣するものさへ多かつた。これは熊野其他の主なる神社に見るが如く、御師や道者が全國の檀那を吸収する爲めに活躍した結果とも見らるるが、これに依つて神宮神主及び宿の利得は莫大なものであつたらう。宇治と山田との争は畢竟道者の争に原因したといはれる。(大乘院寺社雜事記延徳元年七月十八日條) 此一事でも參詣者の群至した一面が窺れよう。神宮が傳統的に排斥された出家の參詣も容易になり、十穀法師や慶光院の勸進に依つて宇治橋が架けられ、遂に遷宮迄行はれたのは有名な話であつて、これぞ神宮の御解放ともいへるであらう。それ程參詣者が接踵したとすれば、二十年一回の遷宮の後れよう筈もなく、慶光院の如き尼僧の勸進を待つ迄もなからうと思はるゝが、事實はこれに反してをつた。吉田家の説に據ると、此時代の神道界の鬼才吉田兼俱は神宮に詣で、神殿が廢壞してゐるのに禰宜等は宏壯の家に住んでゐるのを見て慷慨の餘り、吉田に歸つて神宮を建てたといはれる。それと同じ事は前記の賀茂社の社司にも見られよう。寺院に於ては、坂本に於ける山門衆徒の放縱な行爲にも現はれ、それが間接には信長の山門焼打に導いたとも思はれてゐるから、神社を賣物として私腹を肥やさんとした不埒の神官が當時になかつたとはいはれまい。

然るに神道界に於て兼俱の如き大立物を生んだのは實に此時代であつた。彼れは神宮を吉田に遷さんとした外、全國のあらゆる神社を吉田齋場殿に奉祀して其綜合を圖り、又神武天皇の御親祭が此國土に於ける祭祀の根元であるといつて、是迄閑却されてをつた神武天皇崇敬の端を開き、又唯一神道を首唱しては神儒佛の一致を高調した。彼れは後土御門天皇を始め奉り義政夫妻父子からも絶大の信頼を贏ち得たが、都鄙を通



じて吉田太神宮に參拜するもの膺至したといはれる。(續本朝通鑑)其動機の純不純は姑く置いて、よく時代人心の機微を捉へ得たところに、彼れの偉大さが掩はれぬ。

彼れと時を同じうした別な意味に於ての教界の偉人は蓮如上人である。此時代の佛教で時代的の新味を十二分に盛つてよく人心を捉へたものに、日蓮宗と一向宗とがある。日蓮宗は宗義宣傳を主とした戰鬪的作戰で異常の成功を収めたが、一向宗に於ける彌陀の他力信仰も亦不安定なる人心に對する未來の保障を與へるのであつた。當時一向一揆の戰爭に於て、大將は其部下の土民に向つて敵方へ懸る足は極樂淨土へ交ると思へ、引き退く足は無限地獄の底に沈むと思つて一足も退くべからずといつて勵すを例としたといふ。斯様に死生を超越して安心決定したものに敵する強兵は有り得ない。其向ふところ勝利を得たのは當然である。彼等は彌陀以外の信仰を必要とせぬのであるが、それかといつて必ずしも好んで傳統に楯突くべきではないから、上人も其お文に於て「マツホカニハ王法ヲ本トシ、諸神諸菩薩モ輕シメズ」云々といはれてゐる。昔法然上人も其徒が神詣を雜行雜修とけなして社會の反感を唆つたのに對して、同様の事を以て門下を戒められた事がある。或は是等は世間體を繕はれたもので、強ち其本意でなかつたといふかも知れぬが、果してどうであらうか。それにしても此釋明を必要とした社會人心の機微を閉却する譯には行かずまい。

(第六)に考ふべきは神社が固有の中立權を失つた事である。それが此問題に取つて最も重要な意義を有つ。元來神社は敵にも味方にも各我味方と信ぜらるゝところに偉大なる超越性がある。神社が經濟上から土民と交渉を有つやうになつて來たものに、諸社の神人がある。日吉神人には京都の土倉があり、北野神人に

は酒麴の商人があり、山崎神人には荏胡麻の商人がある。斯る類の神人は神社を背景として專賣權、專業權を獨占する事に依つて他を壓迫した。鎌倉時代前後の朝廷の新制に此種の神人跋扈の弊が多く指摘されてゐる。神社の座はこれと略同様であつた。更に伊勢内宮の宇治、外宮の山田の如きも、それ〴〵神社を獨占せんとしたものであり、賀茂の社司、氏人亦同様である。是等は神社が土民の生活に緊密の力を有つに至つた事實であるといへ、それは一部の土民が神社を笠に着て他の土民の自由を剝ぐの用に供したのである。斯様に神社本來の中立性が失はれて、敵味方の何れかの獨占到歸したならば、兩者の葛藤から、延いて神社に累を及ぼす事となつたのも、勢ひ免れざるところであつた。此神社の變質、そこに土民をして斯る狂暴を演ぜしめた事に向つて有力なる禍根が秘められてゐたものと看做さなければならぬ。(昭和四、五)

## 第二 住吉神社

祭神と鎮座 抑當社に齋き祀り奉る神々は四座にして、第一本宮は底筒男命、第二本宮は中筒男命、第三本宮は表筒男命、第四本宮は息長帶姫命即ち神功皇后にまします。前の三柱の神々は伊弉諾尊の御子にて、古く住吉大神といはれ給ひ、當社最初の祭神なり。後の一柱の神は氣長宿禰王の女、仲哀天皇の皇后にして、後に配祀せられ給へり。

神代の古傳説に據るに、三柱の神々は伊弉諾尊が日向の橘小門の海水にて黃泉國に於て受けられし汚穢を



滌清め給ひし頃生れ給へり。後神功皇后の新羅を征し給ふに當り、是等の神々は其和魂を以て玉體を守り、荒魂を以て御船を導き奉らんとの神託ありしに、皇后は海上風波の難なく御渡航遊ばされて、新羅王を降され、高麗、百濟二國の王も相次で降附せり。斯くて皇后新羅より凱旋し給ひし後、三柱の神々の神託に依りて其荒魂をば穴門の山田邑に祭り給へり。即ち長門國豊浦郡なる住吉荒御魂神社是なり。然るに皇后穴門の豊浦宮より海路京に還り給はんとするに當り、忍熊王潜に窺竄の志を懷き、兵を播磨に擧げて要撃せられんとする由聞食されしかば、皇后は皇子の御船に南海を迂回して紀伊水門に赴かしめ、皇后の御船は直に難波に向つて進み給へり。然るに如何にしけん御船海中に廻りて進むこと能はず、皇后依つて武庫の水門に引班してトはしめ給ひしに、三柱の神々又其和魂を大津停中倉之長峽に留むべしとの託宣ありしかば、皇后はこれに従はせられ、祠を建て、鎮座せしめ給へり。これより御船は滞りなく紀伊國に渡航して皇子と相會せしめ給ひ、忍熊王はやがて誅に伏せられたり。大津停中倉之長峽とは即ち當社の所在地なる東成郡住吉村の事にて郡名も舊は住吉郡といへり。住吉は舊くすみえと訓ませたりしを後平安朝の頃よりすみよしと呼びならはせり。

當社の攝社末社は延喜式内の名神にて、今は郷社となれる大依羅神社を始めとして三十餘社に及びしことあり。堺の式内開口神社の如きも中古當社の奥院と稱せられ、其南隣なる宿院は當社の頓宮とす。今は大海神社を始め攝社四、末社十六、及び境外末社二あり。境内にはもと神宮寺ありて新羅寺といひしが、明治の初年に神佛混合を禁ぜらるゝに及びて廢絶に歸せり。

**社殿と造營** 當社は斯く古代の建築として、社殿の様式もおのづから他社と異れば、住吉造と稱せられ、大社造、大鳥造に次いで現れしものと看做さる。其輪廓は直線形にして、前面中央に入口を設けたるも、大社造の如く内部に心柱なく、横に床を劃して内陣と外陣とを區別し、其平面はさながら大鳥造を縦に二箇接続したるものに似たり。もと二十年毎に改造せらるゝ制なりしも、其弊少からざりしを以て、弘仁三年に正殿を除くの外は破損に従つて修理をなさしむることゝし、正殿の改造は神税を用ゐ、神税なき時は正税を充てしめられ、神祇副を造宮使とせらる。鎌倉時代より室町時代にかけては段錢を徴して造宮費となし、江戸時代の初幕府は當社の造營を行ひ來りしが、後には隨時寄附金を公募して其修理費に充てしめたり。これを勸化普請といふ。今の社殿は明治十一年の修造にして特別保護建造物なり。

**社格と神階** 延喜の制、當社は名神大社に列し、四度の官幣及び相嘗、祈雨、八十島祭に預れり。當國の一宮にして、廿二社の第十五に班し、中七社の一たり。延暦三年正三位住吉神に勳三等を賜ひ、尋で從二位を授けられしが、大同元年從一位に陞叙せられたり。其後更に正一位を授けられたりしかども、其年月は詳かならず。されど天慶の亂に依りて諸國の神社に位一階を授けられしが、既に極位に叙せられたる神社は其神主に一階を授けらるゝことゝなり、當社の神主利常も外從五位下に叙せられたりしを以て、天慶以前の事なりと知る。今官幣大社に列す。

**神領と社域** 神領は古來沿革あり。天武天皇の時神田三十町を奉りて神酒料に充てられ、大同元年神封二百三十九戸を寄せられたり。平安朝の頃、當國を始め丹波、播磨、安藝、長門、筑前諸國に神封ありて、こ



れが調庸を祭祀料、造營費に充用せられたり。鎌倉時代より室町時代にかけて當國豊島郡、丹波國油井村等の神領たりしは其名残にやあらん。後醍醐天皇の元弘三年には當社の造營料中へ入元貿易船の收益の中二十萬疋を下賜あらせられし綸旨あり。同じ御世に當時住吉郡に屬せる堺北莊は當社の社領にして其地頭并領家職は社家に於て管領し、吉野朝廷の頃には又和泉國大鳥郡に屬する堺南莊も亦社領となり、入港の船舶より徵收する入港税は當社の收入となり居たり。室町時代に至る迄當社の御簾田、塔田若しくは住吉一圓田地なるもの堺莊に散在せり。豊臣秀吉は文祿三年住吉郷の内二千六十石を當社の神領と定めたりしが、徳川家康以來亦これを以て當社の朱印高とせり。當時社地の境域は東西九町南北四町にして、東は上住吉に接し、西は住吉浦の邊に至り、南は細江川を限り、北は西成郡の境に達せり。又神領は東は遠く淺香丘、遠里小野、寺岡、堀等の各邑に接し、西は海に達し、南は叡松原を経て大和川を限とし、北は社地に連り、廣袤東西凡そ十町餘、南北凡そ二十町に及びたりしが、元祿年間新大和川の開鑿と共に、河南街道の西方に當りて七道領と名づくるところに替地を給せられ、六十九石餘を増せり。されど明治維新後等は等の神領はもとより、社地の多くは上地となりて、其一部は住吉公園に編入せられたり。

**神徳と信仰** 當社の祭神は古來威靈灼然なるが中にも、底筒男命以下三柱の神々は神功皇后を扶けて新羅の征討に神威を現し給ひしより外國に事ある時は亦當社に奉幣祈禱あるを常とせり。弘安の役にも當社神殿の南館にては蒙古降伏の供養法を修し、又其北館にては法華經讀誦の長日法を修行したりしが、幾くもなくして敵艦覆没したりき。孝明天皇の御世攘夷の議盛んに起りて國家多事なりしが、安政五年四月三日當社の

神主津守國美を召させ給ひ、一七日の間寶祚の長久と天下の安泰とを祈るべしとの御沙汰を傳へられしかば、國美は勅を畏み、直ちに長峽浦に壯嚴なる神事を行ひ懇禱を抽んでたり。これを濱祈禱といふ。其他平將門の征伐、平家の追討にも當社の祭神は神異を示されたれば、國家兵疫の消伏については常に當社に祈請し奉賽あらせられたり。

又三柱の神々の出現は海に縁ありて、其當社鎮座の由來も海上往來の船を看給はんとの託宣に基くことなれば古來海路を守り給ふ神として航海の平安を祈るもの概ね當社に祈願を籠めたり。されば當社の外、全國各地に祀られ給ふ住吉神社も大抵海岸より程遠からざるところにあり。其主なるものを擧ぐれば、三柱の神々の出現し給へる遺蹟としては筑前那珂郡住吉村に住吉神社あり、神功皇后の新羅より凱旋し給へる時始めて祭られたりし長門豊浦郡の住吉荒御魂神社の外、同時の鎮座と傳ふるもの、壹岐國壹岐郡住吉村及び對馬國下縣郡鷄知村の住吉神社あり。然るに筑前の住吉神社が著名の貿易港たる博多に近さが如く、當國武庫港（兵庫）に程遠からざる菟原郡（武庫郡）住吉村にも住吉神社あり。當社も北の方難波（大阪）には二里餘を距つるのみなるが、仁徳天皇の御世に墨江津を定められてこゝも亦外國往來の要港となり、雄略天皇の御世に身狹村主青が吳の國に使用して其織工と縫工とを伴ひ歸朝せし日は此津に着岸せり。斯くて此津は難波と相埃つて支那文化の輸入に貢獻せしこと少からず。寧樂朝時代には遣唐使の本社に一路平安を祈願し、且つこゝより出帆せるもあり。萬葉集の中なる天平五年入唐使に贈る歌に、そら見つ大和の國、青丹よし、平城の都ゆ、おしける難波にくだり、住吉の三津に舶乗り、直渡り、日の入る國に、遣はさる、わが夫の君を、



かけまくの、ゆゝしかしこき、墨吉の吾大御神船のへに、うしはきいまし、船どもに、御立みたしまして、さしよらむ、磯のさきく、こぎはてむ、泊々に荒き風、浪にあはせず、平らけく、率ひらてかへりませ、もとの國家に、と見えたるは當時の遣唐使と墨江津との關係及び當社の信仰を偲しのばしむ。されば朝廷に於ても遣唐使船の差遣に當りては當社に勅使を遣されて、其恙なく歸着せんことを祈られ、當社の祭神の從一位を授けられしも此御祈に依れり。其他一般の航海業者の當社に對する信仰の熾烈なるは今も昔に異らず。

住吉の地たる、東は大阪、安倍野より丘陵蜿蜒として南に連り、其西は後世土砂の堆積に依りて平地を生ぜしも、もと海に濱して松原あり、白砂青松相映じ風光頗る明媚なりしかば、古來松の名所として京都より文人詞客の來り遊ぶもの多く、加ふるに此地は中古最も盛んなりし熊野詣の通路に當り、熊野遙拜所たりし王子社の如きも阿倍野王子に次いで近く津守王子さへありたれば、貴賤の往來織るが如く、當社に參拜せし後、松原に出で海濱を逍遙して天然の勝景に憧憬せざるはなかりき。

松見ればたちうさものを住江の

いかなる波かしづ心なき

藤原爲長

さればにや中古より當社の祭神は又和歌の神として歌道に志深き人々を守らせ給ふと信ぜられ、詠歌者流の當社に參籠獻詠するもの絶えず、藤原敦頼の如きは類齡八十に及ぶ迄毎月當社に詣で、秀歌を得んことを祈り、源頼實は亦我命を縮めても世を驚かすばかりの名歌を詠み出でんことを祈れりといふ。建仁元年後鳥羽上皇御熊野詣の日、住江殿に入御、和歌の御披露あり、

かくてなほかはらず守れよを經て

此みちてらす住吉の神

とは其折の御製にして、

相生の久しき色も常盤にて

君が代まもる住吉の松

とは供奉の公卿の一人藤原定家の應制和歌なり。歷朝天仁に於波古今集等の御傳授始には亦當社に奉幣あらせらるゝ習ひにて、靈元天皇、櫻町天皇、後櫻町天皇、光格天皇、仁孝天皇の宸翰御製を始め奉り皇族公卿其他僧俗の獻詠等多く當社に珍襲す。

藤原兼實嘗て當社祭神の神徳を奉頌して住吉社は殊に國家を鎮護する神明にして其名異域に聞え、其驗我朝に新なりといへるは實にさる事なり。

皇室の御尊崇 皇室にては古來深く當社を御尊崇あらせられ、天武天皇の御世より歷朝御不豫の折勅使を派遣せられて幣帛を奉られしこと國史に散見し、其祈雨に、祈霽に、事に當りて奉幣、祈禱を仰出され、又神寶を奉納せらるゝこと、世を逐うて絶えず、當社の訴に係るものは、非常の赦と雖も免れざりしが如き、其御尊崇の殊に篤かりしを思ふべし。されば天武天皇の當社に幸し給ひしを始め、平安朝となりては桓武天皇以來屢行幸あり。



いにしへも今日のみゆきのためとてや

天くだりけむ住吉の神

とは後三條天皇行幸の日、太宰権帥藤原伊房の詠める和歌なり。明治天皇には明治元年三月十日当社に行幸あらせられて神主津守國美の館に入御の後、各社に御奉幣御親拜あらせられ、同十年二月十一日にも再び行幸あらせられたり。又昭憲皇太后にも明治二十年二月十五日行啓御拜ありき。

**吉野朝廷と當社** 後醍醐天皇以來吉野朝廷の當社に對する御尊崇は最も深厚を極められたり。當時の神主津守國夏は天皇の御信任を蒙り、北條高時を討ぜられし時密勅を蒙りて、戦捷を祈り、平定の後功を以て從三位に叙せられたり。こゝより南一里を隔てたる堺莊は吉野朝廷西出の埠頭にして、其富近畿に冠たりしが、此地は當社の神領たりしより、住民等は吉野に應じて足利氏の一大敵國たりき。吉野軍の京都に進出を企つるや、常に河内より住吉、八幡に向ふを例とし、天王寺、阿倍野、住吉、堺間は屢其策源地となり、又南北兩軍の交戦地ともなれり。

正平七年吉野軍大舉して回復を圖りし時、後村上天皇には親しく賀名生より河内東條を経て當地に着御あらせられしかば、神主國夏の館を改築して行宮に充て奉れり。同十五年又河内觀心寺行宮よりこゝに移御して駐輦あらせられ、爾來凡そ九年間に於ける吉野朝廷の行在所として全國の號令皆こゝより煥發せられたり。其間國夏、國量父子は心を傾けて夙夜報効を圖り、社家を率ゐて吉野朝廷の藩屏となれり。

正平十五年信濃におはしまし、宗良親王が障ることありて西上の勅命に任せかね給ふを慨せられ、

いつ迄か我れのみひとり住吉の

とはぬ恨を君にのこさむ

と詠みて上らせ給へば、天皇には

わがいそぐ心をしらむ住吉の

松久しきぞ恨みざらまし

と御返しあらせられたり。神主國量の正四位下に叙せられし時、

位山こえてもさらに思ひしれ

神も光をそふる世ぞとは

との御製を給ひしも同じ年の事なり。

正平二十三年天皇は回復の大業未だ其緒に就かざりしに、遂にこゝにて晏駕あらせられたり。當年の行在所は又正印殿ともいひ、當社の東南に當りて、今僅に其遺址を存す。

**武家の崇敬** 當社の祭神は又軍神にましますより、古來武家の崇敬も亦篤く、源頼朝は毎日法樂を怠らざりしが、建久六年其腹心の土梶原景時を遣して神馬を獻ぜしめたり。

我君の手向の駒を引きつれて

行末遠きしるしあらはせ

とは景時が社頭に參着せし時釣殿の柱に書附し歌なり。當國は楠木氏の守護領たりしより正成以下當社を崇